No	0 1				府 省 戶	宁名 経済産業 <del>行</del>	<b>\$</b>
対象	税目	個人住民和	说 法人住民税	事業税 不動産	取得税 固定資産税 事業所税	その他( )	
	要望 電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更 頁目名						
要望	内容		置の対象 (支援 度(令和2年度〜		る制度の概要)		
(概	要)	発電事業・ 小売事業 左記以外の 電気供給事業 その他の事業(資本金一億円超の普通法人) 等					
		課税標準	収入割 付加価値割 資本割	収入割	所得割	付加価値割	資本割
		税率	収入割 1.05% (0.3%) 付加価値割 0.37% 資本割 0.15%	1.3% (0.3%)	400 万円以下の金額 1.4%(1.0%) 400 万円超 800 万円以下の金 額 2.5%(1.8%) 800 万円超の金額 3.6%(2.6%)	1. 2%	0. 5%
	※() 内は、特別法人事業税に係る税率  ・特例措置の内容 電気供給業の課税方式については、従来収入金額が課税標準となっており、令和2年度税制改立発電・小売事業について、外形標準課税が一部導入されたものの、引き続き、他の一般の事業と課税方式が存続している。地域独占や経過措置を除き総括原価方式に基づく規制料金は既に撤廃る発送電分離も行われ、課税根拠は無くなっている。 こうした中、他業種等からの新規参入が拡大し、競争が一段と激しくなっているところ、業種の公平性」を回復するためにも、他の一般の競争下にある事業と同様の課税方式への変更を要望				業とは異なった 散廃されており、 業種間の「課税		
関係	条文		第 72 条の 24 0 施行令 第 22 条	ກ 7 ຮ	条の12、第72条の24の2、第 に関する法律 第2条、第5条、		
減 見込		[初年度]	_	( – )	[平年度] —	( — ) (単位	:百万円)

## (1)政策目的

## 要望理由

電気供給業の法人事業税については、当該事業が地域独占(垂直一貫体制)及び総括原価方式の下で行わ れることを前提に、保有する設備や従業員の規模に比して所得が低く抑えられること(事業規模に対する所 得の過少性)及び電気料金算定時に原価算入し使用者である消費者に転嫁すること(法人事業税の回収確実 性) ができることを根拠として、1949 年度(昭和 24 年度)以降収入金額を課税標準とする課税が行われて きた。

しかし、1995年(平成7年)より発電部門は全面自由化されており、また、「電力システムに関する基本 方針(平成 25 年 4 月 2 日閣議決定)」に基づく電気事業法の改正に基づき(平成 26 年 6 月 11 日関連法案成 立)、2016年(平成28年度)4月1日より、小売部門の全面自由化(上述の地域独占(垂直一貫体制)及び 総括原価方式に基づく規制料金の原則廃止)が行われ、他の一般の事業と同様に競争環境下に置かれること となった。実際に、エリアによっては新電力シェアが2割を超えるなど、異業種からの参入を含めて競争が 進展している。さらに2020年(令和2年)送配電部門の法的分離及び小売規制料金の原則撤廃により、競争 は更に進展している。

その中で、電気供給業に係る法人事業税については、令和2年度税制改正で発電・小売電気事業全体にお いて2割程度の見直しが行われたものの、引き続き、他の一般的な事業と異なる課税方式が適用されている ため、異業種からの参入が相次ぐ状況下においては、新規参入者の間で課税方式・負担に格差が生じる状況 にあり、競争環境の公平性が担保されていない。事業者間の「課税の公平性」を確立することにより、更な る競争を促進することを目的とし、本措置を要望する。

## (2) 施策の必要性

電力システム改革に伴い、電気供給の対価たる電気料金は、規制官庁による認可を受ける規制料金から、 他の一般の事業における財・サービスの提供の対価と同様に市場競争を通じて消費者が選択することができ る自由料金へと変容(今後、経過措置料金も順次撤廃)していることから、電気供給事業者はコスト低減に よる競争力ある価格設定やそれに伴う顧客の獲得等を通して利潤最大化(所得の最大化)を図ることが可能 となっている。また、地域独占が撤廃されたことも相まって、課税分を料金原価に算定し消費者に確実に転 嫁することも難しい状況になっている。以上のように、他の一般の事業と同様に競争環境下に置かれること となった電気供給業においては、当初他の一般の事業と異なり収入金課税方式を採ることとなった根拠とな る事由は失われており、従前通りの収入金額を課税標準とする課税方式を存置する必要性に乏しいと考えら れる。

	I		
		政策体系におけ る政策目的の位 置付け	6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済 構造への円滑な移行の推進
		政策の 達成目標	電気事業における小売全面自由化に伴う電力市場における競争の進捗状況等を勘案しつ つ、他の一般の事業と同様の課税方式を措置することを通じ、課税の公平性を確立し、 更なる競争の進展を図る。
	合理性	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	恒久措置
今回		同上の期間中 の達成目標	
の要望(		政策目標の 達成状況	
税負担軽益	有効性	要望の措置の 適用見込み	他業種からの新規参入者を含め、すべての電気供給事業者が適用対象となる。
減措置等)に		要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	事業間の税負担の公平性が図られることにより、電力市場における更なる競争の進展に 寄与することが期待される。なお、本措置は特定の産業に対する「支援の創設」ではな く、「課税の不公平」を是正する措置であることに留意。
!関連する事項		当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	・特定原子力施設炉心等除去準備金(国税・法人税) ・電気供給業の課税標準の算定において託送料金を控除する特例措置(地方税・法人事業税) ・電気事業者の分社化に伴い外部化するグループ会社間取引等を控除する収入割の特例措置(地方税・法人事業税)
	相当	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	関連する措置はない。
	性	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	
		要望の措置の 妥当性	電気事業における小売全面自由化に伴う電力市場における競争の進捗状況等を勘案しつ つ、他の一般の事業と同様の競争環境下に置かれる電気供給業において、他の一般の事 業と遜色の無い、実態に沿った課税方式を措置することを通じ、当該他の一般の事業と の「課税の公平性」を確立していく本措置は妥当である。

これまで	税負担軽減措置等の 適用実績	_
の税負担軽減	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	
措置等の	税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性)	
の適用実績と効果に関連する事項	前回要望時の 達成目標	
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	
これまでの要望経緯		昭和59年度より継続的に要望 令和2年度改正要望によって、発電・小売事業については2割程度を見直し。

No	02	府省庁名 経済産業省									
対象	税目	個人住民	税 法人住民税	第二章	税不動品	全取得税	固定資産税 事業所種	兑 その	他(	)	
要項		特定ガス	ス供給業等に係	る法人	事業税の誤	親方式	の変更				
		<ul><li>特例指</li></ul>	措置の対象(支	援措置る	を必要とす	トる制度	の概要)				
	内容	特定ガス供給業		一般•	特定	その他の事業			その他の事業		
(概	要)		(※)		ガス導行	管事業	(資本金1億円超の普通	法人)	(資	本金1億円以下の普遍	通法人)
		課税標準	収入割、 付加価値割、 資本割		収入割		付加価値割、 資本割、 所得割		所得割		
			収入割	0.48%			   付加価値割	1.2%		800 万円超	7.0%
		TV	/   += / <del></del> / / / / / / / / /	0.770	収入割	4.00	*Arr -1_ ri-nd	0.50	所	800 万円以下	- 00/
		税率	付加価値割	0.77%		1.0%	資本割	0.5%	所 得 割	400 万円超	5.3%
			資本割	0.32%			所得割	1.0%		400 万円以下	3.5%
		規定する	る特別一般ガス 第9項に規定す	導管事業	<b>業者に係る</b>	る同法第	2 条第 10 項に規定する 38 条第 2 項第 4 号の( を行うものに限る。)	<b>共給区域</b>	内によ	いてガス製造事	業(同法
・特例措置の内容 令和4年度税制改正において、一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業以外のもののうち、特業に該当する事業者以外が行うガス供給業の課税方式については、その他の事業と同様の課税がれたが、ガスシステム改革による事業環境や競争状況の変化を踏まえ、未だ収入金課税の対象を特定ガス供給業、一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業に該当する事業者の法人事業税についる事業」と同様の課税方式へ変更する。				同様の課税方式 課税の対象とな	に見直さ っている						
関係	- 関係条文 関係条文 地方税法第72条、第72条の2、第72条の12、第72条の24の2、第72条の24の7 地方税法施行令第22条、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第2条、第7条										
	似 2額										

### (1) 政策目的

### 要望理由

ガス導管事業等のガス供給業の法人事業税の課税標準は収入金額とするとされており、「その他の事業」と 異なる扱いになっている。以下に記載の理由から、「課税の公平性」を確立するため、一般の競争下にある「そ の他の事業」を行う事業者と同様の課税方式に改めるものである。

### (2) 施策の必要性

特定ガス供給業の課税標準が収入金額とされている理由については、①地域独占企業で料金認可制により 価格転嫁が容易であること、②料金認可制により所得が低く抑えられるため所得金額に対する課税では事業 規模に見合った税負担とならないこととされているが、その前提は以下のとおり、大きく変化している。

まず、ガス事業法における規制緩和について、大口需要に対する自由化範囲が平成 16 年 4 月から 50 万 ㎡ 以上に、平成 19 年 4 月からはさらに 10 万 ㎡ 以上へ拡大され、平成 29 年 4 月からは小口も含めて全面自由化され、原則として料金規制の廃止が手当された。小売全面自由化を契機に、小口の都市ガススイッチングが進むとともに、産業用等(大口)でも、燃料獲得競争が激化している。こうしたガス事業者間の競争の進展に加え、ガスは代替性があるエネルギーであるという特性があることもあり、LPG や灯油等との競争に加え、昨今のオール電化住宅の普及による競争も激化しており、特定ガス供給業を取り巻くエネルギー間競争は熾烈を極めている。実際に、特定ガス供給業を行うガス小売事業者のうち、一部の事業者については、新規参入が円滑化される環境が整備され、他の小売事業者に十分な供給余力が認められるとして、経過措置料金規制が撤廃されている状況にある。

このように、ガスシステム改革(平成27年6月にガス事業法改正)による小売の地域独占撤廃及び料金規制原則廃止が進む中で、平成30年度及び令和4年度の税制改正により、特定ガス供給業に該当しないガス小売事業者等は一般の課税方式へ見直しがなされている。

「課税の公平性」を確立することは、ガス事業における新規参入の増加に伴う更なる天然ガス利用拡大が進む中で、新規参入者と既存ガス事業者間における競争活性化による料金の抑制に寄与し、ガスシステム改革の目的達成に資することから、特定ガス供給業事業者に係る課税方式の見直しが必要である。

## 本要望に 対応する 縮減案

\_

		政策体系にお る政策目的の 置付け	#*# . OT 10 4-10/- 0-14*#								
			ガス供給業は、法人事業税として収入金額(ガス売上)に課税されることから、他の 一般企業と同等の税負担水準とすることを通じて、課税の公平性を図る。								
			売上高に対する租税負担率の業種間比較 (単位:%)								
		政策の									
		達成目標	R2								
	合理性		R3   4.4   2.2   2.4   3.4   1.5   2.1   2.3   3.3   (3.3)   (0.7)   (0.6)   (0.5)   (0.3)   (0.9)   (0.5)   (3.2)								
	性		R4								
今			出典:法人企業統計年報(財務省)他								
回の		税負担軽減	※下段は事業税外形部分及び固定資産税等 措 恒久措置								
の要望		間報 (根質担軽が 置等の適用 は延長期間	又								
税負担		同上の期間 の達成目標	ガス使用者の利益保護や、ガス事業の健全な発達(安定供給、保安の確保等)に向け、 「その他の事業」との公平な競争条件を確保する。								
担軽減措置等)に関連する事項		政策目標の 達成状況									
	有効性	要望の措置の 適用見込み	特定ガス供給業に該当する事業者 5 社 一般ガス導管事業者 190 社 特定ガス導管事業者 29 社								
		要望の措置の 効果見込み (手段として 有効性)	本措置は特定の産業に対する「支援の創設」ではなく、特定の産業(特定ガス供給事業)に対する「課税の公平性」を確立するものである。  本措置による効果は、ガス料金低廉化によってガス需要家に広く還元されるものであり、一個人や企業等に対して支援を行う補助金制度よりも税制による措置が適している。  本措置がない場合、その他の産業との税負担水準の格差が改善されない。								
		当該要望項目 以外の税制上 支援措置	関連する措置はない。								
	相	予算上の措置 の要求内容 及び金額	等関連する措置はない。								
	当性	上記の予算 の措置等と 要望項目と 関係									
		要望の措置の 妥当性	本措置による効果は、ガス料金低廉化によってガス需要家に広く還元されるものである。また、自由化や燃料間競争の進展している特定ガス供給業において、「その他の事業」 並みの税負担水準とすることは、課税の公平性の観点から妥当である。								

_		
これまで	税負担軽減措置等の 適用実績 	
の税負担軽減	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	
措置等の	税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性)	公平な競争条件を確保するために、課税方式を「その他の事業」と同様とすることにより、「その他の事業」との税負担水準の格差を改善する。
の適用実績に	前回要望時の 達成目標	
と効果に関連する事項	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	
Ξħ	までの要望経緯	〇昭和50年度税制改正から「その他の事業と同一の扱い」にするよう継続的に要望。 〇平成30年度税制改正において、「ガス供給業」の対象範囲から、一般ガス導管事業及 び特定ガス導管事業以外のもののうち、ガス製造事業者及び経過措置料金規制対象事業 者以外の者が行うものを除外 〇令和4年度税制改正において、「ガス供給業」の対象範囲から、一般ガス導管事業及 び特定ガス導管事業以外のもののうち、 ・特定ガス供給業以外の事業者を行うものを除外 ・特定ガス供給業に該当する事業者の課税方式について、収入割の一部に外形標準課 税を組入

No	3							府省	庁 名	経済	孫産業省
対象	税目	個.	人住民税	法人住民税	事業税	不動産取得税	固定資産税	事業所税	その他	(	)
要項目		産:	業用地整	備促進税制の	創設						
要望(概	内容要)	が 地 で が	産業用地 方公共団 所得控除 特例措置	に対する二一 体が連携した を設ける産業	ズが高ま 民間事業 用地整備		構を迅速化する 整備において				の用地整備と同様に、 た際の売却益に対し
関係	条文	-	-								
減 見道	収		初年度] 改正増減	精査中 収額]	(	— )	[平年度]	精査中	( –	) ( <u>i</u>	単位:百万円)
要望理由		国 (「地欲」ウ導ノ始 とべ現が 共頓こ	内 2国のの産ののウしま連く在あし団性と投 )内造あ業不産ハ、た携、にるか体にが資 施の成る用足業ウ地、す民お。しが至見を 策立が企地(用や方地る間い 、連る込	に後の地分業造技地事公方こ事で、用携事ま対押が計譲に成術造例共公と業、 地し例れすし 要画ス対は者成を団共で者国 造たがるるす 性をピし、のが整体団、と内 成民発こニる 持一、地不難理の体迅連投 に間生と一。 つドニ方足しし産に速携資 際事しか	事に一公)いた業おなし拡善し業てら業追ズ共や状ガ用い産、大善、者い、者いに団、況イ地て業産の一地がる産の付合体造にド整は用業機一方土。業	割合いなが成なブ備、地用会 公地今の大阪なでは、地間では、地間では、地間では、地域を は、地域を は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	句とでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	でしいっ、今本と箸、こ間、をの事、て。て土年職こ積国な活、取措業全い、造地度員ろさ内っカ、得置者国る、成開、向。れ立てを、すががの。 し発経け 、地い活 るな連	分そ て公済伴 技計る用 場い携譲の き社産走 術画。し 合こし可た たの業支 的を国た はとた能め が減省援 見持内産 所か産	な、 、少で事 地つ投業 得ら業産新 用には業 が事資用 控、用業規 地よ、と 補業の地 除用地	波及効果をもかった。 これの

		政策体系におけ る政策目的の位 置付け	【経済産業省政策評価基本計画】 1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展  【経済財政運営と改革の基本方針 2024(令和6年6月21日閣議決定)】 第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現 〜賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上〜 2. 豊かさを支える中堅・中小企業の活性化 (2)中堅・中小企業の稼ぐカ 工業用水道や産業用地等のインフラの有効活用・整備・強靱化に取り組む。
	合理性	政策の 達成目標	企業が投資を行うための下地作りである産業用地整備を迅速化することで、国内投資を促進する。
今回の		税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	検討中
要望		同上の期間中 の達成目標	政策の達成目標と同じ
(税負担軽:		政策目標の 達成状況	
減措置等		要望の措置の 適用見込み	精査中
	有効性	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	近年、迅速な開発、開発ノウハウや技術的見地の補完の観点から、従来の地方公共団体独自の開発ではなく、地方公共団体が民間事業者と連携した産業用地整備が増加。令和6年6月に経済産業省が実施した調査では、今後産業用地を造成する際に、民間事業者と連携したいと考えている地方公共団体は約86%であり、今後官民連携による産業用地整備の更なる進展が見込まれる。 他方、現行制度では、産業用地整備において、地方公共団体が土地を取得する場合は地権者に対して所得控除が設けられている一方、地方公共団体と連携した公益性の高い事業であっても民間事業者が土地を取得する場合は地権者に対する所得控除が設けられておらず、用地造成事業の遅延や頓挫に至る事例が発生。今後、官民連携による用地造成の増加に伴い、こうした問題の増加も見込まれる中で、公益性のある産業用地整備において民間事業者が土地を取得する場合に、地方公共団体が土地を取得する場合と同様の措置を講じることは、地権者交渉の円滑化や迅速な産業用地整備に有効である。
	相当	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	地方公共団体が地権者から土地を購入する場合や、土地区画整理事業として民間事業者が地権者から土地を購入する場合などの譲渡所得の特別控除について規定されている。(租税特別措置法「第五款 特定事業の用地買収等の場合の譲渡所得の特別控除」)
	性	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	_

	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	
	要望の措置の 妥当性	一定の要件を設けた上で、地方公共団体が民間事業者と連携する産業用地造成事業のために 地権者が土地を譲渡するインセンティブを与えることは、合意形成の円滑化や迅速な産業用地 整備に寄与し、政策手段として有効かつ妥当である。

これまで	税負担軽減措置等の 適用実績 -	
の税負担軽減	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	
措置等の	税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性)	
の適用実績と効果に関連する事項	前回要望時の 達成目標	_
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	
これ	までの要望経緯	

No	0 4	
対象	脱目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 ( )
要到項目		外国子会社合算税制の見直し
要望(概:		・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 経済のデジタル化に伴う課税上の課題への解決策として国際的に合意されたグローバル・ミニマム課税は、 我が国でも令和5年度税制改正にて所得合算ルール(IIR: Income Inclusion Rule)の法制化が行われ、令 和6年度税制改正では同ルールについて、OECDにより発出された追加ガイダンスの内容や国際的な議論の進 展を踏まえた見直しが行われ、2024年4月より適用が開始された。さらに、OECDにて実施細目の議論が継続している論点等については、令和7年度税制改正以降での法制化が検討されている。こうした状況に鑑み、グローバル・ミニマム課税の更なる法制化を踏まえ、外国子会社合算税制における事務負担の軽減のための手続き等の簡素化等を行う。具体的には、外国子会社合算税制の対象となる企業の判定方法の簡素化、外国子会社合算税制とグローバル・ミニマム課税の申告時期等の関係整理、申告実務の見直し等について検討する。
関係	条文	法人税(租税特別措置法第66条の6~9) 所得税(租税特別措置法第40条の4~6)
減, 見込		[初年度] — ( — ) [平年度] — ( — ) [改正増減収額] — (単位:百万円)
要望	理由	(1) 政策目的 経済のデジタル化に伴う課税上の課題への対応として、2021 年 10 月、0ECD/G20 BEPS 包摂的枠組み (Inclusive Framework on BEPS: IF) において 2 つの柱 (市場国への課税権配分、グローバル・ミニマム課税) が最終合意された。このうちグローバル・ミニマム課税については、各国で法制化作業及び制度の実施が進んでいる。我が国でも令和 5 年度税制改正にて所得合算ルール (IIR: Income Inclusion Rule) に係る法制化が行われるとともに、令和 6 年度税制改正では同ルールについて、0ECDにより発出された追加ガイダンスの内容や国際的な議論の進展を踏まえた見直しが行われ、2024 年 4 月より適用が開始された。さらに、0ECDにて実施細目の議論が継続している論点等については、令和 7 年度税制改正以降での法制化が検討されている。グローバル・ミニマム課税の更なる法制化を踏まえ、外国子会社合算税制における事務負担の軽減のための手続き等の簡素化等を行う。  (2) 施策の必要性 国際合意に基づいたグローバル・ミニマム課税の導入は、国際的な法人税の引下げ競争に歯止めをかけるものであり、税制面において日本企業と外国企業との公正な競争条件を確保し、日本企業の国際競争力の維持及び向上に資するものである。 他方で、同課税の導入にあたっては新たな事務負担が生じること等が見込まれていることから、日本企業への過度な事務負担とならないように、既存の外国子会社合算税制を簡素な制度にする必要がある。
本要 対応 縮源	する	<del>-</del>

		政策体系における政策目的の位置付け	2. 対外経済関係の円滑な発展
		政策の 達成目標	日本企業の海外展開の円滑化
	合 理 性	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	恒久的措置
今日		同上の期間中 の達成目標	日本企業の海外展開の円滑化
回の要望(税		政策目標の 達成状況	_
負 担 軽	有効性	要望の措置の 適用見込み	_
減措置等)に		要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	日本企業の海外での健全な事業活動における課税リスクや事務コストを低減し、海外展 開を円滑化することが可能となる。
関連する事		当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	本要望項目以外の税制上の支援措置はない。
項	相	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	予算上の措置等はない。
	当 性 性	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	_
		要望の措置の 妥当性	令和 7 年度改正以降に見込まれるグローバル・ミニマム課税の更なる法制化を踏まえ、 外国子会社合算税制について必要な見直しを行うことを求めるものであり、対象企業の 事務負担軽減を図るものとして、当該税制の見直しによる措置が妥当。

		_						
これまで	税負担軽減措置等の 適用実績 	_						
の税負担軽減	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	_						
措置等の	措							
適用実績と	前回要望時の 達成目標	日本企業の海外展開	の円滑化					
効果に関連する事項	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	理						
		平成 22 年度 拡充	(合算対象を判定する租税負担割合(トリガー税率)の引下げ(25%→ 20%)) (統括会社特例の導入)					
		平成 25 年度 拡充	(無税国所在外国子会社の外国税額控除の見直し)					
		平成 27 年度 拡充	(被統括会社の範囲の見直し) (税務申告時の別表添付要件の見直し)					
		平成 28 年度 拡充	(外国税額控除の適正化)					
		平成 29 年度 拡充	(外国関係会社の判定方法における少数株主排除基準の導入) (航空機の貸付けの取扱いの見直し)					
これ   	までの要望経緯	平成 30 年度 拡充	(日本企業による外国企業買収後の組織再編における株式譲渡益に対する合算課税の見直し) (その他外国子会社合算税制について日本企業の経済実態を踏まえた 見直し)					
		令和元年度 拡充	(ペーパーカンパニーの範囲等の見直し)					
		令和2年度 拡充	(部分合算課税制度における受取利子等の範囲の見直し)					
		令和5年度 拡充	(特定外国関係会社の適用免除基準の見直し) (書類添付義務の見直し)					
		令和6年度 拡充	(ペーパーカンパニー特例の見直し)					

No 5		府省庁名経済産業省
対象税目	個	- 人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 ( )
要望 項目名	t	定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例、特定中小会社が発行した株式の取得に要し 金額の控除等、特定新規中小企業者がその設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等及び特定 小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等(エンジェル税制)の拡充
要望内容(概要)	;	特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 【エンジェル税制の地方税分について】 地方税においては、地方税法附則第35条の3に基づき特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰 控除等が優遇の対象となる。
		特例措置の内容 スタートアップに対する資金供給を促す観点から、エンジェル税制について、その利便性を向上し、更な 利活用を拡大するため、株式譲渡益を元手とする再投資期間(現行は同一年内)の延長等を要望する。
関係条文		所得税:租税特別措置法第37条の13、第37条の13の2、第37条の13の3、第41条の18の4 租税特別措置法施行令第25条の12、第25条の12の2、第25条の12の3、第26条の28の3 租税特別措置法施行規則第18条の15、第18条の15の2、第18条の15の2の2、第19条の11 人住民税:地方税法第32条第2項、第313条第2項、地方税法附則第35条の3
減収 見込額	_	初年度] - ( - ) [平年度] - ( - ) 改正増減収額] - (単位:百万円)
要望理由	題ジ	1)政策目的 我が国のスタートアップ・エコシステムは、人材・事業・資金の各面で課題があり、さらにそれぞれの課 が相互に絡み合い、好循環が生まれていない状況にある。この内、資金面について、起業家の創出やエン ェル投資家等の個人のリスクマネーによるスタートアップへの投資を強化し、スタートアップ・エコシス ムに循環させることを目的とする。
	う制起対 るほ制税制そ	2)施策の必要性 スタートアップは、社会課題の解決を成長のエンジンとする、新しい資本主義を体現する存在であり、こしたスタートアップを産み育てる環境を整備することは非常に重要である。これを踏まえ、エンジェル税について、令和5年度税制改正で、株式譲渡益を元手とした創業間もないスタートアップへの再投資及び業に対する非課税措置を創設した。さらに、令和6年度税制改正で、有償新株予約権の取得金額も税制の象となる株式の取得金額に加える等し、税制の利便性の向上を図ってきた。ここで、極めてリスクの高いエンジェル投資やスタートアップの起業には長期間の精査・検討が必要であ。実際、元手となる所得が発生してから十分な再投資までに1年以上要しているエンジェル投資家は多いか、一度起業した会社を売却してから次の起業まで複数年を要している連続起業家も多い。しかし、本税の適用にあたっては、株式譲渡益等の所得が発生した年内に再投資を行う必要がるため、特に令和5年度制改正で措置した非課税措置を含む、株式譲渡益からの控除措置については、その適用が困難であり、税の効果が十分に発揮されていないと考える。こで、スタートアップに対する個人からの資金供給を促す観点から、エンジェル税制の更なる利活用拡大ために株式譲渡益を元手とする再投資期間(現行は同一年内)の延長等を要望する。

_				
		政策体系における政策目的の位置付け		3. イノベーション政策の推進並びに産業標準の整備及び普及 (参考)主な閣議決定文書等 【令和6年度与党税制改正大綱(令和5年12月14日決定)】 第一 令和6年度税制改正の基本的考え方 2. 生産性向上・供給力強化に向けた国内投資の促進 (3)スタートアップ・エコシステムの抜本的強化(抜粋)エンジェル税制については、令和5年度税制改正により措置されたスタートアップへの再投資に係る非課税措置を含め、再投資期間の延長について、令和7年度税制改正において引き続き検討する。 【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版(令和6年6月21日閣議決定)】 IV. 企業の参入・退出の円滑化を通じた産業の革新 1. スタートアップ育成5か年計画の実行 (1)資金供給の強化と出口戦略の多様化 ⑨スタートアップの資本政策・資金調達へのサポートの強化
今回の要望(税負担軽減	合理性			また、スタートアップへの資金調達の支援強化に向けて、エンジェル税制における再投資期間の延長、「略」について検討を行う。  【経済財政運営と改革の基本方針 2024(令和6年6月21日閣議決定)】 4. スタートアップのネットワーク形成や海外との連結性向上による社会課題への対応 (1) スタートアップの支援・ネットワークの形成ディープテック分野の研究・事業開発に対し、支援段階や内容、方法の充実を図る。非上場株式の流通活性化、官民ファンドの出資機能の強化など、レイターステージを含む成長段階に応じて、資金が円滑に供給される環境を整備する。エンジェル税制における再投資期間の延長について、検討する。
措置等)に			策の 成目標	スタートアップへの投資額について、2022 年度と比較して、5 年後の 2027 年度に 10 倍 を超える規模(10 兆円規模)とする。 (スタートアップ育成 5 か年計画、令和 4 年 11 月 28 日新しい資本主義実現会議決定)
関連する			税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	期限の定めなし
る事項			同上の期間中 の達成目標	政策の達成目標と同じ
		政策目標の 達成状況		令和 5 年の国内スタートアップの資金調達額:8,039 億円 (令和 6 年 7 月 19 日時点、出典:スピーダスタートアップ情報リサーチ)
		要望の措置の適用見込み		
	有効性	効 (	望の措置の 果見込み 手段としての 効性)	創業初期のスタートアップへの投資はリスクが非常に高く、その資金調達は極めて困難であるところ、ベンチャーキャピタル等からのまとまった資金調達までに重要な役割を果たすのがエンジェル投資家と呼ばれる個人からの投資である。また、スタートアップ・エコシステムの裾野を拡大するためにはスタートアップの起業が必要不可欠だが、エンジェル投資と同様、極めてリスクが高く、我が国の開業率は諸外国と比較して依然低調である。そのため、大きなリスクを取った個人によるエンジェル投資及び起業を後押しし、スタートアップの資金調達環境を整備することは非常に重要。本要望によりエ

			ンジェル税制における再投資期間を延長することで、得られた株式譲渡益を我が国のスタートアップ・エコシステムにより力強く還流させ、その抜本強化を図る。
		当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	
	相当	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	
	性	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	
		要望の措置の 妥当性	本施策は、株式譲渡益等の所得が生じた個人によるスタートアップの起業及びスタートアップへの投資を促進するものであり、その性質上予算措置ではなく、租税特別措置によって実施することは妥当である。
これまでの税負担	税負適用	担軽減措置等の 実績	【税制適用を受けた投資額】 ※直近5年間の実績を記載 ※令和6年3月31日時点の実績であり、過年度申請が行われた場合、変動する可能性がある。 令和元年度:約78億円 令和2年度:約89億円 令和3年度:約167億円 令和4年度:約140億円 令和5年度:約120億円
軽減措置等の適	形 の す	「地方税における 対負担軽減措置等 D適用状況等に関 る報告書」に Sける適用実績	
週用実績と効	税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性)		平成9年度の税制創設以降、種々の改正を行っており、特に、令和2年度改正における株式投資型クラウドファンディングへの投資の対象化や令和6年度改正による有償新株予約権の取得金額の対象化など、時代の変化に対応した制度とすることで一定の効果は見られた。引き続き税制措置によって個人からのリスクマネー供給を促進し、スタートアップの資金供給環境を整備することは重要。
果に関連す	前回達成	要望時の 目標	
る事項	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由		

	平成 9 年度 創設
	平成 12 年度 拡充 (売却益圧縮の特例、対象要件の拡充)
	平成 14 年度 拡充 (投資事業組合経由にも適用)
	平成 15 年度 拡充 (取得費控除制度の創設、対象要件の拡充)
	平成 16 年度 拡充 (経済産業大臣認定制度導入 (認定対象:投資事業有限責任組合のみ)、
	売却益圧縮特例の拡充)
	平成 17 年度 延長 (売却益圧縮特例の延長)
	平成 19 年度 延長、拡充 (売却益圧縮特例の延長、要件及び手続の拡充)
これまでの要望経緯	平成20年度 拡充、縮減(所得控除制度創設、売却益圧縮特例の廃止)
しれるとの安主性性	令和 2 年度 拡充、縮減 (対象要件の拡充、経済産業大臣認定制度の認定対象の拡充 (少
	額電子募集取扱業者の追加)、所得控除制度の縮減、申請書類の一部削
	減)
	令和 5 年度 拡充 (株式譲渡益を元手とした創業間もないスタートアップへの再投資等に
	対する非課税措置の創設等、申請書類の一部削減)
	ハナン のうにかいいりゅうこうかん 十二日 女ペン ロルコルダン
	令和 6 年度 拡充(有償新株予約権の取得金額の対象化、指定金銭信託(単独運用)を通
	じた投資の対象化)

No	6							<u>府</u>	省 庁 名	経済産	業省		
対象	税目	個。	人住民税 法人住	民税事	業税 不	動産取得税	固定資	<b>産税 事業</b> 所	税その	他(	)		
要項目		_	域経済牽引事業( 除(地域未来投資				用機械	等を取得しア	た場合の特	持別償却)	又は法人	、税額等の	特別
要望(概		い業大得象とくれると	持例措置の対象 特例措置を が表示では が表示では のはのはでででででででできる。 でででででででできる。 でででででできる。 ででできる。 でででででできる。 でででででできる。 でででででできる。 ででできる。 でででででででできる。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	業づ展にいる 備・頑備 ・ 手が设めきのもて合 品構控品 構 間戦け促都基の、計 築除 築 延略るの強強に下額 物/> 物 長的。	よ 県 は は は は は は は は は は は は は	域の成長を展が承認している。 はい では できまれる はい できまれる はい できまれる はい できまれる はい できまれる はい できまれる かい できまれる かい できまれる かい できまれる かい できまれる かい できまれる しゅう しゅう はい かい	の基と設置金 展 のし まう 盤経 から 基本 ない 基本 ない まま ない まま ない まま かま	牽引事業計で主務を 主務を は大増額に 80 館化に 経路と 10 第 11 第 12 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	画になるとしいでは、 くい ない はい	で に に に は に 当 を の に 当 を の に の に の に の に の に の に の に の の に の の に の の の の の の の の の の の の の	る承記 が が が は い い に る に に に に に に に に に に に に に	域経済牽に は は は は た は た が は た が が が ( く ( く ( く ( く ( く ( く ( く ( く (	引主に、20% ち 対
関係	条文	地方	等 方税法第 23 条第 所得税関係:租種	说特別措置	法第 10	条の4、租税	特別措	置法施行令	第5条の				
減 見返		[;	法人税関係:租利 初年度]	说特別措置 <b>查</b> 中 一	<u>法第 42</u> (	! 条の 11 の 2 ▲2, 631	<u>、租税</u> 物 )	寺別措置法旅 [平年度]	5行令第2 精査		(	▲2, 631 :: 百万円	) )

## (1) 政策目的

### 要望理由

地域未来投資促進法に基づき、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に対する相当の経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業における設備投資を促進することにより、地域の成長発展の基盤強化を図る。

## (2) 施策の必要性

我が国の地域経済は、人口減少が本格化する中で、東京圏とその他の地域との間には一人当たり県民所得等に差が存在しているなど、依然として厳しい状況にある。このような状況の下、我が国経済を持続的に成長させるためには、地域経済を牽引する事業を創出し、当該事業が地域経済を牽引することを通じて、地域全体の稼ぐ力を高めることが重要である。

地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業は、その承認の要件として、高い付加価値額の創出や、雇用者数の増加等を通じた地域への経済的効果を求めており、地域経済を牽引する効果が大きいものと認められる。このため、平成29年度以降、地域経済牽引事業に対して課税の特例を措置し、地域経済を牽引する事業の創出を促進してきた。

本税制措置においては、これまでに 3,200 件以上の地域経済牽引事業が主務大臣による課税特例確認を受けたところであり、これらの事業により見込まれる設備投資は、今年度までに 9 兆円以上に及ぶ。

さらに、本税制措置を活用した事業者は、活用していない事業者と比較して、特に従業員数や売上高、給 与総額、域内仕入額について有意な政策効果があったことが分かっている。全国で旺盛な設備投資計画が継 続する中で、これらの点も踏まえると、本税制措置の適用期限を延長し、引き続き、地域経済牽引事業にお ける設備投資を一層促進することが必要である。

また、人口減少の急激な進展に伴う地域経済の衰退を勘案すると、地域に根付く重要産業の成長を一層促進し、地域経済の基盤強化を図らなければならない。労働力不足や地方財政の逼迫など様々な課題を抱えるなかで、こうした重要産業を対象とした重点的な設備投資の促進が求められる。なお、地域の主体的かつ計画的な取組において、こうした重要産業の重点的な振興を図ることは、地域の成長発展の基盤強化を目的とするものであり、地域未来投資促進法の趣旨とも整合的である。

さらに、本税制措置では、最大80億円までの機械・装置等の設備投資を対象に税額控除等を行うことができるが、全国で旺盛な設備投資計画が継続する中で、一般的に投資規模が大きくなればなるほど設備投資の完了までに要する期間は長くなる。加えて、昨今の資材不足等に起因し、調達時期の遅れが課題となっていることや、深刻な産業用地不足から、農地や市街化調整区域における土地利用転換手続きを踏まえた用地の確保・設備投資を行う事業者が増えていることなどを勘案すると、従来の租特期間の2年間以内に設備投資を完了できないケースが多い。

## 本要望に 対応する 縮減案

-

	合理性	政策体系におけ る政策目的の位 置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展
		政策の 達成目標	企業活動基本調査の調査対象となる地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者からなる企業群の、常時従業者一人当たり付加価値額変化率:年2%以上(令和2年度~令和6年度幾何平均)[第2期「まち・ひち・しごと創世総合戦略(2020改訂版)]
		税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	令和8年度末まで
		同上の期間中 の達成目標	政策の達成目標に同じ
今回		政策目標の 達成状況	企業活動基本調査により得られる最新のデータが令和2年度実績であり、政策目標の測定期間のデータが得られていないため、現時点において、政策目標の達成状況を評価することはできない。今後、データが得られた段階で、政策目標の達成状況の評価を行う。
の要	有効性	要望の措置の 適用見込み	精査中
望(税負担軽減措置等		要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	本税制措置の対象事業者は、設備投資額の一定割合について、特別償却又は法人税額等の税額控除を受けることにより、設備投資初年度の資金負担が軽減される。このことにより、地域企業の積極的な設備投資が促進され、地域企業の成長・生産性向上に資するものとなり、地域経済の基盤強化が期待される。また、人口減少が急速に進み、地域経済の衰退が予想されるなかで、地域において重要な位置付けを占める産業やまさに成長途中にある産業を対象に、大規模な設備投資を促進していくことで、地域経済への強い波及効果が期待される。さらに、この際、地方公共団体においても、当該産業の振興に関する計画を策定する等の関与が求められることから、これまで以上に地域経済への波及効果が期待される。
)に関連		当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	
す る 事		予算上の措置等 の要求内容 及び金額	
項	相当性	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	
		要望の措置の 妥当性	本税制措置の適用を受けるためには、 ① 青色申告書を提出する個人または法人が、 ②地域未来投資促進法に基づき、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域の事業者への相当の経済的効果を及ぼすと認められるものとして、都道府県知事から地域経済牽引事業計画の承認を受けた上で、 ③地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして、主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けることが必要となる。この際、地域経済牽引事業を行おうとする地域が、当該産業の新興を重要なものと位置づけ、当該産業の振興に関する計画を策定することなどが求められており、地域の成長発展の基盤強化に特に資するものに限定して課税の特例を措置しているものであり、課税の公平原則に照らし、政策目的を達成するために必要最小限の特例措置となっている。

これまでの税負担軽減	税負担軽減措置等の適用実績	① 減収額実績 <特別償却> 平成 30 年度 9 億円 令和元年度 15 億円 令和 2 年度 22 億円 令和 3 年度 24 億円 令和 4 年度 22 億円 令和 3 年度 41 億円 令和 2 年度 67 億円 令和 2 年度 83 億円 令和 3 年度 91 億円 令和 4 年度 86 億円 ② 適用事業者  平成 30 年度 73 件 令和 73 年度 136 件 令和 2 年度 151 件 令和 3 年度 143 件					
措置等		│ 令和 4 年度 141 件 <税額控除> 平成 30 年度 112 件					
の		令和元年度 162 件					
適		令和 2 年度 185 件					
用		令和 3 年度 223 件					
実		令和 4 年度 222 件	-1. / ~-~\/.		1497±T (D.1. 15-1	<b>-</b> \	
績		〇適用実態調査情報に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額(R4 年度)   (単体はよ)					
め効		(単体法人)   措置名	道府県民税	事業税	市町村民税	(単位:千円) 地方法人特別税	
果に		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	57, 829	1, 472, 924	346, 974	583, 129	
関		を取得した場合の特別償却	,	, ,	,	·	
連する事	「地方税における 税負担軽減措置等	地域経済牽引事業の促進区域 内において特定事業用機械等 を取得した場合の法人税額の 特別控除	18, 190	_	109, 143	_	
項	の適用状況等に関 する報告書」に	(連結法人)				(単位:千円)	
	おける適用実績	措置名	道府県民税	事業税	市町村民税	地方法人特別税	
		ルピのグネコキャックルワン					
		│ 地域経済牽引事業の促進区域 │ 内において特定事業用機械等	831	22, 629	4, 984	8, 373	
			० ० ।	22, 029	4, 904	0, 3/3	
		地域経済牽引事業の促進区域					
		内において特定事業用機械等	707		4 700		
		を取得した場合の法人税額の	797	_	4, 780	_	
		特別控除					

		本税制措置の政策効果を検証するため、平成30年から令和2年に、本税制措置に係る課税特例の確認を受けた企業群(以下「処置群」という。)について、売上高・従業員数・給与総額・域内取引額の各指標の伸び率を下記の手法により確認した。
	税負担軽減措置等の 適用による効果 (手 段としての有効性)	①傾向スコアマッチングによる対照群の特定 処置群の各企業について、売上高・従業員数等の企業規模等が類似しており、政策措置 を受ける確率(傾向スコア)が最も近い企業をマッチングさせる。この手法によりマッチ ングされた比較対象の企業群を対照群とする。
		②「差の差」の手法による政策効果の特定 各指標について、(a) 処置群における本税制措置に係る課税特例の確認を受けた前後 4 または 6 年間の差分と、(b) 対照群における同期間の差分を計算した上で、(a) と(b) の差 分を政策効果とする。
		この結果、各指標について有意な政策効果が生じており、本税制措置による政策効果が確認できる。したがって、引き続き、本税制措置を講じることは、地域企業の成長・生産性向上に寄与すると認められる。
	前回要望時の 達成目標	企業活動基本調査の調査対象となる地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者からなる企業群の、常時従業者一人当たり付加価値額変化率:年2%以上(令和2年度~令和6年度幾何平均)[第2期「まち・ひち・しごと創世総合戦略(2020改訂版)]
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の 理由	企業活動基本調査により得られる最新のデータが令和4年度実績であり、政策目標の測定期間のデータが得られていないため、現時点において、政策目標の達成状況を評価することはできない。今後、データが得られた段階で、政策目標の達成状況の評価を行う。
これまでの要望経緯		平成 29 年度:創設 平成 31 年度:延長・拡充(※1) 令和 3 年度:延長・拡充(※2) 令和 5 年度:延長・拡充(※3) 令和 6 年度:拡充(※4) (※1) 直近事業年度の付加価値額増加率が一定以上の事業について、地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業として、機械等に係る特別償却率・税額控除率の上乗せ措置を新設等した。 (※2) 課税特例の要件の客観化・明確化を図るとともに、地域経済のサプライチェーン強靭化に資する事業を新たに支援することなどとした。 (※3) 対象事業において、特に高い付加価値を創出する事業を地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業として対象に追加等した。 (※4) 産業競争力強化法で定める特定中堅企業を対象に、地域の事業者に対して著しい経済的効果を及ぼす事業における機械等に係る特別償却率・税額控除率の上乗せ措置を新設等した。

(新設・拡充・延長・その他)

No 7 府 省 庁 名 経済産業省 個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他( 対象税目 要望 探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除の拡充及び延長 項目名 特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 要望内容 国内鉱業者等が、探鉱するための費用の一部を準備金として積み立て、その準備金を実際に探鉱費用に (概要) 充てた場合に、一定額の特別控除を認める鉱業所得の課税の特例制度。 特例措置の内容 鉱業所得の課税の特例制度の延長について、法人税において当該措置が認められた場合、法人住民税法 人割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。(租税特別措置法第58条、同法第59条、同法第68 条の61、同法第68条の62、同施行令第第34条、同施行令第35条、同施行令第39条の88、同施行令第 39条の89、同施行規則第21条の15、同施行規則第21条の16、同施行規則第22条の59において措置さ れた場合、国税との自動連動を図る。) 関係条文 |地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号 減収 「初年度」 - (  $\triangle 2,838$  ) [平年度] **—** ( **▲**2.838 ) 見込額 「改正増減収額」 (単位:百万円) (1) 政策目的 要望理由 エネルギー政策において、石油・天然ガスは2030年度の一次エネルギー供給においても合計約5割を占 める見通しであり、重要な燃料である。他方、世界的な脱炭素化によりダイベストメントが進行し、気候 変動対策への社会的な関心・要請の高まりにより事業者のリスクテイクが乏しくなっている。また、世界 的なカーボンニュートラルの流れを受けて、石油・天然ガスに関する供給国の政策予見性の低下等が生じ ている。こうした中、ウクライナ危機によって世界の供給余力は減少した。我が国においても、燃料価格 や電気料金等の高騰、これらに伴う物価高騰など大きな影響を受けた。これらにより、エネルギー・セキ ュリティの重要性が再認識されたところ。 2024年6月に開催されたG7プーリア首脳サミットにおいても、世界の天然ガス・LNG需給は引き続きタ イトである中、天然ガス・LNGの重要性や、将来的な天然ガス・LNG 不足への対応にはガスへの投資が適切 であることが認識されている。 我が国においても、いかなる情勢変化へ柔軟に対応するための基盤をより強固なものとするため、石油・ 天然ガスの権益取得や調達先の多角化を進め、自主開発比率を可能な限り高めていくことがこれまで以上

に重要となっている。

また、金属鉱物についても、2050年カーボンニュートラル実現に向けて、あらゆる工業製品の原材料と して、国民生活及び経済活動を支える重要な資源であるが、同様にほぼ全量を海外からの輸入に依存して いることや、国際市況の不安定化、探鉱開発プロジェクトの奥地化・深部化、資源国におけるナショナリ ズムの高まり等によるサプライチェーンの脆弱性に加え、国内外での脱炭素化の動きに伴う金属鉱物資源 を巡る各国の資源獲得競争が激化するなど、安定供給確保においてリスクを抱えている。

エネルギー・資源の自主開発等の推進を通じて、これら課題を克服し、我が国の石油・天然ガス及び金 属鉱物資源等の長期的かつ持続的な安定供給を維持・確保する。

### (2) 施策の必要性

本制度は、事業の継続(石油・天然ガス、金属鉱物資源等の採掘)に伴って鉱床が減耗していくという 鉱業の特殊性に鑑み、鉱業所得等の一定率を探鉱準備金に繰り入れた後、探鉱費への支出を条件に所得控 除を認めることで、操業に伴い減耗していく鉱床を新たな探鉱活動により補填(=鉱業資本を回収)することを可能とするものであり、我が国企業が継続的に探鉱・開発を進め、我が国への資源の安定供給を図る上で必要不可欠な制度である。

資源のほぼ全量を海外からの輸入に依存する我が国において、資源の安定的かつ低廉な調達を行うためには、国際市場から調達するのみならず、我が国企業が海外での資源権益を確保し、直接その操業に携わることで、生産物の引取りを行う、いわゆる自主開発の推進を図ることが極めて重要である。

こうした中で、資源開発事業には、数多くのリスクが存在し、例えば、探鉱を開始したにもかかわらず 資源が見つからないといった探鉱リスク、コスト上昇やスケジュール遅延といった操業リスク、政情不安 や為替変動といったカントリーリスクが代表的なものであり、昨今は、探鉱から生産開始に至るまでのリ ードタイムの長期化(10 年~20 年超)、総事業費の巨額化により、こうしたリスクは以前よりも増してい る。また、ウクライナ危機や中東情勢の緊迫化、米中対立の悪化によるシーレーンの不安定化など、事業 者でのコントロールが極めて難しいリスクも生じている。

さらに、金属鉱物資源については、国内外でカーボンニュートラルの動きが加速する中、電気自動車や 再生可能エネルギー関連機器等の普及拡大により、原材料である金属鉱物等の大幅な需要増加が見込まれ るとともに、中国をはじめとする新興国による資源獲得競争が活発化する中、我が国として必要な金属鉱 物資源の安定供給の確保を一層強化していくことが不可欠である。

こうした状況を踏まえ、更なる探鉱活動の促進や我が国の資源の安定供給確保を強力に推進、さらには 2050 年カーボンニュートラル実現に係る需要拡大に対応するための石油・天然ガス及び金属鉱物資源等の 安定供給確保にあたっては、更なる取組強化が必須である。

6. 資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円 滑な移行の推進

○経済財政運営と改革の基本方針2024(令和6年6月21日閣議決定)

- 第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現
- 3. 投資の拡大及び革新技術の社会実装による社会課題への対応
- (2) G X・エネルギー安全保障

エネルギー安全保障については、ロシアのウクライナ侵略や不安定な中東地域による 資源・エネルギー情勢の複雑かつ不透明さに対応するため、強靱なエネルギー需給構造 への転換を進める。需要サイドにおいては、徹底した省エネルギーを進めるとともに、 供給サイドにおいては、自給率向上に貢献し脱炭素効果の大きい再生可能エネルギー、 原子力の電源を最大限活用する。石油・天然ガス、銅やレアメタル等の重要鉱物の安定 供給を確保するため、同志国等との協調を含めた資源外交を進めるとともに、海外での 上流開発を始めとするサプライチェーンの強靱化を促進する。戦略的に余剰 LNG を確 保する。国産海洋資源の確保に向け、メタンハイドレート、海底熱水鉱床、レアアース 泥等の技術開発に取り組む。

〇新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版(令和6年6月21日閣 議決定)

VI. G X · エネルギー · 食料安全保障

- 1 G X · エネルギー
- (2) 強靱なエネルギー需給構造への転換と脱炭素電源の拡大
- ①複雑かつ不透明なエネルギー情勢への対応

エネルギー分野では、ロシアのウクライナ侵略や不安定な中東地域の資源・エネルギ --情勢の複雑さ及び不透明さに対応するため、強靱なエネルギ―-需給構造への転換を進 める。需要サイドにおいて、徹底した省エネルギーを進めるとともに、供給サイドにお いて、自給率の向上に寄与し脱炭素効果の大きい再生可能エネルギー、原子力の電源を 最大限活用する。石油・天然ガス、銅やレアメタル等の重要鉱物の安定供給を確保する ため、同志国等との協調を含めた資源外交を進めるとともに、海外での上流開発を促進 するほか、戦略的に余剰LNG を確保する。国産海洋資源の確保に向け、メタンハイドレ 一ト、海底熱水鉱床、レアアース泥等の技術開発に取り組む。

OG7 プーリア首脳コミュニケ(2024年6月14日)(仮訳)

<エネルギー、気候、環境>

ロシアのエネルギーへの依存のフェーズアウトを加速するという例外的な状況にお いて、明確に規定される国の状況を条件に、例えば低炭素及び再生可能な水素の開発の ための国家戦略にプロジェクトが統合されることを確保することにより、ロックイン効 果を創出することなく我々の気候目標と整合的な方法で実施されるならば、ガス部門へ の公的に支援された投資は、一時的な対応として適切であり得る。

OGX 実現に向けた基本方針(令和5年2月10日閣議決定)

- 2. エネルギー安定供給の確保を大前提とした GX に向けた脱炭素の取組
  - (2) 今後の対応
- 6) 資源確保 に向けた資源外交 など国の関与の強化

ロシアによるウクライナ侵略を契機に世界の LNG 供給余力がより減少するなど、世 界の資源・エネルギー情勢がより複雑かつ不透明となる中、資源の大部分を海外に依存 する我が国においては、化石燃料と金属鉱物資源等の安定供給確保のため、国が前面に 立って資源外交を行う必要がある。

合理性

政策体系におけ

る政策目的の位

置付け

〇エネルギー基本計画(令和3年10月22日閣議決定)

## 5. 2050 年を見据えた 2030 年に向けた政策対応

(9) エネルギー安定供給とカーボンニュートラル時代を見据えたエネルギー・鉱物資源 確保の推進

カーボンニュートラルへの道筋に様々な不確実性が存在する状況においても、エネルギー・セキュリティの確保に関しては一切の妥協は許されず、必要なエネルギー・資源を安定的に確保し続けることが国家の責務である。昨今の中東情勢の変化や新興国の需要拡大、シーレーンの不安定化、戦略物資を巡る国際的な緊張の高まり等も踏まえると、石油・天然ガスや金属鉱物資源等の海外権益獲得や国内資源開発を通じた安定供給確保は、国民生活及び経済活動の観点から重要であり、引き続き確実に達成する必要がある。

こうした状況を踏まえ、①足下で必要な石油・天然ガス等の更なる安定的な確保、② 電化等で需要が拡大するレアメタル等の金属鉱物資源の更なる安定的な確保、③脱炭素 燃料・技術の導入・拡大について、資源・燃料政策として一体的に捉え、我が国が資源・ エネルギーの安定供給に万全を期しつつ、カーボンニュートラルへの円滑な移行を実現 するための包括的な政策を推進する。

## ②石油・天然ガス等の自主開発の更なる推進

石油・天然ガスのほぼ全量を輸入に依存する我が国は、輸入依存度が高いことによる調達における交渉力の限界や、中東情勢等により影響を受けやすいという構造的課題を抱えている。こうした中で、石油・天然ガスの安定供給確保のためには、我が国企業が直接その開発・生産に携わる海外の上流権益確保と国内資源開発を通じた自主開発を進めることが極めて重要である。そのため、我が国として、内閣総理大臣を筆頭とした資源外交や JOGMEC によるリスクマネー供給等を通じて、我が国企業による自主開発を推進してきた。

一方、新型コロナウイルス感染拡大に端を発した油価低迷による上流投資の減少、中東情勢の不安定化や南シナ海・東シナ海での緊張の高まりに伴うシーレーンリスクの高まり、さらには2020年10月の2050年カーボンニュートラル宣言や2021年4月の2030年度の新たな温室効果ガス排出削減目標の表明など、石油・天然ガスを取り巻く国内外の情勢は大きく変化した。

こうした中にあっても、石油・天然ガスの安定供給確保の重要性は全く変わるものではなく、むしろ、いかなる情勢変化にも柔軟に対応するための基盤として、世界的な環境意識の高まりも踏まえつつ、自主開発比率を可能な限り高めることの重要性が一層増している。このため、石油・天然ガスの安定供給確保に向けて、引き続き資源外交の推進や JOGMEC によるリスクマネーの供給等により、自主開発を推進し、石油・天然ガスの自主開発比率(2019 年度は34.7%)を2030年に50%以上、2040年には60%以上に引き上げることを目指す。

### ⑥鉱物資源の確保

鉱物資源は、あらゆる工業製品の原材料として、国民生活及び経済活動を支える重要な資源であり、カーボンニュートラルに向けて需要の増加が見込まれる再生可能エネルギー関連機器や電動車等の製造に不可欠である。特に、エネルギーの有効利用の鍵となる蓄電池、モーター、半導体等の製造には、銅やレアメタル等の鉱物資源の安定的な供給確保が欠かせない。他方、鉱物資源は、鉱種ごとに埋蔵・生産地の偏在性、中流工程の寡占度、価格安定性等の状況が異なり、上流の鉱山開発から下流の最終製品化までに多様な供給リスクが存在している。

これまで国は、JOGMEC を通じた海外権益確保へのリスクマネー供給や資源探査等を通じて、我が国企業による鉱物資源の安定的な供給確保を支援してきた。他方、資源ナショナリズムの高まりや開発条件の悪化等により、資源開発リスクは引き続き上昇傾向にある。また、一部のレアメタルについては、上流のみならず中流工程についても特定国による寡占化が進みつつあるという課題もある。このため、引き続き JOGMEC を通じた継続的な資源探査や開発に係る正確な情報の収集・発信等に取り組みつつ、特に需要の急増が見込まれ、供給途絶が懸念される鉱種については、リスクマネー支援を強化する。

国内非鉄製錬所は、鉱物資源のサプライチェーンの要として、高品質な金属地金供 給、鉱石等の副産物であるレアメタル回収、使用済製品のリサイクルによる資源循環等 の重要な機能を担っている。他方、鉱石等の品位の低下や新興国の需要拡大に伴う国際 的な競争激化等を背景として、非鉄製錬所を取り巻く環境は厳しい状況となっている。 このため、国内製錬所における鉱石等の調達リスクや需要の急激な変動リスク等を低減 するための支援を強化することにより、特定国に依存しない強靭なサプライチェーンの 構築に取り組む。また、各非鉄製錬所の得意分野を活かしたリサイクル資源の最大限の 活用、製錬等のプロセス改善・技術開発による回収率向上、企業間連携・設備導入等に よる生産性向上等のための投資を促進していく。さらに、海外からの供給リスクを大き く低減するため、レアメタルの使用量低減技術やその機能を代替する新材料開発に向け た取組の更なる支援を行う。 レアメタルの短期的な供給途絶対策である備蓄制度については、需要家のニーズの変 化や鉱種ごとの供給動向等も踏まえ、必要な備蓄量を確保するとともに、備蓄鉱種を柔 軟に入れ替えるなど、機動的な対応が可能となるよう、不断に制度の改善を行ってい

**८**。

こうした施策に加え、首脳・閣僚レベルを始めとする包括的資源外交を重層的に展開 することにより、ベースメタルの自給率(2018年度は50.1%)については、引き続き 2030年までに80%以上を目指す。さらに、リサイクルによる資源循環を促進すること によって、我が国企業が権益を有する海外自山鉱等からの調達確保を合わせて 2050 年 までに国内需要量相当のベースメタル確保を目指す。なお、レアメタルについては、ベ 一スメタル生産の副産物であることが多いこと、権益比率とは関係なくオフテイク権が 設定されることが多いことから、一律の自給率目標は設けず、鉱種ごとに安定供給確保 に取り組んでいく。

## 〇石油・天然ガス

石油・天然ガスの自主開発比率を 2030 年に 50%以上、2040 年には 60%以上に引き上 げる。

### 金属鉱物

我が国の金属鉱物の安定供給の確保を強化するため、自主開発鉱石の輸入を促進する (金属鉱物は多種にわたるため、効果測定指標として、「鉱物資源(ベースメタル)の自 給率を 2030 年までに 80%以上に引き上げる」を設定)。

## 政策の 達成目標

※石油・天然ガスの自主開発比率

輸入量及び国内生産量に占める、我が国企業の権益に関する引取量及び国内生産 量の割合。

※鉱物資源(ベースメタル)の自給率

金属需要に占める、我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量に国 内スクラップから得られるリサイクル地金等の量を加えたものの割合。「金属需要 量」、「我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量」及び「国内スクラッ プから得られるリサイクル地金等の量」については、貿易統計(財務省)、業界団体・ 事業者からの聞き取り調査による。

## 税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間

令和7年4月1日~令和10年3月31日(3年間)

## 〇石油・天然ガス

同上の期間中 の達成目標

石油・天然ガスの自主開発比率を引き上げる。

○金属鉱物

鉱物資源(ベースメタル)の自給率を引き上げる。

	政策目標の達成状況	○石油・天然ガス     石油・天然ガスの自主開発比率を 2030 年に 50%以上、2040 年には 60%以上に引き上げる。     〔石油・天然ガスの自主開発比率〕     平成 30 年度: 29.4%     令和元年度: 34.7%     令和 2 年度: 40.6%     令和 3 年度: 40.1%     令和 4 年度: 33.4%  ○金属鉱物     我が国の鉱物資源安定供給を確保するため、自主開発鉱石の輸入を推進する(鉱物資源(ベースメタル)の自給率を 2030 年までに 80%以上に引き上げる。)。     〔鉱物資源(ベースメタル)の自給率〕     平成 30 年度: 50.2%     令和元年度: 52.1%     令和 2 年度: 50.4%     令和 3 年度: 45.8%     令和 4 年度: 37.7%
	要望の措置の 適用見込み	今後、国内案件に加えて、中東、東南アジア等における石油・天然ガス、北中米、豪州 等における金属鉱物等の探鉱が行われる見込みであり、年間数十件の申請が見込まれる。
有効性	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	本措置により、探鉱開発投資が促進されることで自主開発比率の維持・向上につながり、我が国石油・天然ガス及び金属鉱物資源等の安定供給確保に寄与する。石油・天然ガスにおける令和 4 年度の探鉱準備金取崩額に対する探鉱投資額の比率は概ね7割程度であり、探鉱支出の備えとして本制度を活用している。また、本措置の延長により、今後も本制度の活用による自主開発比率の維持・向上が見込まれる。金属鉱物における令和4年度の探鉱準備金取崩額に対する探鉱投資額の比率は、概ね8割程度であり、探鉱支出の備えとして本制度を積極的に活用している。また、我が国の鉱物資源(ベースメタル)の自給率について、算出根拠である経済産業省の統計が令和2年度で終了し、一部の代替データ利用により令和3年度から減少しているが、本制度は自給率向上の下支えとして有効であると考えられる。また、今回の拡充措置により、海外探鉱準備金制度の対象者が増えて、さらなる自給率の向上に寄与することが見込まれる。
	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	海外投資等損失準備金
相当性	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	<ul> <li>〇石油・天然ガス         <ul> <li>・(独) エネルギー・金属鉱物資源機構 海外探鉱等事業への出資 【令和 6 年度予算額: 1,082 億円】</li> </ul> </li> <li>〇金属鉱物         <ul> <li>・(独) エネルギー・金属鉱物資源機構 海外探鉱等事業への出融資 【令和 6 年度予算額: 1,087 億円】</li> </ul> </li> </ul>
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	我が国企業は、生産規模や財務基盤が欧米資源メジャーや新興国の国営石油企業と比べて小さいため、単独での権益取得や探鉱・開発事業の実施が困難となる場合がある。上記措置は、出資等によってリスクマネーを供給することを通じて資源開発案件を直接的に支援し、我が国の資源確保の安定化を図るものである。 一方、減耗控除制度は、鉱山・油田等の開発は多額の投資を要し、また、鉱山・油田等の産出量維持のためには新規の探鉱を繰り返さないと操業の継続(石油・天然ガス及び金属鉱物資源等の採取)に伴って鉱床が減耗していくという鉱業の特殊性に鑑み、鉱業者による次の自主開発鉱山・油田等の探鉱費の確保を円滑化するための制度であり、①自ら鉱

		山等を開発する事業者が、②採掘収入の一定割合について将来の探鉱費を確保するための準備金として積立て、③その準備金を実際に探鉱費用に充てる場合に所得控除を認めるものである。
	要望の措置の妥当性	補助金等の予算措置は、申請から交付に至るまでの時間を要するとともに交付決定がなされるかどうか不確実で予見可能性が低い。一方、本制度は税法上の要件を満たすことによって利用できる制度であり、準備金から探鉱費を支出することにより、特別控除が受けられることから、企業の探鉱投資を誘導、促進させる制度として補助金等よりも中立で予見可能性があることから、政策手段として的確。また、本制度は鉱業の特殊性に鑑み、探鉱費への支出を条件に所得控除を認めるものであり、我が国企業が継続的に探鉱・開発を進め、我が国への資源の安定供給を図る上で必要不可欠な制度であるとともに、鉱山操業の持続により地域経済、雇用の維持も図られることから、国民の納得できる必要最小限の措置となっている。なお、自主開発比率等は長期的には増加傾向にあるものの、開発から時間が経過し、例えば、非鉄金属鉱山では資源価格の変動により上流権益獲得への動きが遅滞するなどの懸念があることから、石油・天然ガス及び金属鉱物資源の安定供給を確保するためには、本制度により企業の探鉱投資を誘導・促進することで、2030年に向けて引き続き自主開発比率等の向上を図ることが必要。

Ξ
れ
ま
で
の
税
負
担
軽
減
措
置等
等
の
適
用
実
績
۲
効
果
に
関
連
す
る
事
項

#### 〇適用数(単位:件数) 令和 2 令和3 令和 4 令和 5 年度 年度 年度 年度 探鉱準備金又は 27 19 19 22 海外探鉱準備金 新鉱床探鉱費又は海 10 9 8 9 外新鉱床探鉱費 ○適用額(単位:億円) 令和2 令和3 令和4 令和5 年度 年度 年度 年度 探鉱準備金又は 236 207 404 282 海外探鉱準備金 新鉱床探鉱費又は海 55 33 48 45 外新鉱床探鉱費

#### 〇減収額

税負担軽減措置等の 適用実績

法人住民税(単位:億円)

	令和 2 年度	令和3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
探鉱準備金又は 海外探鉱準備金	4	3	7	5
新鉱床探鉱費又は海 外新鉱床探鉱費	1	1	1	1

※出典:①令和2年度~令和4年度:租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告 書(財務省)

②令和5年度:前3年度の平均値(推計)

法人事業税(単位:億円)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
探鉱準備金又は 海外探鉱準備金	12	10	20	12
新鉱床探鉱費又は海 外新鉱床探鉱費	2	3	2	2

※出典:①令和2年度~令和4年度:租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告 書(財務省)

②令和5年度:前3年度の平均値(推計)

「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績

適用総額の種類:課税標準(所得)

711 百万円 適用実績:法人住民税 法人事業税 2.116 百万円

※出典:令和4年度地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(総 務省)

税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性)

石油・天然ガスの自主開発比率は、平成29年度の26.6%から、令和4年度には33.4% に上昇している。

鉱物資源(ベースメタル)の自給率は、平成 30 年度 50.2%から、令和 4 年度には 37.7%に下がっているが、算出根拠である経済産業省の統計が令和2年度で終了し、一 部の代替データ利用によるものである。

石油・天然ガスの自主開発比率や鉱物資源(ベースメタル)の自給率については、様々 な要因から増減しているものの、中長期的なトレンドとしては、上昇傾向にあり、本制 度は、政策目標の達成に関して有効であると考えられる。

	前回要望時の 達成目標	我が国企業による探鉱・開発事業のための投資活動の促進を図ることにより、自主開発比率(金属鉱物資源にあっては自給率)の向上を図る。						
		鉱山開発は初期探鉱から操業までに 10 年~20 年程度の期間を要する。また、鉱石等の輸入量は景気動向により大きく左右されることから、自主開発比率は常に向上していくというわけではないが、長期的には着実に増加傾向にある。						
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	自主開発比率・自給率の推移 (単位:%)							
	達成度及び目標に 達していない場合の理			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
		石油・天然ガス	自主開発比率(注1)	40. 6	40. 1	33. 4	集計中	
		鉱物資源 (ベースメタル)	自給率 (注2)	50. 4	45. 8	37. 7	集計中	
		(注 1)石油・天然ガスの自主開発比率= (我が国企業の権益下にある原油・天然ガスの 引取量+国内生産量) ÷ (原油・天然ガスの輸入量+国内生産量)						
		(注 2)鉱物資源(	ベースメタル)の自	給率は、	金属需要	こ占める、	我が国企	
			石から得られる地: えたものの割合。	金量に国内	スクラッ	ノブから得	导られるリ	サイクル地
これまでの要望経緯		昭昭昭昭昭昭昭昭昭昭昭平平平平平平平平平平平平和和和和和和和和和和和和和和成成成成成成成成	鉱長で表表で表表で表表で表表で表表で表表で表表である。 「では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	及び海外親基準: 159 基準: 149 基準: 139 ずでのでは ずでである。 がいている。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	「鉱床探録 6→14%) 6→13%) 6→12%) 振準:50% 長:3年一	な費の特別 6→40%) か5 年)	控除)	
		拡充(国内鉱業者に準ずる者の要件:出資比率50%以上→議決権比率50%以上) 以上) 縮減(海外自主開発法人要件:鉱石引取率30%→40%) 令和4年度 延長(3年間) 縮減(特別控除の対象から、石炭、亜炭及びアスファルトを除外)						

No 8	府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 ( )
要望 項目名	生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置の拡充及び延長
要望内容(概要)	<ul> <li>特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要)</li> <li>先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業について、</li> <li>計画中に賃上げ表明※1 に関する記載なし:3年間、課税標準を1/2に軽減</li> <li>計画中に賃上げ表明※1 に関する記載あり:以下の期間、課税標準を1/3に軽減</li> <li>①令和6年3月末までに設備取得:5年間</li> <li>②令和7年3月末までに設備取得:4年間</li> <li>※1雇用者全体の給与が1.5%以上増加することを従業員に表明するもの。</li> </ul>
	・特例措置の内容 拡充(※2)及び適用期限の2年間延長を行う。 ※2計画中に賃上げ表明※1に関する記載ありの場合、令和9年3月末までに設備取得で5年間課税標準を1 /3に軽減する。
関係条文	地方税法附則第 15 条第 44 項、地方税法施行令附則第 11 条第 47 項、第 48 項、第 49 項、地方税法施行規則附則第 6 条第 92 項
減収 見込額	[初年度]▲10,617(▲10,617)[平年度]▲10,617(▲10,617) [改正増減収額]— (単位:百万円)
要望理由	(1)政策目的 中小企業は地域の経済や雇用を支え、我が国経済全体を発展させる重要な役割を担っている。赤字企業を 含めた中小企業の前向きな投資を後押しすることで、生産性向上や賃上げを促進し、我が国経済全体の発展 を図る。
	(2)施策の必要性 中小企業を取り巻く経営環境はコロナ禍からの回復期にあり、一部好転の兆しもあるが、人手不足や物価高による原材料費の高騰に加え、その価格転嫁の難しさが重荷となっている。こうした引き続き厳しい状況にあっても経済の好循環を実現するためには、中小企業全体における生産性向上や賃上げが最重要課題であり、金利のある経済やポストコロナ金融支援への対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層重要となっている。 加えて、持続的な賃上げを実現するための原資の確保に向けては、中小企業の生産性向上・成長を後押しするための政策支援が今まで以上に重要性が高まっている。
	【経済財政運営と改革の基本方針 2024~賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現~】抜粋 第1章 成長型の新たな経済ステージへの移行 1. デフレ完全脱却の実現に向けて 岸田内閣は、これまで、「新しい資本主義」を掲げ、「成長と分配の好循環」及び「賃金と物価の好 循環」の実現に向け、日本銀行と連携し、適切なマクロ経済運営を行うとともに、官民連携による賃 上げや社会課題の解決を成長につなげる投資の促進に向けた取組などを進めてきた。こうした「新し

い資本主義」の考え方は、新たな経済ステージへの移行に当たっての基盤となるものである。これらにより、30年間上がらなかった賃金や物価が動き出し、企業の成長期待や投資の見通しも高まっている。今は、日本経済への「期待」を現実のものとしていくときである。 現状、為替が円安基調で推移しており、また、物価上昇が賃金上昇を上回る中で、消費は力強さを欠いている。海外経済の下振れによるリスク等も残っているが、今後は、景気の緩やかな回復が続く

欠いている。海外経済の下振れによるリスク等も残っているが、今後は、景気の緩やかな回復が続く中で、賃金上昇が物価上昇を上回っていくことが期待される。 新たなステージへの移行のカギとなるのは、賃上げを起点とした所得と生産性の向上である。まず

新たなステージへの移行のカギとなるのは、賃上げを起点とした所得と生産性の向上である。まずは、春季労使交渉における力強い賃上げの流れを中小企業・地方経済等春季労使交渉以外の分野でも実現し、物価上昇を上回る賃金上昇を達成し、定着させる。安定的な物価上昇の下で、賃上げに支えられた消費の増加及び投資の拡大が、企業収益を押し上げ、その成果が家計に還元され、次の消費の増加につながる。企業はその収益を原資として成長分野に更に投資を行うことによって、企業の生産性と稼ぐ力が強化される。成長分野への円滑な労働移動も可能となり、新たな成長を生み出す好循環が実現する。

		政策体系におけ る政策目的の位 置付け	7. 中小企業の発展
		政策の 達成目標	今後、就業者の減少が見込まれる日本にとって、国際競争力の維持等の観点から、中小企業の生産性向上は喫緊の課題であり、中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を支援することにより、中小企業の経済活動の活性化を図る。 具体的には、近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、労働生産性を 2020 年度比で 5%向上を目標とする。
	合理性	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	令和7年4月1日~令和9年3月31日まで(2年間延長)
今 回 の	注	同上の期間中 の達成目標	労働生産性を 2020 年度比で 5%向上
要望(税負担軽減措置		政策目標の 達成状況	令和5年度における中小企業者等の労働生産性は2020年度比で4.4%向上となっている。 中小企業者等の設備投資状況等は、コロナ禍の影響からの回復期であり、一部好転の兆しもあるが、人手不足や物価高による原材料費の高騰に加え、その価格転嫁の難しさが重荷となっており、未だコロナ禍前の水準まで持ち直した状況とは言えない。また、金利のある経済やポストコロナ金融支援への対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層高まっている。このため、中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を引き続き促していくための支援が必要な状況。
当等)に関連する事項	有効性	要望の措置の適用見込み	【適用件数】 令和7年度:11,120件 令和8年度:11,120件 ※令和5年度先端設備等導入計画の認定件数と同数と仮定する。 【減収額】 令和7年度:106億円 令和8年度:134億円
項	Ā	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	本特例措置では、中小企業等経営強化法の認定を受けた中小事業者等の質の高い投資を幅広く支援するため、生産性の高い設備等(機械装置、測定工具・検査工具、器具備品、建物附属設備)を取得する場合に適用を可能とする一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)を設定することなどにより、生産性の向上に効果のある設備投資に限定して支援を行うべく、制度設計がなされている。
	相当	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	中小企業経営強化税制
	ョ , 性	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	

		上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	
		要望の措置の 妥当性	本特例措置では、中小企業等経営強化法の認定を受けた中小事業者等の質の高い投資を幅広く支援するため、生産性の高い設備等(機械装置、測定工具・検査工具、器具備品、建物附属設備)を取得する場合に適用を可能とする一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)を設定することなどにより、生産性の向上に効果のある設備投資に限定して支援を行うべく、制度設計がなされているため、妥当性が認められる。
これまでの税負担	.,,,,	担軽減措置等の 実績	【適用件数】 令和5年度:11,120件 ※令和5年度先端設備等導入計画の認定件数と同数と仮定する。 令和6年度:11,120件 ※令和5年度先端設備等導入計画の認定件数と同数と仮定する。 【減収額】 令和5年度:0円 ※初年度のため減収額はなし 令和6年度:50億円 ※令和5年度先端設備等導入計画の認定実績より推計
軽減措置等のは	利 <i>の</i> す	「地方税における 党負担軽減措置等 D適用状況等に関 る報告書」に Sける適用実績	
適用実績と効果に	用に	担軽減措置等の適 よる効果(手段と の有効性)	本特例措置では、中小企業等経営強化法の認定を受けた中小事業者等の質の高い投資を幅広く支援するため、生産性の高い設備等(機械装置、測定工具・検査工具、器具備品、建物附属設備)を取得する場合に適用を可能とする一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)を設定することなどにより、生産性の向上に効果のある設備投資に限定して支援を行うべく、制度設計がなされている。 本特例措置により、事業者は税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。
に関連する恵		要望時の 目標	
項	達成	要望時からの 度及び目標に ていない場合の理	
これ	までの	)要望経緯	令和5年度 創設

No	0 9	府省庁名 経済産業省
対象和	<b>党目</b>	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他( )
要望項目		公益的課題のための経費に掛かる収入金額を控除する収入割の特例措置の延長
要望风		・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 一般配送電事業者等が託送料金の形で公益的課題への対応に掛かる経費(※)を回収した場合における、 各事業年度の収入金額。
		※公益的課題への対応に掛かる経費 電気事業法施行規則(平成七年通商産業省令第七十七号)第四十五条の二十一の十第一項第三号に規定する 賠償負担金相当金及び電気事業法施行規則第四十五条の二十一の十三第一項第三号に規定する廃炉円滑化負担金相当金であり託送料金によって回収される。
		<ul><li>特例措置の内容</li><li>公益的課題への対応に掛かる経費については一般送配電事業者及び配電事業者の課税標準から控除する。</li></ul>
関係第	文	〜 地方税法 附則第9条第21項 地方税法施行規則 第2条の9 〜
減地見込		[初年度] — (▲1400) [平年度] — (▲1400) [改正増減収額] (単位:百万円)
要望到	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	(1) 政策目的 電力システム改革の一環である一般送配電部門の法的分離をより一層円滑に実施させること(「電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更」が措置されれば本要望は不要)。 (2) 施策の必要性 「電力システムに関する改革方針」(平成25年4月閣議決定)に基づき数次の制度整備が講じられており、その一環として、電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年6月成立)により、発電事業・一般送配電事業・小売電気事業をいずれも営む電気事業者については、一般送配電部門を法的に分離(分社化)しなければならなくなったところ。 他方、地方税法上、電気供給業においては、その法人事業税の算定方式として収入金額を課税標準とする方式が採用されており、電気の供給に関連して必要となる取引により生ずる収入金額を課税標準として法人事業税が課されている。 このような中で、上記の「公益的課題への対応に掛かる経費」については、一般送配電事業者等が託送料金で回収をし、原子力事業者へ受け渡すものであるが、当該経費はこれらを受け渡された原子力事業者及び一般送配電事業者等の収入に含まれており、また、両者のいずれの法人も収入金額として法人事業税の課税標準を構成することから、二重課税が発生することとなる。 このため、二重課税の発生を防ぎ、もって原子力事故の賠償の備えの不足分の回収や、円滑な廃炉を促す環境整備を安定的に継続させるため、一般配送電事業者等の収入金額から、公益的課題への対応に掛かる経費相当額を控除することが必要である。
本要望 対応す 縮減	ける	

		政策体系におけ る政策目的の位 置付け	6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
		政策の 達成目標	原子力事故の賠償の備えの不足分の回収や、円滑な廃炉を促す環境整備を安定的に継続させることを目指す。
	合理性	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	令和7年4月1日~令和12年3月31日(5年間)
今回		同上の期間中 の達成目標	
の要望(		政策目標の 達成状況	
税負担軽減	 有	要望の措置の 適用見込み	9社(沖縄電力を除く一般送配電事業者)
減措置等)に	効性	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	二重課税の発生を防ぎ、原子力事故の賠償の備えの不足分の回収や、円滑な廃炉を促す環境整備を安定的に継続させることとなる。
関連する事項		当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	・特定原子力施設炉心等除去準備金(国税・法人税) ・電気供給業の課税標準の算定において託送料金を控除する特例措置(地方税・法人事業税) ・電気事業者の分社化に伴い外部化するグループ会社間取引等を控除する収入割の特例措置(地方税・法人事業税)
	相当	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	関連する措置はない。
	性	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	
		要望の措置の 妥当性	二重課税の発生を防ぎ、原子力事故の賠償の備えの不足分の回収や、円滑な廃炉を促す環境整備を安定的に継続させることに寄与することから妥当性を有する。

これまでの税負担軽減	税負担軽減措置等の 適用実績 	〇適用法人数:9社 〇適用対象額: 令和2年度 35,182百万円 令和3年度 88,423百万円 令和4年度 101,316百万円 令和5年度 109,054百万円 〇減収額: 令和2年度 457.4百万円 令和3年度 1,149.5百万円 令和4年度 1,317.1百万円
措置等の適用	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	①課税標準(収入金額) ②適用総額 令和2年度 O千円 令和3年度 21,674,550千円 令和4年度 57,889,466千円
実績と効	税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性)	電気事業者にとって不可避な分社化による二重課税の発生並びに法人事業税の増税を 回避している。
外果に関連す	前回要望時の 達成目標	一般送配電部門の法的分離をより一層円滑に実施させること。
する事項	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	電気事業者にとって不可避な分社化による二重課税の発生並びに法人事業税の増税を 回避している。
	までの要望経緯	平成29年度 新設要望。 平成30年度 創設。

			-							
No	10							府 省	庁 名	経済産業省
対象	税目	個.	人住民税	法人住民税	事業税	不動産取得税	说 固定資産税	事業所税	その他(	)
要項	望 <b>3名</b>	ガ	ス供給業	に係る託送料	金を控除	する収入割の	)特例措置の延	長		
	内容	の <sup>.</sup>	であるが		<b>变のガス</b> シ	ノステム改革に	こより、大口需			として措置されてきたも 家が自由化の対象となっ
			ガス供給	での対象(支援 は業を行う法人 は年度の収入金	、が、他の			託送供給を	を受けてガスの	の供給を行う場合におけ
		;					きある収入金額	の算定に当	当たっては、	ガスを供給するために必
関係	条文						施行令附則第( 関する法律 第			
	.似 2額	_	初年度] 改正増減		( ▲601.	6 ) [-	平年度] -	- ( ,	▲532.7 )	(単位:百万円)
要望	理由			由化市場の公			「ること、課税 「措置されれば			<b>:</b> (ただし、「特定ガス供
		が実め6 のるガ(こし 必す	平ス質ら年需登一ス規とてしずる成事的れ4要録般の制と二た生と29業な、月家をガ供料な重がずとももい自時にしス給金る課っるも	が が が 地域独な は は は は は は は は は は は は は	はおり ない はい はい はい はい はい ない がい られも送と課金の さー、 れはの小に料と税相課れ般事 小、託売、金な標当税	、	ない 大いで 大いで 大いで 大いで 大いで 大いで 大いで 大い	るが売れてのが業でのお、のが表す、従管を等要がでいる。 いものいものがある かんしょう かんしょく かんしゃく かんしょく かんしん かんしょく かんしょく かんしょく かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんし	は に で が で が お で が お で が お で が は に が が は に が は に が は に が は に が は に が は に が は に が は に が は に が は に が は に が は に が は に が は に が は に が は に に が は に が は に に が は に に が は に に に に が に に に に に に に に に に に に に	実施され、従前の旧一般 は、公的インフラとして は新規参入が認 ての登録は 280 件(令和 業者のうちガス小売事業 合、ガス導管網を所有を が要である。このだ が要である。このだ と要である。このだ と要である料金を収 は に係る料金を収 は に係る料金を は に に に に に に に に に に に に に に に に に に
対応	望に する 域案	—	C ITIM /	<u> </u>						

関連する指置により、収入金額を課金の一部が是正されることになるため、ガスの事項に係る法人事業税の課税が表している。  ガス・小売事業者等 107 社 (令和6 年度見込み) (元) 大阪・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・				
日東による前職が定]				6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進エネルギー・環境
全理性   政策の 達成目標   業機会の提供を通じた事業者間の競争の活性化及び新規参入者による需要家向にの参入の促進を図る。   不負担軽減措			る政策目的の位	「エネルギー基本計画(令和3年10月22日閣議決定)」 5.2050年を見据えた2030年に向けた政策対応 (11)エネルギーシステム改革の進捗とシステムの深化に向けた取組
令回の要望 (代表担性場所間 置等の適用 に延長期間 同上の期間中 の達成目標 が入の自由化市場の公平な競争環境を整備すること、課税の公平性を確保する が で		4日		効率的かつ安定的なガス供給を実現するため、経営の効率化による料金の低廉化、事業機会の提供を通じた事業者間の競争の活性化及び新規参入者による需要家向け市場への参入の促進を図る。
回上の期間中の達成目標  ガスの自由化市場の公平な競争環境が設けられていることにより、平成29年度を面自由化以降、新規参入者による託送量は増加傾向にあり、事業者間の競争のを面目用見込みを適用見込みを要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)  本措置により、収入金額を課税標準としないガス小売事業者及び他の一般の可で生じている課税関係の不整合の一部が是正されることになるため、ガス事業の推進では、おけるのであります。こととなる(ただし、上述のとおってカが性)を選出する書項  本措置により、収入金額を課税標準としないガス小売事業者及び他の一般の可で生じている課税関係の不整合の一部が是正されることになるため、ガス事業のようながであり、まず、大人促進並びに市場における競争促進に寄与することとなる(ただし、上述のとおってカッサ、大人保護を対している。  「関連する措置はない。」  「対象を記述は、		性性	置等の適用又	令和7年4月1日~令和10年3月31日 (「特定ガス供給業等に係る法人事業税の課税方式の変更」における要望内容が実現すれ
放策目標の 達成状況   対ス小売事業者等 107 社 (令和6年度見込み)   対ス小売事業者等 107 社 (令和6年度見込み)   対ス小売事業者等 107 社 (令和6年度見込み)   対ス小売事業者及び他の一般の可適用見込み   本措置により、収入金額を課税標準としないガス小売事業者及び他の一般の可効果見込み (手段としての有効性)   本持置により、収入金額を課税標準としないガス小売事業者及び他の一般の可効果見込み (手段としての有効性)   本持置により、収入金額を課税標準としないガス小売事業者及び他の一般の可能で生じている課税関係の不整合の一部が是正されることになるため、ガス事業 入促進並びに市場における競争促進に寄与することとなる (ただし、上述のとお 定ガス供給業等に係る法人事業税の課税方式の変更」における要望内容が実現で要望は不要となる)。   関連する措置はない。   関連する措置はない。   関連する措置はない。   関連する措置はない。   対象のでは、対象ので	の要			ガスの自由化市場の公平な競争環境を整備すること、課税の公平性を確保すること。
複数	(税負担			ガスの自由化市場の公平な競争環境が設けられていることにより、平成29年度の小売全面自由化以降、新規参入者による託送量は増加傾向にあり、事業者間の競争の活性化及び新規参入者による需要家向け市場の参入も促進されている。
等)に関連する事項  本措置により、収入金額を課税標準としないガス小売事業者及び他の一般の動物果見込み(手段としての有効性)  本措置により、収入金額を課税標準としないガス小売事業者及び他の一般の動物果見込み(手段としての有効性)  本措置により、収入金額を課税標準としないガス小売事業者及び他の一般の動物、表面で生じている課税関係の不整合の一部が是正されることになるため、ガス事業入促進並びに市場における競争促進に寄与することとなる(ただし、上述のとお定ガス供給業等に係る法人事業税の課税方式の変更」における要望内容が実現で要望は不要となる)。  関連する措置はない。  予算上の措置等の要求内容及び金額  上記の予算上 の措置等と  本措置により、収入金額を課税標準としないガス小売事業者及び他の一般の動物で生じている課税関係の不整合の一部が是正されることになるため、ガス事業の大理を表面ととなる(ただし、上述のとお定が、要望は不要となる)。  関連する措置はない。  本措置により、収入金額を課税標準としないガス小売事業者及び他の一般の動物を表面できることとなる(ただし、上述のとお定が、要望は不要となる)。  本措置により、収入金額を課税標準としないガス小売事業者及び他の一般の動物と表面に表面に表面により、収入金額を課税標準としないガス小売事業者及び他の一般の動物を表面に表面に表面により、収入金額を課税を表面に表面により、収入金額を課税を表面に表面に表面により、収入金額を課税を表面に表面に表面により、収入金額を課税を表面に表面により、収入金額を課税を表面により、収入金額を課税を表面に表面により、収入金額を表面により、できまりを表面により、ではなりを表面により、ではなりを表面によりを表面により、なりを表面によりを表面によりを表面を表面によりを表面を表面を表面によりを表面によりを表面を表面によりまりまりを表面によりを表面によりを表面によりを表面によりまりを表面を表面によりま	減 措	効		ガス小売事業者等 107 社 (令和 6 年度見込み)
る事項	等)に関連		効果見込み (手段としての	本措置により、収入金額を課税標準としないガス小売事業者及び他の一般の事業との間で生じている課税関係の不整合の一部が是正されることになるため、ガス事業への参入促進並びに市場における競争促進に寄与することとなる(ただし、上述のとおり、「特定ガス供給業等に係る法人事業税の課税方式の変更」における要望内容が実現すれば本要望は不要となる)。
予算上の措直等 の要求内容 相 及び金額 当 性 上記の予算上 – の措置等と	る 事	当	以外の税制上の	関連する措置はない。
性   上記の予算上   -   の措置等と			の要求内容	関連する措置はない。
関係			の措置等と 要望項目との	_
				税制の原則(二重課税の排除)によりガス小売事業者間の課税の公平性を図り、公平 なコスト環境の下での競争を実施することができる。なお、収入金課税が適用されてい る電気供給業においても同一趣旨の特例措置が講ぜられている。

これまでの税負担軽減	税負担軽減措置等の 適用実績	○対象事業者数       ガス小売事業者 107 社 (令和 5 年度実績)         ○減税額(百万円)       令和 3 ":1,264.7 (実績)         *** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **
措置等の適用	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	適用総額の種類 : 課税標準(収入金額) 適用総額(千円) : 令和2年度 37,937,917千円 令和3年度 43,251,285千円 令和4年度 47,235,437千円
実績と効	税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性)	課税の公平性が図られることにより、自由化された市場における総ガス販売量に占める新規参入者のシェアは着実に伸張しており、自由化の進展に寄与してきたと言える。
20果に関連する事項	前回要望時の 達成目標	ガスの自由化市場の公平な競争環境を整備すること、課税の公平性を確保すること。
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	
これまでの要望経緯		平成 20 年度創設。以降、平成 22 年度、25 年度、28 年度、31 年度、令和 3 年度にそれぞれ 3 年間の延長を要望。

No	1 1							府 省	庁 名	経済産業省	
対象	税目	個人	人住民税	法人住民和	说 事業税	不動産取得税	. 固定資産税	事業所税	その他(	)	
要項	望 <b>3名</b>	中	小企業者	等の法人税	率の特例の	延長					
要望(概	<b>内容</b> 要)					必要とする制度 ^て、年800万		金額の部分	いについては	税率を 15%に軽減	する。
			持例措置 用期限を	の内容 2 年間延長	する。						
関係	条文	法和租	人税法第 锐特別措		<b>€</b> の3の2	. 同法第 292 彡 3 の 2	条第1項第3	号			
	収 込額		初年度] 改正増減	— 収額]	(	<b>1</b> 21 )	[平年度] —	_	( <b>▲</b> 1	21 ) (単位:百万F	円)
要望	理由	活	性化や競	は、我が国 争率の向上	を図るため		等に係る法人			在であることから、 、その期限の 2 年	
		全( 中、 企	コロナか 体に賃上 、中小企 中小企業 業者等に	げの波を広 業は財務基 は我が国経 係る法人税	げていくこ 盤が脆弱で 済の基盤で の軽減税率	ことが最重要課 であるため、ま であり、地域経	題であり、中 ずは財務基盤 済の柱として より、キャッ	小企業の生 の強化が必 、多くの雇 シュフロー	産性向上・ 要である。 用を担う存	になっている。中/ 賃上げが求められ <sup>-</sup> 在であることから、 務基盤の安定・強(	ている
本要 対応 縮源	する	_									

		政策体系におけ る政策目的の位 置付け	7. 中小企業の発展
		政策の 達成目標	中小企業を取り巻く事業環境の先行きが不透明な中、厳しい経営環境の下で経営を行っている中小企業を後押しするため、軽減税率引き下げを含めた中小企業政策を一体的に展開することにより、中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高め、地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する。
	合理性	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	令和7年4月1日~令和9年3月31日まで(2年間)
今		同上の期間中 の達成目標	中小企業関連税制等書背策を通じて中小企業の経営の安定を図り、その活性化・競争力 の強化を通じて、日本経済の成長に繋げる。
回の要望		政策目標の 達成状況	人手不足、物価高・資源高等の影響が、中小企業にとって重荷になっているなど、各種 経営課題も引き続き山積している。こうした状況下においてキャッシュフローの改善や財 務基盤の安定等を図るために、法人税率の軽減が必要。
(税負担軽減措置等)に関連する事項	有効性	要望の措置の適用見込み	年800万円以下の所得金額を有する全ての中小企業者等が適用対象となる。  ※過去5年間の適用件数 ・平成30年度:960,103件 ・令和元年度:989,251件 ・令和2年度:992,154件 ・令和3年度:1,034,827件 ・令和4年度:1,068,172件  (出典:租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書)
		要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	本制度により得られる税負担軽減効果は、国税・地方税あわせて最大で 34 万円となっており、資金繰りの改善等の効果が期待できる。
		当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	本特例と同様の政策目的に係る税制上の支援措置は存在しない。
	相 当 性	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	_
		上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	

		要望の措置の 妥当性	本特例は、経営環境の変化に特に影響を受けやすく、資金繰りの圧迫懸念がある中小企業者等の経営基盤強化を図るため、黒字企業のキャッシュフローを改善すると同時に、現状では6割を超える赤字企業に対しても、将来黒字化を達成した時にはその法人税負担が軽減されることから、黒字化達成のインセンティブとなる。このように本特例は、政策手段として的確であると言える。
これまでの		担軽減措置等の 実績	【適用件数】 ・令和 2 年度 : 992, 154 件 ・令和 3 年度 : 1, 034, 827 件 ・令和 4 年度 : 1, 068, 172 件
税負担軽減措品	形 の す	「地方税における 党負担軽減措置等 D適用状況等に関 「る報告書」に Sける適用実績	【令和 4 年度】 (道府県民税)17 億円 (市町村民税)105 億円
置等の適	用に	担軽減措置等の適 よる効果(手段と の有効性)	本制度により得られる税負担軽減効果は、国税・地方税あわせて最大で 34 万円となっており、資金繰りの改善等の効果が期待できる。
用実績と効		要望時の 目標	中小企業を取り巻く事業環境の先行きが不透明な中、厳しい経営環境の下で経営を行っている中小企業を後押しするため、軽減税率引下げを含めた中小企業政策を一体的に展開することにより、中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高め、地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する。
果に関連する事項	達成	要望時からの 度及び目標に ていない場合の理	人手不足、物価高・資源高の影響が見通せない現状を踏まえれば、引き続き本税制措置 による後押しが必要である。
これまでの要望経緯			平成 21 年度改正 創設 (本則 22%・租特 18%) 平成 23 年度改正 拡充 (本則 22%→19%、租特 18%→15%) 平成 27 年度改正 延長 (租特 19%→15%) 平成 29 年度改正 延長 (租特 19%→15%) 令和元年度改正 延長 (租特 19%→15%) 令和 3 年度改正 延長 (租特 19%→15%) 令和 5 年度改正 延長 (租特 19%→15%)

府省庁名 経済産業省
個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他( )
保険会社等の異常危険準備金の延長
・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 中小企業等協同組合法に基づき火災共済事業を行う火災等共済組合及び協同組合連合会(以下「火災等共済組合等」という。)は、火災共済に係る異常危険準備金の積立てにおいて、各事業年度の正味収入共済掛金の2%(特例分)の損金算入が認められている。 本税制措置の適用期限を令和10年3月31日まで3年間延長する。
・特例措置の内容 火災等共済組合等が、当該事業年度における正味収入共済掛金の政令で定めるところにより計算した金額 以下の金額を異常危険準備金として積み立てたときの損金に算入する措置の延長が認められた場合、法人住 民税及び法人事業税についても同様の効果を適用する。(租税特別措置法第57条の5、同施行令第33条の2 において措置された場合、国税との自動連携を図る。)
世方税法第23条第1項、同法第72条の23第1項、同法292条第1項 租税特別措置法第57条の5、同法施行令第33条の2
[初年度] — ( ▲ 9 ) [平年度] — ( ▲ 9 ) [改正増減収額] — (単位:百万円)
(1)政策目的 火災等共済組合等は、その財務の健全性を確保することにより、共済利用者(中小企業者)に対し円滑かつ確実に共済金を支払うことが求められているところ、発生の時期・被害規模の予測が困難な異常災害が多発した場合においても、円滑かつ確実に共済金支払いを行うという社会的使命を担っている。こうした異常災害の多発に備えるため、火災等共済組合等に対し十分な異常危険準備金の積立てを促すことにより、火災等共済組合等の共済金支払能力を向上させるとともに、共済利用者(中小企業者)が安心してそのサービスを利用できるようにすることを目的とする。 ※ 中小企業等協同組合法に基づく火災等共済制度は、相互扶助の精神に基づき、大企業に比べ経済的に不利な立場にある中小企業者が被る火災等(風水害等の自然災害を含む)による経済的損失を、共済事業を通じて補填することで、中小企業者が安心して経済活動に専念できる環境を整備し、中小企業者の発展に寄与している。 (2)施策の必要性火災等共済組合等は、火災共済の引受を通じて自然災害リスクを保有しており、異常災害に対して円滑かつ確実に共済金支払いを行えるよう、異常危険準備金の積立てを行っている。現行の租税特別措置法(特例)では、火災等共済組合等が積み立てている異常危険準備金のうち、正味収入共済掛金の2%の損金算入が認められている。しかしながら、平成30年に発生した自然災害(高田本豪雨、台風等)により異常危険準備金を大幅に取崩し、また、それ以降も自然災害(豪雨、台風、雪災等)の激甚化・頻発化や物価高等の影響により共済金支払いが増大しており、異常危険準備金の取前しを余儀なくされ、その積立残高を早急に回復させる必要がある。 ※ 損害保険会社との比較では、火災等共済組合等におりるといをでは、火災等共済組合については事業地域をその所在する都道所県域内に限定していること、火災等共済組合については事業地域をその所在する都道所県域内に限定していること等に差異があり、統集として異常災害が多発した場合にはリスク分散が十分に効かない場合がある等の理由から、共済金支払能力が陥弱になりうるリスクを抱えている。このため、発生の時期・被害規模の予測が困難な異常災害の発生におけるといては、共済金の円滑な支払いこ支障をきたす可能性がある。本要望は、円滑かつ確実な共済金支払いを確保する観点から、火災等共済組合等における異常危険準備金の積極的な積立てを促し、被災した中小企業者の早期安定化に寄与するとともに、中小企業者の発展に資すの積極的な積立てを促し、被災した中小企業者の早期安定化に寄与するとともに、中小企業者の発展に資すの積極的な積立てを促し、被災した中小企業者の早期安定化に寄与するとともに、中小企業者の発展に資すの積極的な積立てを促し、被災した中小企業者の早期安定化に寄与するとともに、中小企業者の発展に資す

	るものであり、必要不可欠な制度である。
本要望に 対応する 縮減案	

		政策体系におけ る政策目的の位 置付け		7. 中小企業の発展
今		政策の 達成目標		異常災害に対する火災等共済組合等の共済金支払能力を向上させることにより、火災 共済事業の持続可能性を確保し、中小企業者に係る経済社会の安定に資する。 そのために、異常危険準備金の積立残高については、異常災害のうち過去最大規模の 水準(伊勢湾台風級の異常災害における被害想定額)や各団体の再保険・再共済の締結 内容等を踏まえ、各団体が設定した積立残高の目標額の合計以上を早期に積立て、これ を維持することを目指す。
回の要望			税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	令和7年4月1日~令和10年3月31日(3年間)
≆(税負担軽減措置等)に関連する事項 ────────────────────────────────────	合理性		同上の期間中 の達成目標	政策の達成目標と同じ。 なお、本措置の適用期間中は、法令上の積立義務額にかかわらず、各事業年度につき 正味収入共済掛金×4%(本措置による 2%を含む)以上の異常危険準備金積立を行うこ とにより、早期の積立残高回復を推進する。
		政策目標の達成状況		異常危険準備金の取崩しにより、頻発した異常災害の被災者(中小企業者)に対して 円滑かつ確実に共済金支払いが行われた。なお、これにより、積み立てていた異常危険 準備金のうち 258 百万円(前回要望時の令和 3 年度から令和 5 年度までの本措置による 無税積立分の合計。本特例措置以外の積立の取崩しも含めると 2,626 百万円)が取り崩 されたため、本措置以外の積立額を含めても低水準の積立残高となっている。 【異常危険準備金の積立残高の推移】 平成 29 年度 9,515 百万円 平成 30 年度 6,381 百万円 令和元年度 5,409 百万円 令和 2 年度 5,358 百万円 令和 3 年度 4,907 百万円 令和 4 年度 4,168 百万円 令和 5 年度 4,610 百万円 令和 5 年度 4,610 百万円 (調査実施者:中小企業庁、実施時期:令和6年)
	有効性	要望の措置の適用見込み		令和6年度見込 3団体 令和7年度見込 3団体 令和8年度見込 3団体 令和9年度見込 3団体 令和9年度見込 3団体 ※出典:火災等共済組合等からの報告値 (調査実施者:中小企業庁、実施時期:令和6年)

		要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	本措置でもって、火災等共済組合等に対して異常危険準備金の積極的な積立てを促すことにより、その積立残高を早期に回復させ、必要な残高を確保・維持することで円滑かつ確実な共済金支払いを可能とし、被災した中小企業者の早期安定化に寄与するとともに、わが国の経済社会の発展に資することとなるため有効である。  各事業年度につき正味収入共済掛金×4%(本措置による 2%を含む)での異常危険準備金積立てを行った場合、各事業年度における積立額の見込みは次のとおり。また、各火災等共済組合等の状況に応じて、本措置により繰延される税相当額の積増しに係る誘因となりうるものであり、異常危険準備金の積立残高の早期回復に寄与する手段として有効である。  令和6年度見込 19,973万円(そのうち本措置 9,744万円)令和7年度見込 22,654万円(そのうち本措置 11,091万円)令和8年度見込 22,753万円(そのうち本措置 11,148万円)令和9年度見込 22,852万円(そのうち本措置 11,148万円)令和9年度見込 22,852万円(そのうち本措置 11,205万円)※出典:火災等共済組合等からの報告値(調査実施者:中小企業庁、実施時期:令和6年)
		当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	_
		予算上の措置等 の要求内容 及び金額	_
		上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	_
	相当性	要望の措置の 妥当性	異常危険準備金の積立額の一部について損金算入を可能とする本措置は、火災等共済組合等の早期・計画的な異常危険準備金の積立促進に寄与するものであり、安定的な納税を確保するためにも本措置は妥当である。また、本措置における損金算入の特例 2%は、租税特別措置により積立てた異常危険準備金の額が当該事業年度の正味収入共済掛金の額の 45%(協同組合連合会にあっては60%)以下の場合に限り認められているものであり、取崩す際には益金に算入され課税所得とされることから実質的に国庫負担がなく、かつ事業者に対するインセンティブを付与するスキームは補助金や法令による措置では取りえず、必要最低限の措置として妥当である。  〇適用対象団体数が4団体と僅少であることについて火災等共済組合の地区と重複するものであってはならない旨の法令上の規定により、全国に44団体であるが、このうち41団体(火災等共済組合)は協同組合連合会の火災共済を共同で販売しており、その共済責任の全てを協同組合連合会にて負うことしていることから、異常危険準備金の積立ては当該協同組合連合会において行っている(そのため、上記の適用団体数は1団体としてカウントしている)。なお、残る3団体は単独で火災共済を販売しており、異常危険準備金も自ら積立てていることから、本措置の適用対象団体となっている。
			はまる自ら視立ででいることがら、本指直の過光対象団体となっている。 したがって、実質的に 4 団体で全国をカバーしていることから、本措置は達成目標の 実現に有効な手段である。

これまでの税	税負担軽減措置等の 適用実績	【直近事業年度損金算入額、適用団体数(地方税減収額)】 令和元年度 85百万円 適用団体数 3 (減収額8百万) 令和2年度 88百万円 適用団体数 3 (減収額7百万) 令和3年度 88百万円 適用団体数 3 (減収額7百万) 令和4年度 93百万円 適用団体数 3 (減収額7百万) 令和5年度 93百万円 適用団体数 3 (減収額7百万) %出典:火災等共済組合等からの報告値。減収額は推計。 (調査実施者:中小企業庁、実施時期:令和6年)
負担軽減措置	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	道府県民税 589, 425 千円の内数 事業税 5, 052, 052 千円の内数 市町村民税 3, 536, 552 千円の内数 特別法人事業税 5, 964, 319 千円の内数 ※令和4年度適用状況
等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適 用による効果 (手段と しての有効性)	異常災害が発生した場合にも、火災等共済組合等が共済金を円滑に共済利用者に支払 えるよう、火災等共済組合等の異常危険準備金の早期積立てに寄与するものであり、有 効である。なお、本措置の適用実績は上記のとおりであり、積極的な異常危険準備金の 積立促進に寄与している。
	前回要望時の 達成目標	異常危険準備金の額について、想定外の損害のうち最大規模の水準(伊勢湾台風級の 異常災害で想定される支払共済金の額)を踏まえ、各団体が設定した積立目標の合計額 (92 億円)以上を積み立て、これを維持する。
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	異常危険準備金の額(積立残高)は、令和5年度末時点で4,610百万円となっているが、これは平成30年に発生した自然災害(西日本豪雨、台風等)により大幅に取崩し、それ以降も自然災害(豪雨、台風、雪災等)の激甚化・頻発化や物価高等の影響により共済金支払いが増大しており、毎年のように取り崩しが発生していることによるものである。  火災等共済組合等の共済金支払能力を向上させるため、本措置により、引き続き異常危険準備金の早期積立て促す必要がある。
これ	までの要望経緯	昭和 28 年度 創設 昭和 34 年度 火災共済協同組合についても適用 昭和 36 年度 協同組合連合会についても適用(積立率 7%) 昭和 53 年度 積立率 6% 昭和 55 年度 積立率 4.5% 昭和 57 年度 積立率 2.5% 平成 5 年度 5 年間の延長(積立率 5%(本則 2.5%)) 平成 10 年度 3 年間の延長 平成 13 年度 3 年間の延長 平成 16 年度 3 年間の延長 平成 19 年度 3 年間の延長 平成 22 年度 3 年間の延長 平成 22 年度 3 年間の延長 平成 25 年度 3 年間の延長 平成 25 年度 3 年間の延長 平成 28 年度 3 年間の延長 平成 21 年度 3 年間の延長

No	1 3		府省庁名 経済産業省					
対象	税目	固人住民税 法人住民税 事業権	税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 ( )					
要項		企業における寄附の促進に向けた環境整備の検討						
要望(概	<b>内容</b> 要)	企業による寄附の促進に向け る。	ナた環境整備を、諸外国の状況も踏まえながら、我が国の実態に応じて検討す					
	,							
関係	条文	第24条	活行令第77条、第77条の2、法人税法施行規則第23条の2、第23条の3、 ・イ、第292条第1項第3号イ(法人住民税)、第72条の23第1号(事業税)					
減 見道	収	[初年度] 一 ( [改正増減収額] —	- ) [平年度] - ( - ) (単位:百万円)					
要望	田	(2)施策の必要性	構を検討し、公益的な活動の一層の活性化を実現する。 寄附は、その寄附の対象ごとに、一定の限度額の範囲で損金算入が可能となっ					
本要以			)を考えるうえで、企業による公益的な活動の一層の活性化が重要であり、我 D促進に向けた環境を検討することが必要である。					

		政策体系におけ る政策目的の位 置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展
		政策の 達成目標	企業が寄附しやすい環境整備を検討することにより、国内経済の活性化を実現する。
	合理性	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	
今回		同上の期間中 の達成目標	
の要望(税		政策目標の 達成状況	_
『負担軽減措置等)に関連する事項	有	要望の措置の 適用見込み	
	効性	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	
		当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	
	相当	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	
	<del>コ</del>   性 	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	
		要望の措置の 妥当性	

これま	税負担軽減措置等の 適用実績	
5 での税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	_
	利負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性)	_
	前回要望時の 達成目標	
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	
	までの要望経緯	新規要望

No	1 4		府省庁名 経済産業省					
対象	税目	個.	人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 ( )					
	望 目名	経	斉のデジタル化等に対応した新たな国際課税制度への対応					
	要望内容 (概要) 経済のデジタル化に伴う課税上の課題への対応として、2021 年 10 月、0ECD/G20 BEPS 包摂的枠組み Framework on BEPS: IF) において 2 つの柱(市場国への新たな課税権の配分、グローバル・ミニマス 終合意された。 市場国への新たな課税権の配分については、2023 年 10 月に多数国間条約案が公表され、早期の署2 渉が継続している。今後は、多数国間条約の署名や国際的な発効目標も踏まえて、多数国間条約等の規制化することが想定される。その際には、0ECD での議論状況や諸外国の動向を踏まえながら、対象な業に過度な事務負担を課さないように配慮しつつ、課税のあり方等について検討を行う。 グローバル・ミニマム課税については、各国で法制化作業及び制度の実施が進んでいる。我が国で税制改正にて所得合算ルール(IIR: Income Inclusion Rule)に係る法制化が行われるとともに、令税改正では同ルールについて、0ECD により発出された追加ガイダンスの内容や国際的な議論の進展を設しが行われ、2024 年 4 月より適用が開始された。 令和 7 年度以降の税制改正における軽課税所得ルール(UTPR: Undertaxed Profits Rule)や国内: (QDMTT: Qualified Domestic Minimum Top-up Tax) の法制化を含め、グローバル・ミニマム課税の第る更なる法制化を踏まえ、日本企業の事務負担軽減のため、国際ルールに合わせた制度の簡素化・明確							
関係	条文		人税(法人税法第 82 条~第 82 条の 10、150 条の 3) 方法人税(地方法人税法第 24 条の 2~第 24 条の 8)					
	収 込額	_	初年度] — ( ) [平年度] — ( — ) 改正増減収額] — (単位:百万円)					
要望	理由	たおさ けグ得00月 化担持 ()企	1)政策目的 国境を越えたグローバルな取引が進展する中で、経済のデジタル化に伴う新たな課税上の課題等に対応し 措置を講ずるため、2021 年 10 月、0ECD/G20 BEPS 包摂的枠組み(Inclusive Framework on BEPS: IF) に いて 2 つの柱からなる解決策(市場国への新たな課税権の配分、グローバル・ミニマム課税)が最終合意 れた。 市場国への新たな課税権の配分については、2023 年 10 月に多数国間条約案が公表され、早期の署名に向 た交渉が継続している。 ローバル・ミニマム課税については、各国で実施が進んでいる。我が国でも令和 5 年度税制改正にて、所 合算ルール(IIR: Income Inclusion Rule)に係る法制化が、令和 6 年度税制改正では同ルールについて、 の により発出された追加ガイダンスの内容や国際的な議論の進展を踏まえた見直しが行われ、2024 年 4 より適用が開始された。 今後の市場国への新たな課税権の配分に係る国内法制化や、グローバル・ミニマム課税の更なる国内法制 や改正作業を踏まえ、既存制度との関係にも配慮しながら、各制度の対象となる日本企業の過度な事務負 とならないようにするとともに、国内外の企業間の公平な競争環境を確保し、日本企業の国際競争力の維 及び向上につながるものとする必要がある。  2)施策の必要性 DECD/G20 を中心に議論されている国際課税ルールの見直しの議論やそれに基づく国内法制化等の作業は、日本 業と外国企業の公正な競争環境の確保、及び国際的な租税回避の防止に資するものである。特にグローバル・ミ マム課税は、国際的な法人税の引下げ競争に歯止めをかけるという意味をもつ。					
対応	望に する 或案	_						

		政策体系におけ る政策目的の位 置付け	2. 対外経済関係の円滑な発展
		政策の 達成目標	日本企業の海外事業活動の円滑化及び日本の立地環境の改善
	合理性	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	_
		同上の期間中 の達成目標	
今回の要望		政策目標の 達成状況	_
(税 負 担	有	要望の措置の適用見込み	海外で事業活動を行う日本企業、我が国で事業活動を行う外国企業等への適用が見込まれる。
担軽減措置等	勃性	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	日本企業と外国企業の国際的な競争条件のイコールフッティング、我が国立地環境の改善及び 国際的な租税回避の防止が見込まれる。
)に関連する		当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	同一の目的である他の措置はない。
事項		予算上の措置等 の要求内容 及び金額	予算上の措置等はない。
	相当性	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	_
		要望の措置の 妥当性	国際合意に基づく市場国への新たな課税権の配分に係る国内法制化やグローバル・ミニマム課税の更なる国内法制化を踏まえ、日本企業への過度な負担とならないよう、国際ルールに合わせて制度の簡素化や明確化を行うとともに、既存制度との関係に配慮することは、国内外の企業間の公平な競争環境の確保と日本企業の国際競争力の維持及び向上につながるものであるため、妥当。

これまで	税負担軽減措置等の 適用実績 -	_
の税負担軽減	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	
措置等の	税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性)	_
の適用実績と	前回要望時の 達成目標	
こ効果に関連する事項	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	
これ	までの要望経緯	令和 5 年度 新設 (グローバル・ミニマム課税の導入) 令和 6 年度 拡充 (グローバル・ミニマム課税の改正)

No	15							<u>府 省</u>	庁 名	経済産業	首
対象	税目	個人	人住民税	法人住民税	事業税	不動産取得税	固定資産税	事業所税	その他	( 自動車税、	軽自動車税 )
要項目		自動	動車関係	諸税のあり方	の検討						
要望(概		年が度の	カーボン: の基本的を ながりや(	ニュートラルの	の実現に するとと への移行	も積極的に貢献 もに、自動車の村 等を踏まえつつ、	するものとす/ かを超えたモヒ	ヾく、新たに ごリティ産業	保有段階 の発展に	における 00 伴う経済的	:化に寄与し、2050 2 削減に資する制 ・社会的な受益者 な課税のあり方に
関係	条文	•	44 条の 軽自動車 地方税	法第 145 条~ 111、地方税 税 法第 442 条~	去施行規 ·第 463 多	則第9条~第9	条の17、附近 529条の8の	則第5条 2~第30	条の 2、±		行令第 44 条〜第 行令第 52 条の 18
減 見込			初年度] 改正増減	— 収額] –	-	- )	[平年度]	_	(	— (単	) 1位:百万円)
要望	理由	な。 の 動	ど、自動車 実現に向 車関係諸	をはじめとす 車を取り巻く け積極的な買	環境は大 献が求め	きく変化して	おり、また、E 自動車産業、	自動車産業 ひいてはE	として20	)50 年カーホ	:利用者の広がり ボンニュートラル たを図るため、自
		ルかシる産の 動極的	①からョー業解②事的・自き用)ではに令略貢会動をへに、「貢和や献的	車受のよ新モ献6イすな産業には100ビテンを度であたいのをはりる度であるをはりる度のもができまりの者がある。	での電動化の電動化のでは、 では、このでは、 では、これでは、 では、これでは、 では、これでは、 では、これでは、 では、これでは、 では、これでは、 では、これでは、 では、これでは、 では、これでは、これでは、これでは、 では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	との急速な進展。 リーン・トラン にきな変革のに できく進化した。 にるの検討事項に はるの検討まえる。 は望をない。そのと は有から利用へ	、自動運転を スフォーで 直きを経 いなも、 とで は、「2 上 の 移 で た は、「2 上 の り で た し は り は し に り に り に り に り に り に り に り に り に り に	はいった。 スの 自動とで かいしょう あいり 自動 年を 軽り で 大 かい	「る技術学」 - BX ( まい ) BX ( まれ ) BX ( まい ) BX とな	き新、シェア ジタルーバル をとと 直ートイル は、 ついし は、 つい」 がでいまり、	ボンニュートライリング等の保 リンスフォール 競争で、社会 様々な、社会 目標の実現に の と では、 日標の 目標に は の に 代 と で は 、 に は の に は た り で は い て は い て は い て は い て は い て は い て は い に り に り に り に り に り に り に り に り と に り と り と

財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。

その際、電気自動車等の普及や市場の活性化等の観点から、原因者負担・受益者負担の原則を踏まえ、また、その負担分でモビリティ分野を支え、産業の成長と財政健全化の好循環の形成につなげるため、利用に応じた負担の適正化等に向けた具体的な制度の枠組みについて次のエコカー減税の期限到来時までに検討を進める。

また、自動車税については、電気自動車等の普及等のカーボンニュートラルに向けた動きを考慮し、税負担の公平性を早期に確保するため、その課税趣旨を適切に踏まえた課税のあり方について、イノベーションへの影響等の多面的な観点も含め、関係者の意見を聴取しつつ検討する。」とされたところ。

③ 上記を踏まえ、自動車関係諸税について、市場の活性化に寄与し、2050年カーボンニュートラルの実現にも積極的に貢献するものとすべく、新たに保有段階における CO2 削減に資する制度の基本的考え方を提示するとともに、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等を踏まえつつ、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。

本要望に 対応する 縮減案

| -

合理性	政策体系におけ る政策目的の位 置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展

- ① 自動車市場の拡大を通じて、自動車産業、ひいては日本産業全体の活性化を図る。
- ② 環境性能に優れた自動車の普及促進のため、乗用車の新車販売について、2030 年までに次世代自動車の割合を 5~7 割(うち、電気自動車とプラグイン・ハイブリッド自動車を合わせた割合を 2~3割)、2035 年までに電動車の割合を 100%とすることを目指す。

(関連する与党税制改正大綱、閣議決定等)

○令和6年度税制改正大綱(令和5年12月14日)

#### 第三 検討事項

5 自動車関係諸税の見直しについては、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望を踏まえるとともに、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものでなければならない。その上で、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行、地域公共交通へのニーズの高まり、CASEに代表される環境変化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。

その際、電気自動車等の普及や市場の活性化等の観点から、原因者負担・受益者負担の原則を踏まえ、また、その負担分でモビリティ分野を支え、産業の成長と財政健全化の好循環の形成につなげるため、利用に応じた負担の適正化等に向けた具体的な制度の枠組みについて次のエコカー減税の期限到来時までに検討を進める。

また、自動車税については、電気自動車等の普及等のカーボンニュートラルに向けた動きを考慮し、税負担の公平性を早期に確保するため、その課税趣旨を適切に踏まえた課税のあり方について、イノベーションへの影響等の多面的な観点も含め、関係者の意見を聴取しつつ検討する。

達成目標 〇未来投資戦略 2018(平成 30 年 6 月 15 日)

#### 第2 具体的な施策

I[2]1. エネルギー・環境

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》2030 年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を 5~7 割とすることを目指す。

(参考) 次世代自動車戦略 2010 (平成 22 年 4 月 12 日)

2030年の乗用車車種別普及目標(政府目標)

次	世代自動車	50~70%					
	ハイブリッド自動車	30~40%					
	電気自動車	20~30%					
	プラグイン・ハイブリッド自動車	201-30%					
	燃料電池自動車	~3%					
	クリーンディーゼル自動車	5~10%					

OGX 実現に向けた基本方針(令和5年2月10日)

#### 参考資料

【今後の道行き】事例7:自動車産業

■自動車産業のカーボンニュートラル化(例.2035 年乗用車の新車販売で電動車 100%) を実現するため、今後10年で省エネ法などで電動車の開発・性能向上・車両導入への投資を促しつつ、国際ルールへの対応を着実に進めることによりグローバル市場への展開を進める。

政策の 達成日標 ○経済財政運営と改革の基本方針 2024 (令和6年6月21日)

第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現

3. 投資の拡大及び革新技術の社会実装による社会課題への対応 (前略)

低炭素水素等については、水素社会推進法に基づき、国内外におけるサプライチェーンの構築、 国内の拠点整備や技術開発の支援、電力・ガス・燃料・製造・運輸分野における利用拡大を促す制度整備に向けた検討を進める。 電動車や電動建機の導入促進に加え、燃料電池トラック等の商用車と商用車用ステーションへの集中支援、水素供給への支援を行う。

商用車のうち、非化石エネルギー自動車の保有や使用に関する目標の拡大について、検討を行う。 国際競争力のある価格の実現に向け、官民連携により、合成燃料(e-fuel)、合成メタン e-methane)、 国産の持続可能な航空燃料(SAF)を含むカーボンリサイクル燃料の研究開発や設備投資を促進する とともに、需要創出や環境整備に取り組む。

	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	
	同上の期間中 の達成目標	_
	政策目標の達成状況	国内自動車市場はバブル期をピークに縮小している。自動車市場の拡大を通じて、自動車産業、ひいては日本経済全体の活性化を図ることが必要。  <国内自動車販売台数の推移> 平成 29 年度 520 万台 平成 30 年度 520 万台 令和元年度 504 万台 令和元年度 504 万台 令和3 年度 422 万台 令和4 年度 439 万台 令和5 年度 453 万台  エコカー減税等により、環境性能に優れた自動車の普及は進みつつあるものの、2030 年までに乗用車の新車販売台数に占める次世代自動車の割合を5~7割(うち、電気自動車とブラグイン・ハイブリッド自動車を合わせた割合を2~3割)とすることを目指す、2035 年までに乗用車新車販売で電動車 100%を実現するという政府目標の達成に向け、更なる普及促進を図る必要がある。  〈新車販売台数に占める電動車の割合〉 平成 29 年度 33.1% 平成 30 年度 34.3% 令和元年度 35.0% 令和2 年度 37.2% 令和3 年度 41.7% 令和4 年度 46.6% 令和5 年度 53.2%
有効性	要望の措置の適用見込み	国内の自動車販売台数は 400~500 万台前後で推移している。  <国内自動車販売台数の推移> 平成 29 年度 520 万台 平成 30 年度 526 万台 令和元年度 504 万台 令和 2 年度 466 万台 令和 3 年度 422 万台 令和 4 年度 439 万台 令和 5 年度 453 万台
	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	令和6年度与党税制改正大綱においては、「自動車関係諸税の見直しについては、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望を踏まえるとともに、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものでなければならない。その上で、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行、地域公共交通へのニーズの高まり、CASE に代表される環境変化にも対応する

		ためのインフラの維持管理・機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。 その際、電気自動車等の普及や市場の活性化等の観点から、原因者負担・受益者負担の原則を踏
		まえ、また、その負担分でモビリティ分野を支え、産業の成長と財政健全化の好循環の形成につなけるため、利用に応じた負担の適正化等に向けた具体的な制度の枠組みについて次のエコカー減税の期限到来時までに検討を進める。 また、自動車税については、電気自動車等の普及等のカーボンニュートラルに向けた動きを考慮し、税負担の公平性を早期に確保するため、その課税趣旨を適切に踏まえた課税のあり方について、イノベーションへの影響等の多面的な観点も含め、関係者の意見を聴取しつつ検討する。」とされており、この方針の実現を図る。
	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	_
相当性	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	
	要望の措置の妥当性	令和 6 年度与党税制改正大綱を踏まえ、自動車関係諸税について、市場の活性化に寄与し、2050年カーボンニュートラルの実現にも積極的に貢献するものとすべく、新たに保有段階における CO2削減に資する制度の基本的考え方を提示するとともに、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等を踏まえつつ、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行うものである。

税負担軽減措置等の適用実績	<新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合> 平成 29 年度 83. 396 平成 30 年度 74. 796 令和元年度 72. 696 令和 2 年度 62. 796 令和 3 年度 68. 896 令和 4 年度 67. 296 令和 5 年度 69. 896 <エコカー減税 (自動車重量税 (財務省試算)) > 平成 29 年度 ▲720 億円 平成 30 年度 ▲660 億円 令和元年度 ▲660 億円 令和 2 年度 ▲600 億円 令和 3 年度 ▲510 億円 令和 4 年度 ▲400 億円 令和 4 年度 ▲400 億円 令和 5 年度 ▲380 億円
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	_
税負担軽減措置等の適 用による効果 (手段と しての有効性)	適用要件を満たす全ての自動車が対象であるため特定の者に偏ってはいない。
前回要望時の 達成目標	
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	_
これまでの要望経緯	

No 1 6	ŝ						府 省	庁 名	経済産	<b>全業省</b>	
対象税目	個人	人住民税	法人住民	税事業税	不動産取得和	说 固定資産税	事業所税	その他(		)	
要望 項目名	小块	見模企業	等に係る税	制のありた	ちの検討						
要望内容(概要)				接措置を収納のありる	必要とする制原 方の検討。	をの概要)					
関係条文	が の こ の こ の こ 図 に 図	果題を踏 果税のバ バランス りながら	営や成長志まえ、その まえ、その ランスや勤 を図るため 、引き続き	)振興を図る 対学性所得( の外国の領 、給与所行	る観点から、値 に対する課税の 制度も参考に、 导控除などの	美主を含む小規 動き方の多様化 ひあり方等にも 正規の簿記に 「所得の種類に こて総合的に検	を踏まえ、 配慮しつつ よる青色申 応じた控除	個人事業 の、個人と さ も で も の 普及で	E、同族 法人成り と含め、	会社、給与 企業に対す 記帳水準の	所得者 る課税 向上を
	J L										J
and the	г÷	7年年7		,	\	[亚左帝]		,	\		
減収 見込額		77年度] 女正増減	— 収額〕	_ ( -	- )	[平年度]	(	΄ –	)(単	位:百万円)	)
	( 例	女 1) 引导って たちょう 1) え金ら指の会た続き ) では額ず摘た社めきめ 施 でいる でいる でいる でいる でいる かんがん かんがん かんがん かんがん かんがん かんがん かんがん かんが	目的 法しじの場合 応ので ので を のの のの のの のの の の の の の の の の の の	は、一定はまますのは、一定はままり、事税のでは、事業をはいる。	かになっている 業所得を得るが 主報酬に係る ずランス等に 正規の簿記!	ナ事業主給与の ることに比べ、 とめに要する個 助労性に配慮し も配慮しての申除 こよるでに控除」	個人の場合 人事業主の つつ、その 個人と法人 の普及を含	hは、青色 E )「勤労」へ か振興を図る 成り企業(i が、記帳7	かつ給料の記録の	与所得控除  控除は所得  を反映して     ら、個人事     上を図りな	の額が 金額に い 主 、 え が ら 、 を が が 。

	合	政策体系におけ る政策目的の位 置付け	7. 中小企業の発展
		政策の 達成目標	個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランス等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。
	合理性	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	
今回の要望(税負担軽減		同上の期間中 の達成目標	
		政策目標の 達成状況	
	有効性	要望の措置の 適用見込み	_
措置等)		要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	
に関連する事		当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	_
項		予算上の措置等 の要求内容 及び金額	_
	相当性	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	
		要望の措置の妥当性	シャウプ勧告においては、当時給与所得者に認められていた勤労控除について、「所得の大部分が財産の所有に起因するのではなく、個人の努力によって得られたという点において、農業所得および中小商工所得にも同様に適用されるべきである」とされている。また、令和6年度税制改正大綱においても、「小規模企業等に係る税制のあり方については、働き方の多様化を踏まえ、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税バランスや勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を

		全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。」とされており、妥当である。
これまで	税負担軽減措置等の 適用実績	
での税負担軽減	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	
措置等の	税負担軽減措置等の適 用による効果 (手段と しての有効性)	_
の適用実績と	前回要望時の 達成目標	
3 効果に関連する事項	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	
	までの要望経緯	

No	17									府 省	庁 名	į	経済産業省	
対象	税目	個。	人住民税	法人住民	段税 ₹	事業税	不動産	取得税	固定資産税	事業所税	その他	(	)	
要: 項E		申行	告•納税 <u>·</u>	手続に関す	る制度	度及び選	軍用に係	る所要の	)整備					
要望(概	内容								等の観点から 直しを講ずる		事務負担	理を減や	バックオフィン	ス効率化
関係	条文													
減 見辺			初年度] 改正増減	— 収額]	_	(	_	)	[平年度]		(	-	) (単位 : 百7	5円)
要望	理由	(2)	ことで、: 施策の! 骨太の方:	党等の税務 企業等の事 必要性	事務負担 記載ので	担軽減や とおり、	シバック: 行政の・	オフィス デジタル	、効率化等をE 化の着実な推	目指す。			の所要の見直	
本要 対応 縮源	する	-												

			1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展
			「経済財政運営と改革の基本方針 2024」(令和6年6月 21 日閣議決定)
			第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現
			3. 投資の拡大及び革新技術の社会実装による社会課題への対応
		<b>たかけるにかけ</b>	(1) DX
		政策体系におけ る政策目的の位	(略)
		置付け	(デジタル・ガバメント)
			我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与するデジタル社会の形成に向け、デジタル庁を中心に、政府全体で、重点計画 28 等に基づき、行政のデジタル化を推進する。
今回			(略)
の要望	合 理 性		また、マイナポータルの活用等により、税務・社会保障を始めとする各種手続に必要となるデータの連携を拡充するなど、国民の利便性向上と行政の効率化を推進する。
$\overline{}$		政策の	-
税 負 担		達成目標	
軽		税負担軽減措	-
減 措		置等の適用又 は延長期間	
置等		同上の期間中	-
)		の達成目標	
に関		政策目標の	
連 す		達成状況	-
る事			
項		要望の措置の	_
		適用見込み	
	有		
	効	要望の措置の	
	性	効果見込み (手段としての	_
		有効性)	

	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	_
相当	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	_
性	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	
	要望の措置の 妥当性	_

これまでの税負担軽減	税負担軽減措置等の 適用実績	
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	_
措置等の	税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性)	_
の適用実績と	前回要望時の 達成目標	
3 効果に関連する事項	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	
これ	までの要望経緯	継続要望

No	18	府省庁名 経済産業省
対象	税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 ( )
要項目	望 <b>3名</b>	償却資産課税の見直し
	内容要)	・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要)    課税主体
関係	条文	地方税法 第 341 条、地方税法施行令 第 49 条 他
	収 込額	[初年度] - ( - ) [平年度] - ( - ) [改正増減収額] - (単位:百万円)
要望	理由	○償却資産への課税は、多くの諸外国においても既に廃止の動きが見られる、国際的にも稀な課税の在り方である。 ○企業において、継続的な賃上げの取組を加速させていくことに加え、新たな設備投資によって生産性を向上させ、経済の好循環を生み出していく必要がある中、償却資産への課税が継続されていることは、新たな設備投資に向けた企業の経営判断を鈍化させ、生産性向上の妨げに繋がることが考えられる。加えて、国際投資を企図する海外企業から見れば、他国と比較して日本は相対的に厳しい事業環境にあるとの判断要因にもなり得るため、我が国の投資先としての国際競争力を毀損しているとも考えられる。 ○こうした観点から、償却資産への課税については、地方法人課税全体の中で、廃止を含めた検討を行う必要がある。
対応	望に する 域案	

		政策体系におけ る政策目的の位 置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展 (関連する閣議決定等) 〇 法人税の改革について(平成26年6月27日政府税制調査会取りまとめ)(抄) 2. 具体的な改革事項 (8) 地方法人課税の見直し(法人事業税を中心に) ② 改革の方向性 (略) また、行政サービスの受益を広く負担し合う地方税の趣旨に鑑みれば、法人所得に過度に依存することなく、住民税や固定資産税等のあり方も含めて検討していくことが必要である。
	合理性	政策の 達成目標	国内企業の新たな設備投資による生産性の向上を促進するとともに、海外企業からの投資先としての日本の国際競争力を高める。
今回		税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	恒久措置
の要望		同上の期間中 の達成目標	企業の競争力強化に資する投資・国内立地の促進
(税負担軽		政策目標の 達成状況	_
減措置等	有効性	要望の措置の 適用見込み	-
等)に関連す		要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	償却資産への課税が見直されることにより、機械・装置等の償却資産に対する新規の設備投資促進効果が見込まれ、老朽化した設備の入替や新規設備投資の増加が見込まれる。また、設備投資の増加による国内生産の増加や新規の企業立地等により、雇用機会の創出や雇用者所得の増加等を通じた我が国経済の活性化が見込まれる。
る事項	相当	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	
		予算上の措置等 の要求内容 及び金額	
	性	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	
		要望の措置の 妥当性	

これまで	税負担軽減措置等の 適用実績 -	
'の税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	
	税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性)	
	前回要望時の 達成目標	
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	
これ	までの要望経緯	

	(利敌·加力·延安·(O)回
No 19	府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他( )
要望 項目名	地方法人課税の見直し
	・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要)
要望内容(概要)	法人住民税―――― 均等割 資本金等の額等に応じて定額の負担を求める。
	[税率] 道府県民税 : 2~80万円 市町村民税 : 5~300万円
	法人税割 法人税額に応じた負担を求める。
	[税率] 道府県民税 : 法人税額の 1.0% 市町村民税 : 法人税額の 6.0%
	法人事業稅
	○ 電気供給業・ガス供給業・保険業以外の事業
	・ <u>資本金 1 億円超の普通法人</u> 所得割(税率:1.0%)※年 800 万円超の所得 (外形課税対象法人) 外形標準課税(付加価値割:1.2%、資本割:0.5%)
	<ul> <li>・ 資本金1億円以下の普通法人 (所得割(税率: 7.0%) ※年800万円超の所得)</li> </ul>
	〇 <u>電気供給業 (送配電事業)・ガス供給業 (導管事業)・保険業</u> (収入割 (税率: 1.3%))
	○ 電気供給業 (発電及び小売電気事業者)
	<ul> <li>資本金1億円超の普通法人</li> <li>収入割(税率:1.05%)</li> </ul>
	(外形課税対象法人)
	<ul> <li>資本金1億円以下の普通法人</li> <li>(収入割(税率:1.05%)所得割(税率:1.85%))</li> <li>ガス供給業(特定ガス供給業)</li> </ul>
	(収入割(税率: 0.78%)外形標準課税(付加価値割: 0.77%、資本割: 0.32%))
	特別法人事業税
	〇 電気供給業・ガス供給業・保険業以外の事業 ※大会1.6円規の並逐は L
	・ <u>資本金1億円超の普通法人</u> (基準法人所得割額 × 260.0%) (外形課税対象法人)
	・ <u>資本金 1 億円以下の普通法人</u> (基準法人所得割額 × 37.0%)
	○ <u>電気供給業(送配電事業)・ガス供給業()・保険業を営む法人</u> (基準法人収入割額 × 30.0%)
	(基準法へ収入刮額 ^ 30.0%) ○ 電気供給業(発電及び小売事業者)
	<ul> <li>資本金1億円超の普通法人</li> <li>(基準法人収入割額 × 40.0%)</li> </ul>
	(外形課税対象法人)
	・ <u>資本金 1 億円以下の普通法人</u> (基準法人所得割額 × 40.0%)
	○ <u>ガス供給業(特定ガス供給業)</u>
	・特別指直の内容   ○令和5年政府税制調査会とりまとめにおいて、社会経済状況の変化を把握するとともに、地方財源の偏在
	の度合いや地域間の財政力格差の状況等について注視し、税源の偏在性の小さい税体系の構築を目指してい
	くことが重要とされていることを踏まえ、地方法人課税について、そのあり方を見直すことが必要。
関係条文	<ul><li>地方税法 第二章 道府県の普通税 第一節 道府県民税、第二節 事業税</li><li>/第三章 市町村の普通税 第一節 市町村民税</li></ul>
国际深入	/ 第二草 市町村の音通祝 第一即 市町村氏祝 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律 等

減収 見込額	[初年度] — ( — ) [平年度] — ( — ) [改正増減収額] — (単位:百万円)
要望理由	経済の好循環を生み出すためには、企業において、継続的な賃上げの取組を加速させていくことに加え、新たな設備投資によって生産性を向上させていく必要がある。こうした観点から、企業への法人課税のあり方についても、経済の好循環を妨げることのないよう検討がなされるべきであり、令和5年政府税制調査会とりまとめにおいて、「社会経済状況の変化を把握するとともに、地方財源の偏在の度合いや地域間の財政力格差の状況等について注視し、税源の偏在性の小さい税体系の構築を目指していくことが重要」とされていることも踏まえれば、地方法人二税は、地域的な偏在性が大きく、景気の動向に左右され税収が不安定な財源であることから、地方税体系全体の中で、そのあり方を見直す必要がある。また、その際は、以下のような指摘も踏まえつつ、検討していく必要がある。1. 法人所得の地理的偏在により、自治体間の税収格差につながっている。2. 他の税項目に比べ変動が大きく、自立的・安定的な地域的経営を行う基幹税として問題がある。3. 応益性の観点から、行政サービスの受益と企業の税負担のバランスが不明瞭である。4. 選挙権を行使できない法人に対して、自治体が超過課税を行っている。
本要望に 対応する 縮減案	-

	要望の措置の 適用見込み	_
有 効 性	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	地域的な偏在性が小さい税体系を構築することにより、法人の経済活動をより活性化し、継続的な賃上げの取組を加速させていくことに加え、新たな設備投資によって生産性を向上させることで、経済の好循環をより確実なものとしていくことが見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	_
	要望の措置の 妥当性	地域的な偏在性が小さい税体系を構築することにより、法人の経済活動をより活性化し、 継続的な賃上げの取組を加速させていくことに加え、新たな設備投資によって生産性を 向上させることで、経済の好循環をより確実なものとしていくことが見込まれる。

これまで	税負担軽減措置等の 適用実績 	_
の税負担軽減	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	
措置等の	税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性)	
の適用実績と	前回要望時の 達成目標	_
3 効果に関連する事項	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	
これ	までの要望経緯	継続要望

No	20							<u>府 省</u>	庁 名	経済産業省	_
対象	税目	個。	人住民税	法人住民税	事業税	不動産取得税	包定資産税	事業所税	その他(	)	
要		事	業所税の	あり方の検討	ो						
要望(概		事	業所税の	あり方につい	いて検討る	を行う。					
関係	条文	t	也方税法	第4章第5旬	節事業所種	兑 等				-	
減 見辺			初年度] 改正増減	— 収額] ·	_ (	- )	[平年度]	_	(	— ) (単位:百万円)	
要望	理由	額 課	(従業者 锐される	割)と事業 点や、資本:	听床面積 金1億円起	(資産割) に応 望の企業におい	じて課税され へては、課税標	しるため、企 準が重複し	≥業の担税力 ノている外形	において、従業者給与約 が経営状況にかかわらる 標準課税の付加価値割け を行う必要がある。	ず
本要 対応 縮源	する	_									

				1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展
今回の要望	<u> </u>	政策体系における政策目的の位置付け		(関連する税制改正大綱、閣議決定等) 【法人税の改革について】(平成26年6月27日 政府税調とりまとめ) 1. 法人税改革の趣旨 国・地方の法人税率の3分の1を地方法人課税が占めることを考えれば、地方法人課税の見直しは、法人税改革の重要な柱である。地方税は行政サービスの対価を広く受益者で負担するという「応益課税」の考え方が重要であることを踏まえ、住民税や固定資産税を含む地方税全体のあり方と、そのなかでの法人課税の位置づけを再検討することが必要である。立地競争力を高めたり、新規開業を促したりすることは、地方の経済活力においてもきわめて重要であり、その意味でも法人に過度に依存することがないよう法人課税の位置づけを再検討しなければならない。 2. 具体的な改革事項 (8) 地方法人課税の見直し(法人事業税を中心に)また、行政サービスの受益を広く負担し合う地方税の趣旨に鑑みれば、法人所得に過度に依存することなく、住民税や固定資産税等のあり方も含めて検討していくことが必要である。
税負担軽		_	策の 成目標	地方税体系全体の中での法人課税の位置づけを再検討することを通じて、法人所得に対する過剰な課税状況を解消する。
減措置等)に関連する事項			税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	恒久措置
			同上の期間中 の達成目標	_
		政策目標の 達成状況		
		要望の措置の 適用見込み		-
	有効性	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)		地方税体系全体のあり方における法人課税の位置づけを再検討することを通じて、法人所得に対する過剰な課税状況を解消することにより、立地競争力の向上や新規開業の促進に繋がる。

	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	_
相当	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	
性	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	
	要望の措置の 妥当性	

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の 適用実績	
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	
	税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性)	
	前回要望時の 達成目標	
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	
これ	までの要望経緯	

No	2 1									<u> </u>	<u> </u>	庁 名	I		経済	産業省_
対象	税目	個人	人住民税	法人住民	税事	業税	不動産取	得税	固定資産	税事業	所税	その	他(	)		
要: 項E		半	<b>算体分野</b>	における	国内投資	資の総	<b>継続的な拡</b> え	大に向	可けた税制	上の措施	置の検	討				
要望  (概		Ę	践が国の	産業競争	力の強化	比及ひ	海とする 経済安全 、所要の	保障0	D観点から	、次世位	七半導	拿体を	製造する	る <i>†=めの</i>	)基盤整備	<b>着を行う</b>
			特例措置 列措置の	の内容 新設を要	望するも	もの。										
関係	& <b>→</b>															)
対示	*^															J
減 見2			初年度] 改正増減	— 讽額] ·	_ (	_	- )	[4	年度]	_		( -	- )	(単位	ī:百万円	])
要望	理由	Ę		産業全体の			」強化及び 対量産等を							-	けて、必	要な法
		本 本 が が	欠世代半 産業の未 欠世代半 望ましく	来、将来の 導体の量が 、多額の利	の経済原産等を調整を 金等を調整を 発負担か	成長を 実現す バ生じ	動運転など 左右する るために ることに。 は半導体製	最重要 は当該 より、	要技術。 核量産を実 量産等の!	E施する 実現のた	事業者 <u>-</u> めの	が十分 財務基	分な財系 基盤が損	<u>务基盤</u> を なわれ	そ有してし るおそれ:	いること
本要 対応 縮源	する	_														

	<b>合理性</b>	政策体系におけ る政策目的の位 置付け	4. 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展 経済財政運営と改革の基本方針 2024(令和6年6月21日 閣議決定) 第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現 〜賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上〜 3. 投資の拡大及び革新技術の社会実装による社会課題への対応 (1) DX (AI・半導体) 産業競争力の強化及び経済安全保障の観点から、AI・半導体分野での国内投資を継続的に拡大していく必要がある。このため、これらの分野に、必要な財源を確保しながら、複数年度にわたり、大規模かつ計画的に量産投資や研究開発支援等の重点的投資支援を行うこととする。その際、次世代半導体の量産等に向けた必要な法制上の措置を検討するとともに、必要な出融資の活用拡大等、支援手法の多様化の検討を進める。
今回の		政策の 達成目標	日本の産業競争力の強化に不可欠な、生成 AI や自動走行技術などの最重要技術の実現に必須である次世代半導体の製造基盤を自国に確保するため、日本国内における次世代半導体製造基盤強化に向けた国内投資を促進する。
要望(稅		税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	長期間にわたる適用期間を措置する。
負 担 軽		同上の期間中 の達成目標	政策の達成目標と同じ。
減措置等)		政策目標の 達成状況	_
に関連す		要望の措置の適用見込み	要望内容の性格上明示困難なため、適用見込み明示せず。
はする事項	有効性	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	次世代半導体製造事業者が次世代半導体を製造するための基盤整備にあたって発生し うる税負担を軽減することは、当該事業者の経営安定化を通じた産業競争力の強化や地 域経済の活性化に寄与するもので有効である。

-		
	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	次世代半導体を製造するための基盤整備を行う次世代半導体製造事業者に対して、国税についても所要の措置を講じる。
相	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	
性	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	_
	要望の措置の妥当性	次世代半導体製造事業者が次世代半導体を製造するための基盤整備に当たって発生し うる税負担を軽減することは、次世代半導体の量産等の実現を通じて我が国の産業全体 の競争力強化及び経済安全保障に資するもので妥当である。

これまで	税負担軽減措置等の 適用実績	_
の税負担軽減	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	_
措置等の	税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性)	_
の適用実績と	前回要望時の 達成目標	
- 効果に関連する事項	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	
これ	までの要望経緯	

No	22		府省庁名 経済産業省
対象	税目	個人	人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 (軽自動車税)
要		第-	ー種原動機付自転車における車両区分の改正に伴う同区分に係る軽自動車税の見直し
要望(概		区2	特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 道路運送車両法に規定する第一種原動機付自転車(道路交通法にあっては「一般原動機付自転車」)の車両 分の見直しに従い、本年秋から排気量 125cc 以下かつ最高出力 4kW 以下の二輪車も新たに「第一種原動機 自転車」に定義されることに伴い、当該二輪車について、現在の課税関係を踏まえ下記事項を要望する。
		気	措置の内容 車両区分の見直しにより新たに「第一種原動機付自転車」(「一般原動機付自転車」)に該当するとされる排 量 125cc 以下かつ最高出力 4kW 以下の二輪車について、現行の第一種原動機付自転車の軽自動車税の標準 率を参考としつつ、適切な税額の適用を要望する。
関係	条文	t	地方税法第463条の15第1項第1号、道路運送車両法施行規則第1条、道路交通法施行規則1条の2
減 <sup>」</sup> 見辺			初年度] — ( — ) [平年度] — ( — ) 改正増減収額] — (単位:百万円)
要望	理由	大同の分自主	直路運送車両法に規定する第一種原動機付自転車(道路交通法にあっては「一般原動機付自転車」)に関し、 気環境保護と国際基準調和の観点から国内第4次排ガス規制が導入(令和7年11月)される予定であるが、 規制による基準を満たす現行原付の開発は困難かつ開発費用に見合う事業性の見通しが立たず、今後、国内で 原付一種の生産・販売が困難となることから、道路交通法及び道路運送車両法の施行規則における車両区 の見直し(排気量125cc以下かつ最高出力4kW以下の二輪車も「第一種原動機付自転車」(「一般原動機付 転車」)に含める)を行う予定。原動機付自転車は地方税法に基づき軽自動車税の対象となっているところ、 記の見直しに対応するため、現行の第一種原動機付自転車の軽自動車税の標準税率を参考としつつ、軽自 車税の車両区分について所要の見直しを行う。
本要 対応 縮源	する	_	

	政策体系におけ る政策目的の位 置付け	4. 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展
	政策の 達成目標	・国民の交通手段である第一種原動機付自転車の供給の維持及びこれによる安全かつ気軽な交通手段の確保を通じた国民生活の維持・向上 ・国際競争力の維持・強化、国内二輪車市場の活性化
合理性	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	
	同上の期間中 の達成目標	
	政策目標の 達成状況	●第一種原動機付自転車販売台数(50cc 以下) ・ 2020 年: 122, 416 台 ・ 2021 年: 127, 736 台 ・ 2022 年: 131, 340 台
有効	要望の措置の適用見込み	国内の第一種原動機付自転車保有台数 (50cc 以下) は 400~500 万台前後で推移している。  ●第一種原動機付自転車保有台数 (50cc 以下)  ・2020 年: 4,853,131 台  ・2021 年: 4,652,686 台  ・2022 年: 4,489,401 台
性	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	第一種原動機付自転車に係る軽自動車税の車両区分について所要の見直しを行うことで、安全かつ気軽な国民の交通手段の維持により国民生活の向上が図られるとともに、国際競争力の維持・強化及び国内二輪車市場の活性化が見込まれる。
	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	
相当	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	
性	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	
	要望の措置の 妥当性	

税負担軽減措置等の 適用実績	
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	
税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性)	
前回要望時の 達成目標	
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	
これまでの要望経緯	

No	2 3					<u>府 省 庁 名                                 </u>	圣済産業省
対象	税目	個人	人住民税 法人住	主民税 事業税 不動産取	文得税 固定資産税 事 <b></b>	業所税 その他(	)
要項目		中	小企業・小規模	事業者の再編・統合等に	「係る税負担の軽減措置	の拡充	
要望(概			定を受けた経営	(支援措置を必要とする 力向上計画に基づいて事		生する不動産取得税を	·以下のとおり軽減す
					計画認定時の税率 (事業譲渡の場合)	計画認定時の特例 (事業譲渡の場合)	
				土地住宅	3.0%	│ │ 取得した不動産の価格   の 1/6 に相当する額を	
				住宅以外の家屋	4.0%	控除	-
		本	特例措置の内容 特例の活用にあ 止を講じる。	たり必要な経営力向上記	†画の認定要件のうち、	年齢要件等及びグルー	・プ内再編不可要件の
関係	条文	型	方税法附則第 11	条第 13 項、地方税法旅	五行令第7条第24項		
減 見込			初年度] ▲89 改正増減収額] -		<b>₹</b> ] ▲89 ( — )		(単位:百万円)
要望		イ よ ( 令 拡 ー PMI	り一層円滑に行 2)施策の必要で 和6年度税制改 充された。一方の プ効率化のため	正において、グループ化 、本措置の拡充要望内容 の事業再編にあたって必 めの税制措置を通じて、	は経済の活性化や雇用の とを集中的に後押しする Pは、グループ化後の Pl な要な措置であり、グル-	維持を図る。 ため、中小企業事業再 MI (M&A 後の経営統合 -プ化する際の株式取?	編投資損失準備金が )の一環としてグル 导を促進する取組と、
本要 対応 縮源	する						

		政策体系におけ る政策目的の位 置付け	7. 中小企業の発展
		政策の 達成目標	本税制措置は、中小企業・小規模事業者について第三者への円滑な事業承継を促進することで、優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続を図り、もって地域経済の活力維持を実現する。
	合理性	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	令和8年3月31日まで
		同上の期間中 の達成目標	上記「政策の達成目標」に同じ
今回の要望(税		政策目標の 達成状況	帝国データバンクの調査(全国企業「休廃業・解散」動向調査(2023))によると、2023 年度の黒字廃業割合は 51.9%となっており、休廃業数全体の半数以上を占める。黒字廃 業割合の高さは事業承継が進んでいないことを示しており、このような状況は地域経済活 性化や雇用の維持につながっていないといえる。優れた技術等の経営資源を有する中小企 業・小規模事業者の事業継続を支援し、地域経済の活性化や雇用の維持を図るためにも、 本税制措置により事業承継、グループ化の取組をより一層後押しすることが必要不可欠。
負担軽減措置等)に関	有効性	要望の措置の適用見込み	【適用件数】 令和6年度:36件 令和7年度:56件 ※令和3年度、令和4年度経営力向上計画認定実績等より推計 【減収額】 令和6年度:54百万円 令和7年度:89百万円 ※令和3年度、令和4年度経営力向上計画認定実績等より推計
関連する事項		要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	中小企業・小規模事業者の第三者への事業承継に向けた取組を行う者に対して、その課税負担を軽減することにより事業承継へ踏み出す後押しとなるため、本税制措置は有効である。
		当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	中小企業事業再編投資損失準備金、認定特別事業再編計画に基づく登録免許税の軽減措置
	相 当 性	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	<ul> <li>事業承継・引継ぎ補助金(令和5年度補正予算中小企業生産性革命推進事業2,000億円の内数)</li> <li>事業承継総合支援事業(令和5年度補正予算中小企業活性化・事業承継総合支援事業52億円の内数、令和6年度当初予算146億円の内数)</li> </ul>
		上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	事業承継円滑化のための総合的支援策として、上記の予算措置等を講じている。このような総合的な支援を行うことにより、親族内承継・親族外承継、個人事業形態・会社形態、相続税負担の有無等にかかわらず、事業承継全般の支援が可能となる本特例は移転する不動産の不動産取得税の軽減措置であり、重複した措置とはなっていない。

		要望の措置の妥当性	中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継の実現という政策目標を達成するには、全ての中小企業・小規模事業者が対象になりうる税制における措置を講ずることが適当。また、企業の更なる成長に向けて、親会社の強みの横展開、シナジー効果の発揮、経営の効率化といった効果が見込まれるグループ化の取組を後押ししていくことが重要。事業承継、グループ化の取組を行う必要性が強まっている中で、事業承継時の不動産移転に伴う事業者の負担を軽減することにより円滑な事業承継を可能とするための措置であり、円滑な事業承継の促進という目的に照らし妥当な措置である。
これまでの税負		担軽減措置等の 実績	【適用件数】 令和5年度:3件 ※令和3年度、令和4年度経営力向上計画認定実績より推計 【減収額】 令和5年度:4.5百万円 ※令和3年度、令和4年度経営力向上計画認定実績より推計
担軽減措置等	形 の す	「地方税における 党負担軽減措置等 D適用状況等に関 「る報告書」に Sける適用実績	【令和3年度】適用総額(課税標準(不動産の価格)): 132, 238 千円 【令和4年度】適用総額(課税標準(不動産の価格)): 233, 832 千円
の適用実	用に	担軽減措置等の適 よる効果(手段と の有効性)	中小企業・小規模事業者の第三者への事業承継に向けた取組みを行う者に対して、その 課税負担を軽減することにより事業承継へ踏み出す後押しとなるため、本税制措置は有効 である。
績と効果に		要望時の 目標	本税制措置は、中小企業・小規模事業者の事業再編等の活性化と、それを通じた円滑な事業承継を促進し、優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続を図り、地域経済の活力維持を実現する。
関連する事項	達成	要望時からの 度及び目標に ていない場合の理	グループ化の取組を後押しする制度が措置された直後であり、休廃業・解散件数の推移をみると、約4万3千件~5万件で推移していること等から第三者承継が進んでいるといえず、目標達成に至っていない。
これ	までの	)要望経緯	平成 30 年度 創設 令和 2 年度 2 年延長 令和 4 年度 2 年延長 令和 6 年度 2 年延長

No	2 4	府省庁名 経済産業省							
対象和	说目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他( )							
要望 項目名		スピンオフの実施の円滑化のための分配資産割合の計算に係る所要の措置							
要望内容(概要)		・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 特定事業を切り出して独立会社とするスピンオフにおいて、グループ通算制度の適用会社がその完全子会社について税制適格スピンオフを実行する際に親会社株主が受け取る完全子会社株式の取得価額を定めるための分配資産割合の計算。							
		・特例措置の内容 グループ通算制度適用会社による完全子会社の税制適格スピンオフにおいて、親会社株主が受け取る完全子会社 株式の取得価額の算定に必要な分配資産割合を、完全子会社のグループ通算制度離脱に伴う投資簿価修正を踏まえ た帳簿価額を用いて算出した場合でも、当該計算がスピンオフ実行に間に合うよう所要の措置を講じる。							
関係領	於文								
減却見込		[初年度] — ( — ) [平年度] — ( — ) [改正増減収額] — (単位:百万円)							
要望玩	里由	(1)政策目的 我が国企業を取り巻く事業環境が大きく変化する中で、我が国経済が中長期的な成長を実現するためには企業がこれまで以上に積極的に事業ポートフォリオの見直しを図ることなどにより、限られた経営資源を成長領域に適切に配分していくことが重要。特に、スピンオフについては、現在の企業又は企業グループの中に留められているままでは成長戦略の実現が難しい事業を分離・独立させることで、独自に資本市場から資金供給等も得ながらその潜在力を発揮させる重要な事業切出し手法である。 平成29年度税制改正で課税の繰延措置が認められた、特定事業を切り出して独立会社とするスピンオフの円滑な実施を図るため、グループ通算制度の適用会社における完全子会社の税制適格スピンオフの実施に関して親会社株主が受け取る完全子会社株式の取得価額を定めるための分配資産割合の計算に関して所要の指置を講じることで、企業の事業ポートフォリオの最適化を通じた我が国企業・経済の更なる成長を図る。							
		(2)施策の必要性 グループ通算制度の適用会社は、制度上、完全子会社(通算子法人)のグループ通算制度からの離脱に当たって、離脱の直前に投資簿価修正を行い、親会社から離脱する完全子会社の株式の帳簿価額を計算する必要がある。 スピンオフする親会社の株主における、スピンオフされる完全子会社の株式の取得価額及び親会社株式の取得価額の計算に用いる分配資産割合について、現行制度では「スピンオフ直前」の完全子会社株式の帳簿価額に相当する金額を用いることとされている。この点、グループ通算制度の適用会社に関しては、スピンオフによる完全子会社のグループ通算制度からの離脱に伴う投資簿価修正を行うために数ヶ月程度の準備期間が必要となるため、スピンオフ時点では投資簿価修正を踏まえた帳簿価額に基づく分配資産割合を確定することができず、その結果、スピンオフする親会社の株主における完全子会社株式の取得価額及び親会社様式の取得価額をスピンオフ実行後直ちに算出することができない。このため、分配資産割合が確定するまで							

の間に各株主がいずれかの株式を譲渡した場合、税務上の譲渡損益を正しく算出できず、株主における株式取引に支障を来す可能性がある。

仮に、スピンオフ時点では暫定的な分配資産割合を用いて親会社とスピンオフされる完全子会社の株式の取得価額を計算して株式分配を行い、分配資産割合の確定値を得た後に両社の株式の取得価額を再計算することが許容されることになった場合でも、株主や証券会社等にこの再計算に伴う修正申告等の追加的な税務対応が発生する他、分配資産割合の確定値を得るまでの間は各株式の真の取得価額が分からず、株主における株式取引こ支障を来す可能性があるため、親会社もスピンオフの決定・実行を躊躇するおそれがある。また、株主による申告漏れのリスクや、税務署において修正申告や申告漏れ等に関する追加的な事務負担が生じる可能性もある。

このため、グループ通算制度適用会社による完全子会社の税制適格スピンオフにおいて、親会社株主が受け取る 完全子会社株式の取得価額の算定に必要な分配資産割合を、完全子会社のグループ通算制度離脱に伴う投資簿価修 正を踏まえた帳簿価額を用いて算出した場合でも、当該計算がスピンオフ実行に間に合うよう所要の措置を講じ る。

本要望に 対応する 縮減案

		政策体系におけ る政策目的の位 置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展
		政策の 達成目標	グループ通算制度適用会社による完全子会社の税制適格スピンオフにおいて分配資産 割合の計算に係る所要の措置を講ずることにより、グループ通算制度適用会社における スピンオフの円滑な実行を可能とし、もって企業の事業ポートフォリオの最適化を通じ た我が国企業・経済の更なる成長を図る。
	合理性	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	
今		同上の期間中 の達成目標	
回の要望(		政策目標の 達成状況	
税負担軽	右	要望の措置の 適用見込み	_
減措置等)	有 効 性	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	本要望が措置されることにより、スピンオフに向けた親会社における円滑な意思決定 に寄与することが見込まれる。
に関連する事		当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	
項		予算上の措置等 の要求内容 及び金額	
	相 当 性	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	_
		要望の措置の 妥当性	平成 29 年度税制改正で課税の繰延措置が認められた、特定事業を切り出して独立会社とするスピンオフは、特にコングロマリットと呼ばれる複合企業が事業ポートフォリオの選択と集中を図るための事業切出しに用いられる手法であり、複数の事業分野の子会社を抱えるグループ通算制度適用企業においても活用が見込まれるもの。このため、グループ通算制度適用会社がスピンオフを検討する際に支障を来す可能性がある分配資産割合の計算上の課題に対して所要の措置を講ずることは、スピンオフの活用を下支えするものであるため、妥当。

これまで	税負担軽減措置等の 適用実績	
での税負担軽減	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	
措置等の	税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性)	
の適用実績と	前回要望時の 達成目標	
と効果に関連する事項	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	
これまでの要望経緯		平成 14 年度要望 連結納税制度を創設 平成 29 年度要望 スピンオフ制度を創設 令和 2 年度要望 連結納税制度について、親会社、完全子会社のそれぞれが申告・納税を行うグループ通算制度へ見直し 令和 5 年度要望 認定株式分配に係る課税の特例措置を創設(制度の適用の前提となる事業再編計画の認定期限は令和 6 年 3 月末まで)令和 6 年度要望 認定株式分配に係る課税の特例措置の延長(制度の適用の前提となる事業再編計画の認定期限は令和 10 年 3 月末まで)

No	2 5										<u>府 省</u>	庁 名		経	済産業省	
対象	税目	個。	人住民税	法人住民	<del>又</del> 税	事業税	不動産	取得税	固定資産	税	事業所税	その他	<u>ቱ</u> (		)	
要項		令	和2年7	/月豪雨に	おけ	る被災代	(替償却)	資産に係	系る固定資	資産税	党の特例指	措置の拡	充			
要望(概	<b>内容</b> 要)	1	被災者生	が対象 ( 活再建支						<b>支</b> 災代	代替償却資	資産を取	:得し <i>†</i> :	こ法人	・個人事	業
		業りる	主に対し、取得し とされて	活再建支 ノて、震災 シた最初の	等が発 4年 ろ、 <sup>4</sup>	発生した 間償却資 令和2年	年から4 経産に係 7月豪雨	年を経る固定資	過する年 資産税にて <b>い</b> ては、災	の3 ついて 害発	月31日 に課税標準 生から4	までの間 集を2分 年を経済	に取行 の 1 0 過する	导又に の価格 年の	は改良し <i>†</i> 各とする!	し・個人事 さものに限 昔置を講ず 日までの期
関係	条文			第 349 条 流行令第			)2									
減 見 見	収 2額		初年度] 改正増洞	— 划攻額]	_ (	-	)	[平年	拝度]	<b>A</b>	<b>№</b> 0. 7	( -	_	)	(単位:百	百万円)
要望	理由		1)政策 令和2年 建を支援	7月豪雨	iによ	り償却資	経産が滅	失又は拡	員壊した被	皮災者	音の負担を	を軽減す	ること	とで、	当該被災	災者の事業
		資得が を体 増そ	被産等とし失かこ加炎にさらかれたした。し、いれれたした。し、	るものと 信いる 新型が が が ない が ない で で で で で で で で の の の の の の の の の の の	過市に ナだ業12遅	村いて業開にいる	図める償却 当まり 一人出た償被会 いたができる。 はないでは、 もないでは、 もないでもないでもないでもな。 もないでもな。 もないでもな。 もな。 もな。 もな。 もな。 もな。 もな。 もな。 もな。 もな。	却資産を 得等後を 足の場合の 野産では いる。	を取得し、 4年度分配 響による4 や、事業の 取得には引 本特例が来	又は到定当の共工会を対している。	は当該償却 資産税を輸 に事の遅れ いを再開し でいる適利	印資産を 経滅し、 れのたもの と要れな 用されな	改良は、令を、を、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、	した 対象 は ない は ない は ない は ない ない ない ない は も たい は ない かい は も たい は いっぱい はいまい はいまい はいまい はいまい はいまいまい はいまいまいまいまいま	場合におり 負担を軽減 再度以降4 事業者及び 軽認されて か、被災者	当該償却 対する者 が地方る。 が地方る。 がある。 がある。 がする。
本要 対応 縮減	する	l														

		政策体系におけ る政策目的の位 置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展
		政策の 達成目標	令和2年7月豪雨により償却資産が滅失又は損壊した被災者の負担を軽減すること で、当該被災者の事業再建を実現する。
	合理性	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	2年間(令和7年3月31日~令和9年3月31日)
今回		同上の期間中 の達成目標	令和2年7月豪雨により償却資産が滅失又は損壊した被災者の負担を軽減すること で、当該被災者の事業再建を実現する。
回の要望(税負担軽減措置等)に関連する事項		政策目標の 達成状況	当該税制度を活用し、被災者の事業再建を実現している。 新規適用件数(事業者数): 令和3年度~令和6年度で270件
	有効性	要望の措置の 適用見込み	被災後4年度を経過しても事業の再建に着手できない場合があり、こうした地域で適 用の見込み。
		要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	令和2年7月豪雨より償却資産を失った被災者が、被災後4年度を経過しても事業の再建に着手できない場合であっても、引き続き当該被災者の負担を軽減することにより、被災者の早急な事業再建に資するものである。
		当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	
	相	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	
	当性	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	
		要望の措置の 妥当性	本措置は、事業の再建を望みつつも、令和2年7月豪雨による被災後4年度を経過しても事業の再建に着手できない被災者の負担を軽減するものであり、当該災害により償却資産が滅失又は損壊した被災者の事業の再建に資するものである。

これまで	税負担軽減措置等の 適用実績 	_
での税負担軽減	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	
措置等の	税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性)	災害により償却資産を失った被災者が、引き続き事業に着手できない場合であって も、当該被災者の負担を軽減することにより、被災者の早急な事業再建に資するもので ある。
適用実績	前回要望時の 達成目標	
と効果に関連する事項	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	
これまでの要望経緯		令和3年度 本制度を措置

No	26										府 省	庁 名		経済産業	省	
対象和	说目	個人	人住民税	法人住	民税	事業税	不動産	取得税	固定資	隆産税	事業所稅	さるの他	<u>ቱ</u> (	)		
要望項目		-	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(中小企業経営 強化税制)の拡充及び延長													
要望区(概要		ſ	・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得や製作等した場合に、 即時償却又は取得価額の 10%の税額控除(資本金 3,000 万円超 1 億円以下の法人は 7%)が選択適用できる。													
		j	中小企業	を2年間	を後押	LL.	-	-			ルが高い 小企業に					
関係第	文文	租和租	说特別措 说特別措	置法第一	42 条 <i>0</i> 行令第	)12 の 4 27 条の	、第 52 12 の 4、	• •		項、同	法第 292	条第1項	頁第 3	号		
減量			初年度] 改正増減	-	精査中 —		( ▲53	, 900 )		[平年]	隻]	精査中			53, 900 :百万円	
要望到		底()さいに対して	上 ( と がなぶ ニンド ( ) 口増 型りの のヤ で 回来 よい こい まい まい かい かん	者等け の ・お ナ小か な高け の 少り ウ企ら 状い売り 八乗も 況売上	小企業 生 齢化では 水体生に高が1 に高が1	者等の記 進展に住 生産拡大の派 上や経営ン いて、中/1 00 億円	は 備 け う ば い い い い い い い い い い い い い い い い い い	を 促進す カ、 ら い り り り り り り り り り り り り り り り り り り	トる。 減少やで類とがよ極い で最りがよ極い で最りの でしている。 でし。 でし。 でし。 でし。 でし。 でし。 でし。 でし。 でし。 でし	国際競業 転の対 転要層 設企業 な億の業	を発展される。 金属 との かん はい	等、中小さ が、いあき 関連 乗推進	企業を まて 不足 で を し と し と し と し と し と し と し し し し し し し	取り巻く いるとこ。 物価コロ ストロ の 、100 億	事業環境 る。 価格転対 は十金融を まなのに なのに なった。	竟は厳し 家が重荷 支援への 或長ポテ 目指す中
本要望 対応す 縮減	する	ı														

	要望の措置の適用見込み	(適用期間内における適用件数見込み) 令和7年度 22,434件 令和8年度 22,389件 ※令和4年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、中小企業景況調査等 より推計
有効性	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	現行制度は、税額控除と即時償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。また、特例を利用するためには、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受ける必要があり、当該計画の認定を受けるためには、国の指針に基づき経営力の向上を図るための設備投資を含む取組を行うことが必要。本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。加えて、中小企業者等の投資を幅広く促進するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備等(機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウエア)を取得する場合(ファイナンス・リースも含む)に適用を可能とされている一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)を設定することなどにより、経営力の向上に著しく効果のある設備投資に限定して措置を行うべく、制度設計がなされているものである。また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上であり(令和6年度中小企業庁アンケート調査より)、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押ししている。
	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制として、中小企業投資促進税制がある。 中小企業投資促進税制は、中小企業者等の幅広い設備投資を促進するため、計画認定 を必要とせず、一定の規模以上の設備投資を対象としている。また、取得価額の 30%の 特別償却又は7%の税額控除を選択適用(税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人 事業主のみ)できることとされている。
相	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	_
性	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	_
	要望の措置の 妥当性	本特例措置では、中小企業等経営強化法の認定を受けた中小企業者等の質の高い投資を幅広く促進するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備等(機械装置、器具備品、工具、建物附属設備、ソフトウエア)を取得する場合(リースも含む)に適用を可能とする一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)を設定することなどにより、経営力の向上に著しく効果のある設備投資に限定して措置を行うべく、制度設計がなされている。

	税負担軽減措置等の 適用実績	【適用件数】 令和 2 年度 : 23,079 件 令和 3 年度 : 23,919 件 令和 4 年度 : 22,569 件							
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	【令和 4 年度】 (道府県民税) 特別償却 12 億円 税額控除 1 億円 (事業税) 特別償却 316 億円 税額控除 — (市町村民税) 特別償却 70 億円 税額控除 7 億円 (地方法人特別税) 特別償却 117 億円 税額控除 —							
これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	税制措置による設備投資の押し上げ(下支え)効果の具体的な数値としては、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上とのアンケート結果がある。  令和5年度に総務省と政策所管府省と共同で実施した租税特別措置の効果検証によって、中小企業の設備投資に対する本税制の効果についての報告書が公表※されている。  ※公表ページ 総務省ホームページ 租税特別措置等の効果検証手法の検討について「租税特別措置等の効果検証手法の検討に関する報告書(個別)【概要】」 https://www.soumu.go.jp/main_content/000953973.pdf  同報告書では、「経強または中促を適用した企業において、労働生産性および設備投資額売上高比率、一人当たり売上高が上昇している」とされ、「設備投資に対して本税制が正の因果効果を持つ可能性が示されており、経強や中促は設備投資を押し上げている可能性がある」と示している。 このように、一定の効果が確認されたところであるが、本税制の効果を確認する手法として、今後も、税制利用企業のデータを活用した効果検証の手法の活用を検討する。							
	前回要望時の 達成目標	中小企業者等の設備投資をリーマンショック前の 14 兆円の水準まで回復させること。							
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	令和5年度における中小企業者等の設備投資は13兆円となっている。 令和2年に新型コロナウイルス感染症の影響により、経済は大きく落ち込み、設備投資も減少したが、現在は回復期で好転の兆しもある。 一方で、人手不足、物価高・価格転嫁の影響により、中小企業の業況については先行きが不透明な状況もあり、設備投資の動向も不安定な状況にある。							

	(%円) 35.0 30.0 25.0 20.0 15.0 15.0 10.0 200607 08 09 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 資料: 財務省「法人企業社調査年報」 (年) (注) ここでいう大企業とは資本金1000千円以上1億円以下の企業、中小企業とは資本金1億円未満の企業とする。
これまでの要望経緯	平成 26 年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置を創設 (平成 29 年 3 月末までの適用期間の延長) 平成 29 年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置部分を改組し、中小企業経営強化税制として新設 (適用期間は平成 31 年 3 月末まで) 令和元年度 特定経営力の上設備等の範囲の明確化及び適正化を行った上で延長 (適用期間は令和 3 年 3 月末まで) 令和 2 年度 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策特定経営力向上設備等の対象に テレワーク等のために行う設備投資を追加 令和 3 年度 修正 ROA 等が一定割合以上向上するための設備投資の追加等を 行った上で、延長 (適用期間は令和 5 年 3 月末まで) 令和 5 年度 2 年間の延長(令和 7 年 3 月末までの適用期間の延長)、対象資産からコインランドリー業又は暗号資産マイニング業(主要な事業であるものを除く)の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託する ものを除外

(新設・拡充・延長・その他)

27 No 府 省 庁 名 経済産業省 対象税目 個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 ( 要望 低公害自動車に燃料を充てんするための設備に係る課税標準の特例措置の延長 項目名 特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 燃料電池自動車に水素を充てんするための設備で、新たに取得されたものに対する固定資産税の課税標準額 について、 ① 取得価額が1億5,000万円以上5億円未満の設備は、課税標準を最初の3年間に限り価格の6分の5の 要望内容 (概要) ② 取得価額が5億円以上の設備は、課税標準を最初の3年間に限り価格の2分の1の額とする 特例措置の内容 適用期限を2年間延長する。 地方税法第349条の2、地方税法附則第15条第7項、同法施行令附則第11条第9項、同法施行令附則第11 関係条文 条第 10 項、同法施行規則附則第 6 条第 26 項 減収 「初年度」 (0) 「平年度」  $(\triangle 142. 1)$ 見込額 「改正増減収額」 (単位:百万円) (1) 政策目的 要望理由 運輸部門は我が国の CO2 排出量の約2割を占め、カーボンニュートラルに向けて取組を加速すべき最重要 分野の一つであり、クリーンエネルギー自動車の普及促進は重要。特に、電気自動車に比べて航続距離が長 く、水素の充填時間が短いという強みを有する燃料電池自動車(FCV)は商用車分野での普及拡大が期待され ている。「第6次エネルギ―基本計画」(令和3年10月閣議決定)では、乗用車について、2035年までに新 車販売で電動車 100%の実現、商用車についても、8 t 以下の小型の車について、2030 年までに、新車販売で 電動車20~30%、2040年までに、新車販売で電動車と合成燃料等の脱炭素燃料の利用に適した車両で合わせ て100%の実現、8トン超の大型の車については、貨物・旅客事業等の商用用途に適する電動車の開発・利用 促進に向けた技術実証を進めつつ、2020年代に5.000台の先行導入を目標に掲げており、電動車普及のため に水素ステーションの導入を促進するとしている。 加えて水素産業戦略の観点からも、我が国が技術的な強みを持つ「燃料電池」において、世界市場の獲得 を見据え、国際競争力をさらに強化していくためにも、基盤となる国内での燃料電池自動車の普及拡大が極 めて重要。水素社会実現に向けた国家戦略である「水素基本戦略」(令和5年6月6日改定・閣僚会議決定) においても、モビリティにおける水素需要量の拡大に向け、様々な活用シーンを想定した水素ステーション の大規模化、マルチユース化などを進めながら、需給一体での整備推進をしていくこととしている。 (2) 施策の必要性 水素ステーションについては、2030 年までに 1,000 基程度の確実な実現を目指すこととしており、2018 年2月に設立された「日本水素ステーションネットワーク合同会社(JHyM)」とも連携しながら、規制改革、 技術開発、整備支援を三位一体で推進している。 しかしながら、黎明期における FCV 需要の低迷により、水素ステーションの稼働率が低く、また水素ステ ーションの整備費・運営費高止まりにより、事業性確保が困難であり、整備数が鈍化している状況。そうし た中で、これまでの乗用車に加え、航続距離が長く、充填時間が短いという水素の利点に加え、水素消費量 が大きい商用車における普及が期待されており、世界的にも取り組みが加速している。商用車分野での FCV 普及拡大に向けては、既存の水素ステーションに加え、大型の水素ステーションの整備を需給一体で進める

とともに、コスト低減に向けた技術開発を進める必要がある。水素ステーションの稼働率向上や技術開発の

	成果の実装には一定の時間を有することから、税制上のインセンティブを設けることにより、事業者の投資 負担を軽減し、引き続き水素ステーション整備を協力に推し進めていくことが不可欠である。
本要望に	_
対応する	
縮減案	

	合理性	る	策体系におけ 政策目的の位 付け	6. 資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への 円滑な移行の推進 〇成長戦略実行計画(令和3年6月18日閣議決定) 第4章 グリーン成長戦略に向けた新たな投資の実現 3. 水素ステーションの整備 燃料電池自動車・燃料電池バス及び燃料電池トラックの普及を見据え、2030年までに 1,000基程度の水素ステーションについて、人流・物流を考慮しながら最適な配置となる よう整備する。バスやトラックなど商用車向けの水素ステーションについては、事業所 専用の充填設備も含め、整備を推進する。
今回			策の 成目標	○2035 年までに、乗用車新車販売で電動車 100%を実現。 ○商用車については、8 トン以下の小型の車について、2030 年までに、新車販売で電動車 20~30%、2040 年までに、新車販売で、電動車と合成燃料等の脱炭素燃料の利用に適した車両で合わせて 100%を目指す。8 トン超の大型の車については、貨物・旅客事業等の商用用途に適する電動車の開発・利用促進に向けた技術実証を進めつつ、2020 年代に5,000 台の先行導入を目指す。 ○モビリティ分野で 2030 年までに水素消費量 8 万トン/年程度の普及を目標。 ○水素ステーションについては、2030 年までに1,000 基程度の整備を目標。
の要望(			税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	令和7年4月1日~令和9年3月31日
税負担			同上の期間中 の達成目標	〇モビリティ分野で 2030 年までに水素消費量 8 万トン/年程度の普及を目標。 〇水素ステーションについては、2030 年までに 1,000 基程度の整備を目標。
軽減措置等			策目標の 成状況	〇令和 5 年度末で FCV は、乗用車約 8,300 台、FC バス約 160 台、小型トラック約 110 台が普及 〇水素ステーションは、令和 5 年度末で 170 箇所整備(整備中含む。)
) に 関	有		望の措置の 用見込み	令和7年度:水素ステーション:12件 令和8年度:水素ステーション:13件 ※事業者、業界団体等へのヒアリング結果等から試算。
連する事項	<del>勿</del>   効   性	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)		<ul><li>○水素ステーションの整備者に対して維持費用の負担軽減を図ることにより、事業者の 投資が促進される。</li><li>○インフラ整備の加速伴い、FCV といった電動車の普及を図ることが可能。</li><li>○結果、輸送部門におけるカーボンニュートラルの実現、水素社会の実現を推進。</li></ul>
		当該要望項目 以外の税制上の 支援措置		_
	相当性	予算上の措置等 の要求内容 及び金額		水素ステーションについては、平成 25 年度より「水素供給設備整備事業費補助金」として、水素ステーションを整備する者に対し、整備費用の一部を補助する事業を開始。その後、運営にかかる費用の一部の補助も開始。予算額は平成 25 年度当初予算 45.9 億円、平成 26 年度当初予算 72 億円、平成 26 年度補正予算 95.9 億円、平成 28 年度当初予算 62.0 億円、平成 29 年度当初予算 45.0 億円、平成 30 年度当初予算 56.0 億円、平成 31 年度当初予算 100.0 億円、令和2年度当初予算 120.0 億円、令和3年度当初予算 110.0 億円、令和3年度補正予算 375.0 億円(内数)、令和4年度当初予算 90.0 億円、令和4年度補正予算 400 億円、令和5年度当初予算 100 億円(内数)、令和5年度補正予算 400 億円(内数)、令和6年度当初予算 100 億円(内数)。

27 - 3

上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	FCV は従来車に比べ高額であることからも短期間での普及は困難であり、水素ステーションを設置する事業者においても、一般的な SS(サービスステーション)と比較して維持費用は非常に高額である。加えて、設置当初の稼働率が低く、コスト低減に向けた技術開発に一定の期間を要することから当面収益性が低い。上記補助金により、整備にかかる初期費用に加え、運営にかかる費用の一部を直接的に補助し、さらに本特例措置により、設置者の維持費用を軽減することで FCV の普及促進のために必要な水素ステーションの先行整備が可能となる。
要望の措置の妥当性	水素ステーションは燃料電池自動車にとって必要不可欠な社会インフラであり、取得価格要件(一定金額以上の設備投資を対象)を満たす設備を取得するすべての者を対象とする税制上の措置を設けることは妥当である。 2014年から商業販売が開始された FCV 乗用車は既に約8,300 台が普及しているのに加え、2023年の小型トラックの商業販売に続き、2025年度以降の大型トラックの市場投入が予定されているなど今後商用車分野において急速に普及が進むことが予想される。燃料電池自動車の普及に向け、特に商用車への対応が可能な大型の水素ステーションの整備加速が必要であり、乗用車向けの水素ステーションよりも高い特例率を設定する制度設計としている。

これま	税負担軽減措置等の 適用実績	適用件数 令和元年度: 42件 令和2年度: 29件 令和3年度: 42件 令和4年度: 53件 令和5年度: 50件						
での税負担軽	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	適用総額の種類: 課税標準(固定資産の価格) 適用実績: 令和2年度 1,563,053 (千円) 令和3年度 3,131,728 (千円) 令和4年度 4,045,249 (千円)						
減措置等	税負担軽減措置等の適 用による効果 (手段と しての有効性)	〇水素ステーションは、令和5年度末時点で170箇所整備(整備中含む)。						
の適用実績と効果に関連す	前回要望時の 達成目標	(エネルギー基本計画、水素基本戦略) ○2035 年までに、乗用車新車販売で電動車 100%を実現。 ○商用車については、8 トン以下の小型の車について、2030 年までに、新車販売で電動車 20~30%、2040 年までに、新車販売で、電動車と合成燃料等の脱炭素燃料の利用に適した車両で合わせて 100%を目指す。8 トン超の大型の車については、貨物・旅客事業等の商用用途に適する電動車の開発・利用促進に向けた技術実証を進めつつ、2020 年代に 5,000 台の先行導入を目指す。 ○FCV については、2025 年までに 20 万台程度、2030 年までに 80 万台程度の普及を目標。 ○水素ステーションについては、2025 年度までに 320 箇所の整備を目標とし、2020 年代後半までに水素ステーション事業の自立化を目指す。また、FCV・燃料電池バス及び燃料電池トラックの普及を見据え、2030 年までに 1,000 基程度、人流・物流を考慮しながら最適な配置となるよう整備。						
る事項	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	〇令和5年度末時点でFCV乗用車は約8,300台の普及、水素ステーションについても令和5年度末で170箇所整備(整備中含む。)と箇所数は増加傾向にあるものの、FCVの普及低迷に伴い、整備進度が鈍化している状況。 〇他方、令和4年度末以降、燃料電池小型トラックが走行を開始し、令和5年度末で約110台普及、令和7年度以降、燃料電池大型トラックが走行開始を予定しており、商用車の本格普及に向け、商用車対応の大規模水素ステーションの整備が加速している。						
これ	までの要望経緯	<ul> <li>・平成 9 年度 創設</li> <li>・平成 11 年度 延長</li> <li>・平成 15 年度 対象設備の見直しを行ったうえで延長・拡充</li> <li>・平成 17 年度 延長</li> <li>・平成 19 年度 延長</li> <li>・平成 21 年度 一部見直し(充電設備の取得価額要件を 2,000 万円以上から 300 万円以上に引き下げ)のうえで延長・拡充</li> <li>・平成 23 年度 電気充電設備を対象から除外</li> <li>・平成 25 年度 一部見直し(水素充てん設備の取得価額要件を 2,000 万円から1億5,000 万円に引き上げ)のうえで延長</li> <li>・平成 27 年度 一部見直し(天然ガス充てん設備の取得価額要件を 2,000 万円から4,000 万円に引き上げ)のうえで延長</li> <li>・平成 29 年度 一部見直し(対象となる設備要件に政府の補助を受けて取得したことを追加)のうえで延長</li> <li>・平成 31 年度 一部見直し(天然ガス充てん設備を対象から除外、水素充てん設備の</li> </ul>						

· 令和 3 · 令和 5	

No	28										<u>府 省</u>	<u>庁 名</u>		経済産	業省	
対象	税目	個人	人住民税	法人住民	親事	業税	不動産取	得税	固定資	産税	事業所稅	その	他(	)	)	
要項目		中人長	小企業者	等が機械等	等を取得	导した	場合の特	別償去	『又は法	人税額	領等の特別	控除	(中小)	企業投	資促進税制	の延
要望(概		-	一定の機	の対象(5 械装置等の (税額控	の対象語	设備を	取得や製	作等し	た場合						は 7%の税	額控除
		_	特例措置 適用期限	の内容 を 2 年間頭	延長する	5.										
関係:	条文	租和租	说特別措 说特別措	23 条第 1 置法第 42 置法施行 <sup>。</sup> 置法施行 <del>5</del>	条の6、 令第27	、第5 条の(	2条の2 6、第30纟		/3 第 1 項	〔、同	法第 292 :	条第1	項第 3	号		
減 見返	収		初年度] 改正増減	— 収額]	_	( •	8, 400 )		[平年度	<b>E</b> ]	_	(	▲8,	, <b>400</b> (単f	) 位:百万円)	)
要望	理由	底_	上げに向	-			<b>-</b>			全体で	を発展させ	とる重要	要な役	割を担	っている。	成長の
		,	人口減少												く事業環境 ころ。	は厳し
		ま にが 対 こ の	新型コロー なり、中小 なの観点が のようなれ	ナウイルス N企業全体 からも、生	、感染症に賃上に に賃上に 産性や	拡大の ずの波 経営ナ 中小企	)影響から を広げてい 」の向上の 業者等に。	の回復 ハくこ 必要性 よる積	期で好軸 とが最重 がより- 極的な記	云の兆 要課 -層重 设備投	しもあるが 題。金利の 要となっ 資・事業展	が、人 うある紹 てきてし <b>実開等</b> を	手不足、 経済やオ いる。 上促す <i>t</i>	、物価高ポストコ	- つ。 弱・価格転嫁 ロナ金融支 特別償却等の	援への
本要 対応 縮源	する	_														

	1			
		る	策体系におけ 政策目的の位 付け	7. 中小企業の発展  ○経済財政運営と改革の基本方針 2024~賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現~(令和6年6月21日) 第1章 成長型の新たな経済ステージへの移行 1. デフレ完全脱却の実現に向けて 企業の稼ぐ力については、人手不足への対応として、業績改善にもつながるデジタル 化や省力化投資の取組を支援するとともに、生産性の持続的な向上に向けて、中堅・中 小企業の設備投資、販路開拓、海外展開等の取組を後押しする。
今回の要望(税			策の 成目標	中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を促し、中小企業の経済活動の活性化を図る。 具体的には、近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の①②③の指標を全て満たすことを目標とする。 ①設備投資対キャッシュフロー比率の向上80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。②設備投資実施企業割合の向上30%以上の水準を維持する。 ③生産・営業用設備 DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DI が±5 ポイント程度の水準を維持する。
負 担 軽			税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	令和7年4月1日~令和9年3月31日(2年間)
減措置等)に関連-	合理性		同上の期間中 の達成目標	①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準を維持する。 ③生産・営業用設備 DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DI が±5 ポイント程度の水準を維持する。
する事項			策目標の成状況	中小企業者等の設備投資状況等は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から回復期で好転の兆しもあるが、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になり、未だ、持ち直している状況とは言えない。また、金利のある経済やポストコロナ金融支援への対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層重要となってきている、中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き措置が必要。  中小企業の設備投資対キャッシュフロー比率  80.0%  70.0%  40.0%  1



	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制としては、中小企業経営強化税制がある。中小企業経営強化税制は、中小企業等経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備等を導入した場合に、より効果の高い税制措置(即時償却又は取得価格の10%の税額控除(資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%))を利用できる税制となっている。
相当	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	
性	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	
	要望の措置の 妥当性	本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く促進するため、機械装置、検査工具・測定工具、ソフトウエア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合(内航船舶以外はファイナンス・リースも含む)に適用を可能とする一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に限定して措置を行うべく、制度設計がなされている。

	税負担軽減措置等の 適用実績	【適用件数】 令和 2 年度 : 49,060 件 令和 3 年度 : 51,857 件 令和 4 年度 : 50,593 件							
これま	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	【令和 4 年度】 (道府県民税) 特別償却 4 億円 税額控除 2 億円 (事業税) 特別償却 115 億円 税額控除 — (市町村民税) 特別償却 25 億円 税額控除 11 億円 (地方法人特別税) 特別償却 42 億円 税額控除 —							
での税負	1	税制措置による設備投資の押し上げ(下支え)効果の具体的な数値としては、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上とのアンケート結果がある。							
担軽		令和5年度に総務省と政策所管府省と共同で実施した租税特別措置の効果検証によって、中小企業の設備投資に対する本税制の効果についての報告書が公表※されている。							
減措置等の適	税負担軽減措置等の適 用による効果 (手段と しての有効性)	※公表ページ 総務省ホームページ 租税特別措置等の効果検証手法の検討について「租税特別措置等の効果検証手法の検討に関する報告書(個別)【概要】」 https://www.soumu.go.jp/main_content/000953973.pdf							
用実績と効果に問		同報告書では、「経強または中促を適用した企業において、労働生産性および設備投資額 売上高比率、一人当たり売上高が上昇している」とされ、「設備投資に対して本税制が正の 因果効果を持つ可能性が示されており、経強や中促は設備投資を押し上げている可能性があ る」と示している。 このように、一定の効果が確認されたところであるが、本税制の効果を確認する手法とし て、今後も、税制利用企業のデータを活用した効果検証の手法の活用を検討する。							
関連する事項	前回要望時の 達成目標	①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準を維持する。 ③生産・営業用設備 DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DI が±5ポイント程度の水準を維持する。							
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	中小企業者等の設備投資状況等は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から回復期で好 転の兆しもあるが、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になり、未だ、持ち直している状況 とは言えない。また、金利のある経済やポストコロナ金融支援への対応の観点からも、生産 性や経営力の向上の必要性がより一層重要となってきている、中小企業者等の積極的な設備 投資・事業展開等を促すためには、引き続き措置が必要。							
これ	までの要望経緯	平成 10 年度 「総合経済対策」(平成 10 年 4 月) に伴う措置として創設 平成 11 年度 1 年間の延長及び対象設備等の拡充(普通貨物自動車:車両総重量 8 ½以上→ 3.5 ½以上) 平成 12 年度 1 年間の延長(平成 13 年 5 月末までの適用期間の延長) 平成 13 年度 10 ヶ月の延長(平成 14 年 3 月末までの適用期間の延長) 平成 14 年度 2 年間の延長(平成 16 年 3 月末までの適用期間の延長)、対象設備(機械・装							

28 - 5

置)の取得価額の引き下げ

平成 16 年度 2 年間の延長 (平成 18 年 3 月末までの適用期間の延長)、対象設備 (器具・備品)の取得価額の引き上げ

平成 18 年度 2 年間の延長 (平成 20 年 3 月末までの適用期間の延長)、一定のソフトウエア の追加、器具・備品の見直し (デジタル複合機の追加)

平成20年度2年間の延長(平成22年3月末までの適用期間の延長)

平成22年度2年間の延長(平成24年3月末までの適用期間の延長)

平成 24 年度 2 年間の延長 (平成 26 年 3 月末までの適用期間の延長)、器具・備品及び工具の見直し (試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の追加)

平成 26 年度 3 年間の延長(平成 29 年 3 月末までの適用期間の延長、上乗せ措置部分の即時償却及び税額控除の拡充)

平成29年度 上乗せ措置部分を改組・新設の上、2年間の延長(平成31年3月末までの適用期間の延長)

令和元年度 2年間の延長

(令和3年3月末までの適用期間の延長)

令和3年度 2年間の延長(令和5年3月末までの適用期間の延長)、対象法人に商店街振興 組合を追加、指定事業に不動産業等を追加、対象資産から匿名組合契約等の目 的である事業の用に供するものを除外。

令和5年度 2年間の延長(令和7年3月末までの適用期間の延長)、対象資産からコインランドリー業(主要な事業であるものを除く)の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外、対象資産のうち総トン数500トン以上の内航船舶にあっては、環境への負荷の低減に資する装置(機器及び構造を含む。)の設置状況等を国土交通大臣に届け出た船舶に限定。

No	29										<u>府 省</u>	庁 名	3	経	<u>斉産業省</u>	î	
対象	税目	個人住戶	税	法人住民	税	事業税	不動産取	得税	固定資産	税	事業所税	そ0	の他(	地方	7消費税	)	
要 <u>:</u> 項E		リース会	リース会計基準の変更に伴う所要の措置														
要望[ (概 <del>.</del>		オペレー 検討を対 今般、同 ており、	計一テルの	の内容 基準グ・! ている。お 員なを踏切 る 等適切な	リース きた、 いて、 こてリ	取引に リース リース ース会	ついて、 取引に係 会計基準の 計基準が	通常の る貸事 の見画 変更で	の賃貸借取 手の会計処 直しについ される場合	好! 理の で」	に係る方法 の変更にて 上記内容と よ、変更に	まに準 ついて こした	じた会 も検記 草案が	会計処 すして バ令和	理を廃 いる。  5年5	止するプ 月に公園	5針で
関係	条文																
減 <sup>」</sup> 見辺		[初年] [改正 <sup>5</sup>		— 収額]	_ (	_	- )	[፯	平年度]	_	_	(	_	) (	単位:	百万円)	
要望	理由	争力維持 ウされる 定担が、 2 リー、 いて、 2 リー、	国寺のるご後 をスノののリー・、の 策取一	目的 リー かスの リー かスの リー の引は 取の がは 取れ の の の の の の の の の の の の の	経準リのの 産用 産用	に見え立全の等に過	なものでにより、 基準の見に大きなに 展に資す 投資の重要な負担に	あった。あった。あった。またい。またい。またい。またい。これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、	ス利用者を こ伴う税を を与えることを とを目的と ソールであ	はし 処理 とか する	じめ関連第 理において がないよう る。	業界に こ、り う、適	おいて ース耳 切な私	は税収引の対制上	務処理 利用者 の措置	への影響 等に過度 を講ずる 税務処理	響が想 まな負 ること
本要於	する	_															

		政策体系におけ る政策目的の位 置付け	4 情報処理の促進並びにサービス・ 製造産業の発展
		政策の 達成目標	適切な税制上の措置を講ずることで、リース利用者をはじめ関連業界への追加的な負担発生を回避し、今後のリース取引の健全な発展を促進する。
	合理性	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	_
今		同上の期間中 の達成目標	_
回の要望(		政策目標の 達成状況	
税負担軽		要望の措置の適用見込み	_
減措置等)に	有効性	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	リース会計基準の見直しに伴う税務処理において、リース取引の利用者等に過度な負担が生じ、リース取引の存立基盤に大きな影響を与えることがないよう、適切な税制上の措置を講ずることを要望するものであり、今後のリース取引上の追加負担の発生を回避し、その健全な発展を促進する上で有効である。
関連する事項		当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	_
	相	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	_
	当性	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	
		要望の措置の 妥当性	リース会計基準の見直しに伴う税務処理において、リース取引の利用者等に生じる過度な負担が、リース取引の存立基盤に大きな影響を与えることがないよう、適切な税制上の措置を講ずることで、今後のリース取引上の追加負担の発生を回避し、その健全な発展に資することを目的としており、政策目的達成手段として妥当である。

これまで	税負担軽減措置等の 適用実績	_
での税負担軽減	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	
措置等の	税負担軽減措置等の適 用による効果 (手段と しての有効性)	
の適用実績と効果に関連する事項	前回要望時の 達成目標	_
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	
これ	までの要望経緯	_

No	3 0		府省庁名 経済産業省
対象	税目	個人	-  人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 ( )
要項目		ΑI	分野における国内投資の継続的な拡大に向けた税制上の措置の検討
要望(概			特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) AI 分野における国内投資の継続的な拡大に向けた税制上の措置
		j	特例措置の内容 産業競争力の強化及び経済安全保障の観点から、AI 分野における国内投資の継続的な拡大に向けた税制上 計置を検討する。
関係	条文		
減 見込			[初年度] — ( — ) [平年度] — ( — ) [改正増減収額] — (単位:百万円)
要望	理由		(1)政策目的 AI 分野における国内投資の継続的な拡大により、我が国の生産性向上・産業競争力の強化及び経済安全 V障に資するAI 技術の社会実装を促進する。
		す て1	(2)施策の必要性 構造的な人手不足に直面する我が国では、AI の利活用を通じた生産性向上が急務であり、一部産業におい は AI の実装が始まりつつある。こうした社会実装を加速化させるためには、AI 分野の国内投資を促進す 必要がある。
本要 対応 縮源	する	_	

	4	政策体系における政策目的の位置付け		4. 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展 経済財政運営と改革の基本方針 2024(令和6年6月21日 閣議決定) 第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現 〜賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上〜 3. 投資の拡大及び革新技術の社会実装による社会課題への対応 (1) DX (AI・半導体) 産業競争力の強化及び経済安全保障の観点から、AI・半導体分野での国内投資を継続的に拡大していく必要がある。このため、これらの分野に、必要な財源を確保しながら、複数年度にわたり、大規模かつ計画的に量産投資や研究開発支援等の重点的投資支援を行うこととする。その際、次世代半導体の量産等に向けた必要な法制上の措置を検討するとともに、必要な出融資の活用拡大等、支援手法の多様化の検討を進める。
今回の悪	合理 性	政策の 達成目標		我が国の生産性向上に資する AI 技術の社会実装を促進するため、日本国内における AI の利活用に必要となる国内投資を促進する。
要望(税			税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	長期間にわたる適用期間を措置する。
負 担 軽			同上の期間中 の達成目標	政策の達成目標と同じ
減措置等)に		政策目標の 達成状況		_
に関連する	有	要望の措置の適用見込み		_
事項	効 性	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)		_
	相	以	該要望項目 外の税制上の 援措置	_
	当性	予算上の措置等 の要求内容 及び金額		_

	) <u>1</u>	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	
		望の措置の 当性	_
これまで	税負担軽適用実績	経滅措置等の も	
の税負担軽減は	税負担 の適用 する執	方税における 坦軽減措置等 用状況等に関 報告書」に る適用実績	
措置等の		経滅措置等の適 対果(手段と 対性)	
適用実績と	前回要望達成目標		
効果に関連する事項	達成度及	型時からの なび目標に いない場合の理	
これ	までの要望	<b>捏経緯</b>	_

No	3 1									<u>府</u>	F 省	庁 名	į	経済産	業省	
対象	税目	個.	人住民税	法人住民	·稅 事業	税:	不動産取得	税	固定資産税	事業	听税	その他	(	)		
要項	望 <b>3名</b>	金	融所得課	税の一体	比(金融)	商品(:	に係る損益	通算	範囲の拡え	<del>(</del> )						
	<b>内容</b> 要)	拡:	金融商品 大された しかしな	間の損益; ところ。 がら、デ	通算の範  リバティ	囲にて	要とする制 ついては、 別・預貯金 竟の整備は	平成等に	28年1月 ついては、			-				
			1 投資 貯金等( 2 損益)	得課税の一 家が多様な こまで拡大 通算範囲の	:金融商品 :すること :拡大に当	に投す 。 iたっ <sup>-</sup>	て、以下の 資しやすい ては、特定 投資家の利	環境 ā	を整備する を最大限活	観点から	ら、損こと。	益通算の	D範囲		• •	ᅒ取引・預
関係	条文	;	地方税法		条の2の	6、复	6 第35条の4 の12の2		41 条の 1 <sub>4</sub>	I、第 41	条 <i>0</i> .	) 15				
	収 2額	_	初年度] 改正増減	▲2, 6 収額]	620 (	_	)	[平年	達]	_		(		) ( <b>単</b> 位	立:百万	円)
要望	理由	設	備投資や	家の市場ベンチャー	一投資に	回るこ	朱式や投資 ことで経済 景の維持・	成長	を促し、 <sup>-</sup>	の成長						• — •
		へ 計	わが国に いッジ手段 こうした 、投資手 の資産形	段としての 中、デリル 段の幅を	デリバラ バティブ! 広げ、ひ がってい	ーィブ 取引に いて(	る成長資金 取引の活用 は、個人投 は、現物投 とが期待る	用は、 資家に と資の	限定的で にとって= 拡大とあり	ある。 、ヘッ いまって	ッジや こ、家	分散投資 計による	<b>資とし</b> る成長	ヽった目 長資金の	目的で行 の供給の	われこと 拡大と家
対応	望に する 域案	な	L													

		政策体系におけ る政策目的の位 置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展
		政策の 達成目標	金融商品に係る課税関係を簡素で中立的なものとしつつ、投資リスクの軽減を図ることにより、証券・商品市場への個人投資家の参加を促す。
	合理性	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	恒久措置とすること。
今回		同上の期間中 の達成目標	政策の達成目標と同じ。
の要望(税		政策目標の 達成状況	
負 担 軽	有効性	要望の措置の適用見込み	デリバティブ取引等を行う個人投資家が適用対象。
減措置等)に		要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備することは、個人投資家の市場参加を促し、企業の投資活動を通じた経済成長と、成長の果実の分配による家計の資産形成という経済の好循環の維持・拡大を図るうえで有効である。 ・日本証券業協会加盟金融機関によるデリバティブ取引:94万口座(日本証券業協会調べ)
関連す		W-1	・株式取引:1,531万口座(証券保管振替機構「株式等振替制度 株式5 属性別株主数」) , .
9る事項		当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	なし
	相当	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	なし
	性	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	
		要望の措置の 妥当性	予算その他の措置では投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を実現することは できないことから、税制面で整備することが妥当である。

これまで	税負担軽減措置等の 適用実績 -	_
の税負担軽減	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	
措置等の	税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性)	_
の適用実績と	前回要望時の 達成目標	
3 効果に関連する事項	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	
これ	までの要望経緯	平成 17 年度からの継続要望。

No	3 2		府省庁名 経済産業省	
対象	税目	個。	人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他( )	
要項目	望 目名	沖	縄の観光地形成促進地域における課税の特例措置の延長等	
	内容 要)	; つ	特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号)の規定に基づく観光地形成促進地域における課税の特例 いて、措置内容を以下のとおり変更の上、適用期限(令和7年3月 31 日)を2年間延長し、令和9年3 日までとする。	
		1)1	特例措置の内容 観光地形成促進地域において、下記法人税の特例措置の延長等が認められた場合、法人住民税 (法人税 についても同様の効果を適用する (自動連動)。	割)
			<ul> <li>【法人税の特例措置の概要】</li> <li>○ 沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例について、措置内容を以下のとおり変更の上、通期限(令和7年3月31日)を2年間延長し、令和9年3月31日までとする。</li> <li>○ 観光地形成促進措置の実施に関する計画(以下「措置実施計画」という。)について、沖縄県知事認定及び主務大臣の確認を受けた事業者が、特定民間観光関連施設の新設又は増設に伴い取得し器具・備品についても課税の特例措置の適用対象に追加する。</li> </ul>	事の
		_	那覇市で新設された特定民間観光関連施設(建物等1億円超)について、新設の日から5年間に限り、 事業所税の資産割の課税標準を2分の1控除する。	
		_	その他 適正化を図るため措置実施計画の期間等について所要の整備を行う。	
関係	条文	5 5	沖縄振興特別措置法第8条、第9条 租税特別措置法第42条の9 租税特別措置法施行令第27条の9 租税特別措置法施行規則第20条の4 地方税法第23条第1項第3号、第292条第1項第3号 地方税法附則 第33条第1項	
	収 2額	_	初年度] ▲ 2 4 ( ▲ 1 ) [平年度] ▲ 1 2 ( ▲ 1 ) 改正増減収額] — (単位:百万円)	

### (1) 政策目的

#### 要望理由

国内外からの観光客の誘客、観光資源の持続的利用、観光の高付加価値化等を通じた観光産業の一層の振 興により、沖縄の自立型経済の発展を目指す。

### (2) 施策の必要性

沖縄県は地理的、歴史的、社会的な特殊事情に起因した不利性を抱えており、一人当たり県民所得は全国最下位であるところ、こうした沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興策が講じられている。観光産業は沖縄のリーディング産業として沖縄経済を牽引してきたものの、観光客の「一人当たり県内消費額」や「平均滞在日数」が伸び悩むなど、観光客の増加が必ずしも経済の好循環や一人当たり県民所得の向上につながっていないといった課題を抱えている。

観光客一人当たりの消費単価の向上と平均滞在日数の延伸に向けて、滞在型観光の推進や観光産業の高付加価値化など、「質の向上」に向けた施策に取り組んでいるところ、沖縄を訪れる観光客の多様なニーズに対応したサービスを提供できるよう、民間の活力を活用し魅力のある観光関連施設を充実させていく必要がある。

以上のことから、民間主導による観光関連施設の設置のため、更なる投資促進が図られるよう、本特例措置を講ずる。

### 本要望に 対応する 縮減案

\_\_\_

		政策体系におけ る政策目的の位 置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展
			《租税特別措置等により達成しようとする目標》 観光客の一人当たり県内消費額や平均滞在日数の増加へとつながるよう、沖縄観光の 高付加価値化やブランドイメージの向上を図るため、本特例措置の活用を通して、魅力 的な観光関連施設の整備を促進する。
			○ 測定指標 ・特定民間観光関連施設への累計投資額 ・民間観光関連施設数
今回の要望(税			○ 目標値 ・特定民間観光関連施設への累計投資額の増加 令和7・8年度における特定民間観光関連施設への設備投資累計額:31億18百万円 <算出方法> 平成24年度から令和5年度までの設備投資額累計額:17,146百万円 年平均設備投資額:17,146百万円÷11年=1,559百万円/年 ※令和元年度は取得価額が不明なため除く
負担			1,559 百万円×2年(R7・R8) =31 億 18 百万円 【沖縄県調査を基に算出】
軽減措置	合理性	政策の	※別途、事業者ヒアリングや沖縄県提供情報により令和7・8年度に数百億円程度の投資が 見込まれる。
単等)に		達成目標	・民間観光関連施設の設置数 令和8年度民間観光関連施設数:304 施設 <算出方法>
関連す			観光客の多様なニーズに応えることのできる民間観光関連施設(特定民間観光関連施設 (H24 以降に本制度が適用された施設)と宿泊施設)の設置数とする。 特定民間観光関連施設については、令和6年度以降に4施設/年の適用を目標とする。
る 事 項			宿泊施設については、滞在日数の延伸等に寄与できる会議場や結婚式場などが併設されるリゾートホテル、シティホテルの 11 施設/年の新設を目標とする。
			施設数 259 施設 ⇒ 304 施設 (+45 施設) 【沖縄県調査を基に算出】
			〇 達成目標の変更理由 従前の達成目標は、県知事認定や主務大臣の確認の新規導入を想定して設定していたが、今回新たに器具・備品を対象に含むよう要望を行うことを踏まえ、観光地形成に直接結びつく達成目標に変更し、本特例措置の有効性等の検証をより適切に行えるようにした。
			(参考) ・従前の達成目標 ①県内の対象施設等における事業認定申請率 ②事業認定要件で定める基準値の達成状況
		税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間

	同上の期間中 の達成目標	〇 達成目標 上記達成目標と同じ						
		○ 過去の達成状況 ・本制度の活用対象となる 設備投資額	。 特定民間	観光関連	施設のうち			-施設
			R1	R2	R3	里1. R4	立:百万円 R5	
		投資額	28, 221	0	2, 687	0	832	
	政策目標の	【年間投資額は、R1年度から ※令和元年度:取得価額の	5 R 4 年度 ā	まで沖縄県	調査、R5年	度は事業者	 治申請書に基つ	_
	達成状況	• 民間観光関連施設数(累					単位:施設	
			R1	R2	R3	R4	R5	
		民間観光関連施設 	222	229	233	237	259	
		うち、特定民間観光関連施設	19 203	19 210	24 209	24 213	25	
		【特定民間観光関連施設は沖				=	234 ] 紫調査」】	
		※特定民間観光関連施設に ※宿泊施設については、滞 ートホテル、シティホテ 令和7年度以降、平年度で	在日数の延 ル数を記載	伸等に寄与	できる会議	場や結婚式	である。 は場などが併設	
	要望の措置の 適用見込み	<ul> <li>※平成30年度~令和4年度</li> <li>【平成30年度~令和4年度</li> <li>による】</li> <li>【拡充に伴う適用見込みは事</li> <li>今後の達成見込み・特定民間観光関連施設の</li> </ul>	美績は財務	省「租税特」	別措置の適り	用実態調査		る報告
			R6		R7		<u> </u>	
		投資額	1, 55	59	1, 559		1, 559	
有効		(考え方) 平成 24 年度から令和5年原 年平均設備投資額=17, 146 ※令和元年度は取得価額が	百万円÷1	1年=1,55	9 百万円/年		を基に算出】	
性	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	※別途、事業者ヒアリング 資が見込まれる。	や沖縄県投	是供情報によ	より令和7・	8年度に数	效百億円程度6	D投
		• 民間観光関連施設数(累	(計)	Т		Г	単位:施設	
			R6		R7		R8	
		民間観光関連施設	274	ļ	289		304	
		うち、特定民間観光関連施設	29		33		37	
		うち、宿泊施設 ※観光客の多様なニーズに 宿泊施設)の設置数とす ※特定民間観光関連施設に 度以降に4施設/年の新記	る。 ついて、H		制度が適用	された施設	数を記載。令	和64

		,
		※宿泊施設については、滞在日数の延伸等に寄与できる会議場や結婚式場などが併設されるリゾートホテル、シティホテルの 11 施設/年の新設を目標とする。 平成 27 年度から令和 4 年度までの平均増加数を目標値に採用。
	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除並びに不均一課税に対する地方交付税 による減収補填措置
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	なし
相当	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	なし
性	要望の措置の 妥当性	世界から選ばれる持続可能な観光地の形成を促進するため、沖縄県内全域において多種多様な特定民間観光関連施設を整備することを目的としており、企業に対して効果的にインセンティブを与え、新たな設備投資を促進する手段としては、対象や時期を限定した補助金等ではなく、各企業が一定の裁量の元で施設や設備の投資等に関する経営判断を行うことができる特例措置が的確な手段である。また、本特例措置は沖縄の目指す観光地の形成に資すると判断される場合に、対象施設に限定して措置を講じていることから、無差別に適用されることなく必要最小限の措置となっている。適用実績が伸び悩んでいる理由としては、近年のコロナ禍の影響で落ち込んでいた観光産業は現在回復傾向にあるものの、事業者が設備投資に踏み切るまでに一定のタイムラグが生じているためと考えられるところ、観光産業の回復及び更なる発展を後押ししていくためにも、本特例措置の継続が必要である。

		<過去5年間	の適用	実績>							(単信	立: 件、百	5万円)
		項目	令和元	年度	令和2年度		令和3年度		:	令和4年度		令和5	5年度
			件数	金額	件数	金額	件数	金客		牛数	金額	件数	金額
l J	   税負担軽減措置等の	投資税額控 除	3	53	1	1	1		28	2	18	3	35
れ	適用実績	法人住民税	3	7	1	0	1		2	2	1	Ω	2
ま		事業所税	0	0	0	0	(	)	0	0	0	0	0
での税負		【投資税額控除:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」】 【法人住民税:総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」】 【事業所税:沖縄県「観光地形成促進計画の実施状況報告書」】 ※令和5年度の件数及び金額は推計。											
担軽減	「地方税における 税負担軽減措置等	<過去3年間	の適用			T			•		百万円)		
措	の適用状況等に関	項目	,							令和4年度			
置等	│	法人住民税 0 2								1			
すの	00.7 UNE/11)C/IR												
適用実績と		ある旨の認定 ける事業の高 また、税負 を促すことで	対象施設が本税制措置の適用を受けるためには、事業の高付加価値化等を図るものである旨の認定を受ける必要があることから、本特例措置の活用を通じて、対象施設における事業の高付加価値化等を促進する直接的な効果がある。また、税負担を軽減することによって、観光客に選ばれる施設となるための設備投資を促すことで、より幅広く観光客のニーズに対応できる観光地の形成が図られ、観光客の消費額と滞在日数の増加にもつながることが期待される。										
効 果		• 観光関連指	標の推	多									
に関	税負担軽減措置等の適	期	雙 H2	24 H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	5	
連 す	用による効果(手段と     しての有効性)	入域観光客数(万.	人) 59	92 877	958	1,000	947	258	327	677	853	3	
る	しての内別注/	観光収入(億円)	3,9	97 6,603	6,979	7,341	7,047	2,485	2,924	7,013	3 8,50	07	
事項		観光客一人当た 平均滞在日数(日)	3.	75 3.71	3.68	3.59	3.70	4.17	4.42	4.25	5 4.0	4	
		観光客一人当た 県内消費額(円)	りの 67,4	59 75,297	72,853	73,374	74,425	99,956	91.555	103,70	99,6	99	
		※令和2年度~	~令和5	年度は新	型コロナ	-ウイル	スの影響	響のため	か試算	_	沖縄県詞	周査】	

#### ○所期の達成目標(令和4年度税制改正要望時)

- ①県内の対象施設等における事業認定申請率:3.4%~3.6%(令和5年度)(考え方)
- 6件/168 施設+6件=3.4%(令和4·5年度の投資が全て新設の場合)
- 6件/168 施設=3.6% (令和4・5年度の投資が全て増設の場合)
- ※施設数は沖縄県調べによる実績。

#### ②事業認定要件で定める基準値の達成状況

- ※事業認定要件については、沖縄県知事が定めることとしているため(本スキームについては、沖縄振興特別措置法の改正内容の検討と一体的に検討する)、現時点では未決定であるが、認定を受けた事業者の基準値達成状況を測定指標とする。現時点でイメージされる認定基準は以下のとおり。
- ・本税制措置の適用を受けた施設(県産品を販売・活用する事業を行うものとして事業認定を 受けた事業所に限る)の食料品・工芸品販売事業における県産品の平均売上率: 平均 55%
- ・本税制措置の適用を受けた事業所(現金給与額を増額する事業行うものとして事業認定を受けた事業所に限る)の認定事業期間中の一人平均月間現金給与総額の認定事業開始前年度からの平均増加率: 1.5%
- ・本税制措置の適用を受けた事業所(付加価値額を向上させる事業を行うものとして事業認定を受けた事業所に限る)の付加価値額の認定事業開始前年度から認定事業開始後2年度目の平均増加率: 0.66%(1年度目0.33%)
- ・本税制措置の適用を受けた事業所(労働生産性を向上させる事業を行うものとして事業認定を受けた事業所に限る)の労働生産性の認定事業開始前年度から認定事業開始後2年度目の平均増加率: 0.66%(1年度目0.33%)

### 〇 所期の達成目標の達成状況

①1件/173施設=0.6%(令和5年度)

#### (考え方)

令和5年度における事業認定の申請総数:関係する観光関連施設数(沖縄県において、増設 投資が行われれば本税制措置の対象施設となり得る可能性のある類似の施設(宿泊施設の併 設施設等税制の適用要件から明らかに外れる施設を除く)として沖縄県が把握している全173 施設。

※施設数は沖縄県調べによる実績。

### (補足)

令和3年度に当要望書を提出した時点では令和5年度末までの2年延長を要望していたところ、結果的には3年延長となったため、「初期の達成目標」における最終年度と税制の期限年度にずれが生じている。

※②については、主務大臣の確認など事前確認制度を導入するにあたり、スキームとして検討していた要件を記載したもの。これらはその時点での認定基準イメージであり、現行制度においては、付加価値額増加率、常用労働者数の維持・増加、給与増加率といった要件が定められている。①は未達であるが、現行制度の②の要件を満たす実績があることから、本税制が魅力ある観光地形成につながる沖縄観光の高付加価値化等に寄与したものと考える。

前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由

前回要望時の

達成目標

#### 〇目標未達の理由

令和3年度の目標設定時には、コロナ禍の影響は残るものの観光産業の回復を見据え 一定程度の投資が投下されることを想定していた。

しかしながら、沖縄振興開発金融公庫の業務統計年報によると、宿泊業への設備投資の貸出額の推移は、令和2年度には前年度比(▲8割減(約14億円))と大きく落ち込み、令和3年度から令和5年度においても、約30億円と令和元年度の5割程度の低い水準で推移している。

観光産業は回復傾向にあるものの、事業者が設備投資に踏み切るまでに一定のタイム ラグが生じているものと考えられる。

沖縄振興開発金融公庫 宿泊施設(設備)に係る貸付実績

R 元年度 R 2 年度 R 3 年度 R 4 年度 R 5 年度 件数 80 件 53 件 27 件 31 件 47 件 貸付額 7, 249 百万円 1, 386 百万円 3, 408 百万円 3, 099 百万円 3, 065 百万円

平成 10 年度 観光振興地域制度を創設	
平成 14 年度 平成 19 年度 平成 19 年度 平成 19 年度 初光振興地域制度に係る地域指定要件及び対象施設要件の緩和 観光振興地域制度に係る対象施設の拡充(対象施設である教養 に 文化紹介体験施設を追加) 平成 24 年度 観光振興地域制度を廃止し、観光地形成促進地域制度を創設 平成 26 年度 観光地形成促進地域制度に係る対象施設の拡充 (宿泊施設内の観光関連施設を追加)及び対象施設の床面積等に を緩和 平成 29 年度 観光地形成促進地域制度に係る対象施設から9施設を除外(野上競技場、蹴球場、スキー場、体育館、釣り場、遊漁船等利用 覧船発着場及び図書館) 令和元年度 令和3年度 1年間延長 令和3年度 3年間延長 令和4年度 3年間延長等(県知事認定・主務大臣の確認制度導入、対象とな 間観光施設の見直し)	係る要件 球場、陸 施設、遊

No	3 3							府 省」	庁 名	経済産業省	Î
対象	税目	個.	人住民税	法人住民稅	事業税	不動産取得税	固定資産税	事業所税	その他(	)	
要望 項目名		沖	沖縄の情報通信産業振興地域・特別地区における課税の特例措置の延長等								
要望内容(概要)		;	・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号)の規定に基づく情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における課税の特例について、税制上の特例措置の延長等を講じる。								
		①長那た	・特例措置の内容 ①情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区において、上記の法人税負担の軽減となる特例措置の延 長が認められた場合、法人住民税(法人税割)及び事業税についても同様の効果を適用する(自動連動)。 那覇市内において 1,000 万円を超える情報通信業務に供する機械等及び 1 億円を超える建物等を新・増設した法人は、当該事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準の対象床面積のうち、 1 / 2 に相当する面積を 5 年間控除								
		2	その他、	適正化を図る	ため措置	実施計画の期間	等について所勢	要の整備を行	ゔ゙ゔ。		
関係	条文	;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;	中縄振興 租税特別 租税特別 租税特別 地方税法 司法第 72 司法第 31	措置法施行 第6条、第 条の12第 3条第2項、	施行令 第 42条の9、 令 第 27 規則 第 2 23条第 1 1 3 号ハ、同 地方税法	[11条	条の17の2 第51条第23 3第1項、同 52項	項、同法第			
減 見記	収 込額	_	初年度] 改正増減	— 収額] -	( <b>▲</b> 41	) [3	平年度] -	— ( <i>i</i>	<b>▲</b> 41 )	(単位 : <sup>-</sup>	百万円)
要望	理由	ر ا	とで、観 本特例措	報通信関連 光・リゾー 置により県I における情	ト産業に次 内情報通信	本本土との遠にないでは、ないのでは、でリーディンでは、ははでは、できます。   はまままの	グ産業としてなける	今後も成長。 報通信技術(	が期待されるの導入に向け	る分野である。 ナた投資を活	。 発化するこ
		政以を成で	府が 30 年 後は、沖 置き該施策 14 年度に ある。 今回の要	Fに沖縄が本 F間にわたり 縄振興特別 、沖縄振興(は、政府とし は、政府とし に情報通信産 望は、沖縄	、主としまとしてのための名しての沖縄業特別地は	して以来、沖縄て本土との格差成 14 年法律第一般にわたる施設振興のためのが区を創設するこれでは、	是正に重点を 14号)に基 策を講じてきた を策の一つでな とで、より効: 基づく情報通	置いた沖縄 づき、より たところで あり、平成 <sup>1</sup> 果的に沖縄 信産業振興	振興を行う 民間主導の□ ある。 □ 年度に情の情報通信が ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	とともに、平 自立的経済の 報通信産業振 産業の振興を 報通信産業特	で成14年度 構築に重点 興地域、平 図ったもの 別地区にお

	業を効果的に集積し、立地企業による活発な企業活動を促すことで、沖縄の情報通信産業の高付加価値化や 生産性の向上を図り、もって沖縄における自立型経済の構築を目指す。
本要望に 対応する 縮減案	

		政策体系におけ る政策目的の位 置付け							
		-	策の 成目標	<ul><li>1 達成目標</li><li>・県内に新規に立地した情報通信関連企業の増加</li><li>・情報通信関連企業の労働生産性向上</li><li>2 測定指標</li><li>・税制を活用した新規立地企業の数</li><li>・税制を活用した企業の労働生産性上昇率</li></ul>					
	合理性		税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	令和9年3月31日までの2年間					
今	1±		同上の期間中 の達成目標	・税制を活用した新規立地企業数 2社以上/年 ・税制を活用した企業の労働生産性上昇率を平年 1.2%以上向上					
回の要				本税制の達成目標を定めた令和4年度以降において、県内に立地した情報通信関連企業は増加し、その労働生産性は上昇している。					
望(税負担			策目標の 成状況	県内の情報通信関連企業(社)       令和4年度       令和5年度         県内の情報通信関連企業(社)       531       563         情報通信関連企業の労働生産性上昇率(%)       1.3       1.0         税制を活用した新規立地企業数(社)       1       1         税制を活用した企業の労働生産性上昇率(%)       -       74.5         ※沖縄県調べ。       -       74.5					
軽減措置		要望の措置の 適用見込み		今後は平年度で2件の適用を見込む。					
置等)に関連する事項	有効性	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)		本制度を通じて、沖縄県内への情報通信関連企業の立地を促進するとともに、当該進出企業の事業活動や設備投資を後押しすることで、沖縄県内における情報通信産業の集積を促進しその高度化に寄与する。 また、更なる情報通信関連産業の集積により、社会基盤としての情報通信技術の活用を通じて、観光産業をはじめとする他の産業への波及効果が期待され、ひいては沖縄県の産業振興に寄与することが期待できる。					
		当該要望項目 以外の税制上の 支援措置		<ul> <li>・法人税の軽減</li> <li>・事業所税の資産割の課税標準の特例</li> <li>・事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置</li> </ul>					
	相	の	・算上の措置等 要求内容 び金額	なし					
	当性		上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係						
		要望の措置の妥当性		情報通信産業振興地域・特別地区においては、対象事業が特定情報通信事業を含めた情報通信産業の一部と多岐にわたり、該当する企業の規模やビジネス形態等も多様である。これらの企業に対し、当該地域への立地誘引や設備投資を促す効果的な手段としては、特定企業を対象とした予算・補助金等の措置ではなく、各企業の経営計画に柔軟に対処し、全ての対象事業の企業に対し制度が保証される税制措置が妥当と考えられる。					

### れ ま で ഗ 稅 負 担 軽 減 措 置 等 ഗ 適 用 実 績 لح 効 果 に 閗 連 す る 事 項

### (地方税の適用状況)

### 税負担軽減措置等の 適用実績

の適用状況等に関

する報告書」に

おける適用実績

令和元年度 令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 法人住民税 適用額(百万円) 71 46 37 40 67 43 108 104 80 事業税 適用額(百万円) 事業所税 適用額(百万円) 5 1 1

※地方税(法人住民税・事業税の自動連動分)について、令和元年度から令和4年度は、「地方税における税負担軽減措置等 の適用状況等に関する報告書」(総務省)、令和5年度は沖縄県による推計。

※事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。また、事業税には特別法人事業 税を含んでいる。

※事業所税については那覇市のみの措置。また、適用額については沖縄県による調査。

### 令和4年度 適用実態調査結果

# 「地方税における <sup>注 が</sup> 税負担軽減措置等 ・沖線

・沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別 控除

法人住民税 7,267千円 事業税 一千円

- ・沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の課税の特例法人住民税 40千円 事業税 210千円
- ・沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別 控除(連結)

法人住民税 16千円 事業税 一千円

※事業税には特別法人事業税を含む。

※国税に連動しない場合は「―」を記載した。

#### 【令和4年度から令和6年度における測定指標】

- 本制度を活用した新規立地企業の数 7社以上/年
- ・本制度を活用した企業の労働生産性上昇率を3年間で1%以上向上

測定指標である税制を活用した新規立地企業数については、各年度1件の活用となっている。 また、税制を活用した企業の労働生産性上昇率については令和5年度において指標を満たしている。

### 税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性)

前回要望時の

達成目標

本要望においては指標の策定方法を見直し、税制を活用した新規立地企業数については制度創設以降の新規立地企業数の平均値 1.1 を上回る 2 とし、また、税制を活用した企業の労働生産性上昇率については、全国の情報通信産業における労働生産性の 2011 年から 2021 年の平均上昇率 1.2 を用いることとした。

	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
税制を活用した新規立地企業数(指標)(社)	7	7	7	2	2
税制を活用した新規立地企業数(実績)(社)	1	1	_	_	_
税制を活用した企業の労働生産性上昇率(指標)(%)	0.3	0.3	0.3	1.2	1.2
税制を活用した企業の労働生産性上昇率(実績)(%)	_	74.5	_	_	_

※実績については沖縄県調べ。

## 1 達成目標

- ・県内に新規に立地した情報通信関連企業の増加
- 情報通信関連企業の労働生産性向上
- 2 測定指標
- ・税制を活用した新規立地企業の数 7 社以上/年
- 税制を活用した企業の労働生産性上昇率を3年間で1%以上向上

33 - 4

	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	令和4年度に設定した測定指標について、新規立地企業数については目標を満たせなかったものの、労働生産性上昇率については達成している。 新規立地企業数について目標を満たせなかった理由としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、沖縄県への企業進出が控えられたことが要因の一つと考えられる。
これ	までの要望経緯	平成 10 年 ・情報通信産業振興地域の創設 平成 14 年 ・5 年間延長 ・情報通信産業特別地区の創設 平成 19 年 ・5 年間延長 ・情報通信産業特別地区における認定法人の所得控除等の延長及び拡充 (常時従業員数要件 20 名以上を 10 名以上へ緩和) 平成 24 年 ・5 年間延長 ・情報通信事業に、バックアップセンター、セキュリティデータセンターを追加等 平成 26 年 ・地域、地区指定及び事業認定に係る権限の県知事への移譲 ・事業認定に係る常時従業員数要件の緩和(10 人→5人) ・特定情報通信事業に、情報通信機器相互接続検証事業を追加 ・投資税額控除の下限取得価額の引き下げ (機械・装置、特定の器具・備品 1,000 万円超→100 万円超) 平成 29 年 ・2 年間延長 平成 31 年 ・2 年間延長 令和3 年 ・1 年間延長 令和3 年 ・1 年間延長 令和4 年度 ・3 年間延長 ・情報通信産業振興地域における対象事業から情報記録物製造業ほかを廃止 ・情報通信産業特別地区における対象事業として情報システム開発業ほかを廃止 ・情報通信産業特別地区における対象事業として情報システム開発業ほかを廃止 ・情報通信産業特別地区における対象事業として情報システム開発業ほかを廃止 ・情報通信産業特別地区における対象事業として情報システム開発業ほかを廃止 ・情報通信産業特別地区における対象事業として情報システム開発業ほかを廃止 ・情報通信産業特別地区における対象事業として情報システム開発業にかを廃止 ・情報通信を業特別地区における対象事業として情報システム関発業にかを廃止 ・情報通信を業特別地区における対象事業として情報システム関発業にかを廃止 ・情報通信を業特別地区における対象事業として情報システム関発業にかを廃止 ・情報通信の業特別地区における対象事業として情報システム関発業にかを廃止 ・情報通信の業等別地区における対象事業として情報システム関発業にから廃止 ・課税の特例に係る県知事認定及び主務大臣の確認を導入

No	3 4		府省庁名 経済産業省							
対象	税目	個.	人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 ( )							
要望 項目名		沖	縄の産業イノベーション促進地域における課税の特例措置の延長等							
要望内容(概要)		;	・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号)の規定に基づく産業イノベーション促進地域における課税 の特例について、税制上の特例措置の延長等を講じる。							
		(1)	・特例措置の内容 (1) 産業イノベーション促進地域において、法人税及び所得税の特例措置の延長等が認められた場合、個人住民税、法人住民税(法人税割)及び事業税についても同様の効果を適用する(自動連動)。 (2) 沖縄県知事によって産業高度化・事業革新措置実施計画が認定され、当該事業の用に供する施設を那覇市に新設した青色申告法人は、事業所税のうち、資産割の課税標準となるべき事業所床面積を2分の1として5年間計算。							
			その他 )適正化を図るため措置実施計画の期間等について所要の整備を行う。							
関係	条文	; ; ; ;	沖縄振興特別措置法 第36条、第37条 租税特別措置法 第12条、第42条の9、第45条、 租税特別措置法施行令 第6条の3、第27条の9、第28条の9 租税特別措置法施行規則 第5条の13、第20条の4、第20条の16 地方税法第23条第1項第2号、第3号、同法第32条第1項、同法第35条第1項、 同法第51条第2項、同法第72条第1項第3号、同法第72条の12第3号、 同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号、同法第313条第2項 地方税法附則第33条第3項							
減 見 見 記		_	初年度] — ( ▲17 ) [平年度] — ( ▲17 ) 改正増減収額] — (単位:百万円)							
要望	理由	関る。出	1)政策目的 沖縄は、広大な海域や豊富な亜熱帯性生物等の地域資源を有するとともに、世界最高水準の教育・研究機も立地しており、付加価値の高い製品の開発や新たな事業の創出において高い優位性・潜在性を有してい。 本特例措置の活用により、製造業等の開発力・生産技術等の向上や沖縄の地域資源を活用した新事業の創等に寄与する設備投資を引き続き促進し、競争力強化を図り、もって沖縄における民間主導の自立型経済構築を目指す。							
		基度点興基	2)施策の必要性 昭和47年に沖縄が本土に復帰して以来、政府が、沖縄振興開発特別措置法(昭和46年法律第131号)に づき、30年間にわたり、主として本土との格差是正に重点を置いた沖縄振興を行うとともに、平成14年 以後は、沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)に基づき、より民間主導の自立的経済の構築に重 を置きつつ、沖縄振興のための各般にわたる施策を講じてきたところ。当該施策は、政府としての沖縄振 のための施策の一つであり、対象産業の産業高度化・事業革新を促進し、沖縄の幅広いものづくり産業の 礎となる製造業等の振興を図るための施策である。 今回の要望は、沖縄振興特別措置法の規定に基づく産業イノベーション促進地域における課税の特例につ て、法人税及び所得税の特例措置の延長等が認められた場合に、税制上の特例措置の延長・拡充を講じる							

	ものであり、これまで一定の成果を挙げてきた産業高度化・事業革新に係る投資を引き続き促進し、競争力 の強化を図り、もって沖縄における民間主導の自立型経済を目指すものである。
本要望に 対応する 縮減案	

今回		政策体系における政策目的の位置付け							
	合理性	政策の 達成目標		【達成目標】     達成目標     本特例措置を活用した事業者群の、認定年度と認定年度の翌事業年度における粗付加価値額を比較し、年平均で1,034百万円、令和8年度までに2,068百万円増加させる。 ※計画認定を受けた場合の達成目標における粗付加価値額の増加額は、平成30年度に本特例措置を活用した事業者群の、認定年度と認定年度の翌事業年度における粗付加価値額の増加実績47百万円に、令和6年度以降の平年度における本特例措置の想定活用企業数22社を乗じて算出。					
の要望。			税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	令和9年3月31日までの2年間					
(税負担			同上の期間中 の達成目標	【達成目標】 本特例措置を活用した事業者群の、認定年度と認定年度の翌事業年度における粗付加価値額 の増加額					
軽減措置等		政策目標の 達成状況		本特例措置を活用した事業者群の増加額は、令和4年度▲55,385あり、達成目標2,726百万円の実	百万円、令和5年現には至っていた。	年度 53, 502 百万円 はい。	と合計▲1,883 百 (単位:百万円	万円で	
)					R4	R5	合計		
に関連する事項				計画認定を受けた先の 付加価値額の増加額	<b>▲</b> 55, 385	53, 502	▲1, 883		
				(出所)沖縄県の調査 (R4 認定事業者 (13 者)、R5 認定事業者 (27 者)の内、決算書等の提出がある先の付加価値額の増加額)					
		要望の措置の 適用見込み 要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)		今後、平年度で22件の適用を見込む。					
	有効性			本特例措置を活用した新たな とともに、税負担軽減相当額を 例があり、本特例措置は事業者 このように、本特例措置は製造 用した新事業の創出等に寄与す ともに生産性向上に資する DX 進するものであり、沖縄におけ	新たな製品開発の積極的な設備技業等の開発力・おる設備投資を促送しています。	等の資金に充て事 投資を強力に後押 生産技術等の向上 進し、競争力の強 スフォーメーショ	業を拡大するな しする効果がある や沖縄の地域資 化を図るもので ロン)の実現を強	どの事 る。 源を活 あると カに推	

		<del>,</del>
	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	・法人税及び所得税の軽減 ・事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税 による減収補填措置
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	
相当性	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	_
	要望の措置の妥当性	本特例措置は、製造業等の開発力・生産技術等の向上や沖縄の地域資源を活用した新事業の創出等に寄与する設備投資を促進し、競争力の強化を推進するものである。これらの事業者に効果的にインセンティブを与えて設備投資を促す手段としては、特定事業者を対象とする補助金等よりも、各事業者の一定裁量の下で設備投資等に関する経営判断を行うことができる税制措置の方が適当である。また、本地域制度においては、措置実施計画等の認定スキームを通して対象事業の適格性等を判断し、製造業等の競争力強化等に資すると認められる場合に限定して投資税額控除等の措置を講じていることから、無差別に適用されることはなく、必要最小限の措置となっている。

٦		(過去5年間	の適用実績)				(単位	: 百万円)		
れ				H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度		
ま		法人住民税	適用額	40	46	42	5	6		
で		個人住民税	適用額	-	-	-	-	-		
の		事業税(地方	適用額	2	10	17	9	0		
税	税負担軽減措置等0	法人特別税を								
負	適用実績	含む。)								
担		事業所税	適用額	0	0	0	0	0		
軽		(出所)「地方称	だにおける税負	担軽減措置等の	の適用状況等に	:関する報告書.	」(総務省)			
減		※事業税につい			あることから、	投資税額控除	よとは連動しな	い。		
措		※事業所税につ								
置等		※算定できない	ものについては	は、「−」と記載	0					
の適用		(令和4年度 ・沖縄の産業 (単体)	<b>イノベー</b> シ			工業用機械等	等を取得した	た場合の特別	引償却	
実績と対		・沖縄の産業 の特別控隊	イノベーシ (単体)		域において:	工業用機械等	等を取得した	た場合の法。	人税額	
効果に開	税負担軽減措置の適用状況等に対る報告書」に	法人住民が ・沖縄の産業 (連結)	法人住民税 5,861 千円、事業税-千円 ・沖縄の産業イノベーション促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却 (連結)							
関連	おける適用実績	1=11 11=1		業税0千円		<del>╸</del> ╇╺╸╈┼╬	车 <b>大</b> 职 但 」 -	と担合の計	1. 手兴安石	
す		・沖縄の産業 の特別控験		コン促進地	火ニのい(-	<del>上未</del> 州饿慨=	守で以待し/	こ場合の法。	へ (	
る			、《圣福》 20千円、事	業稅−千円						
事項		※事業税に地	方法人特別	税を含んで	いる。					

令和元年度から令和5年度までに本特例措置を活用した企業数は111社で、これらの企業による設備投資額は584億円となっており、産業の高度化等に向けた設備投資が促進された。

なお、平成 28 年度に設定した測定指標に対し、活用事業者数の実績に乖離がある要因としては、平成 27 年度まで本制度を活用していた事業者が、平成 28 年度以降に経済金融活性化特別地区その他の制度を活用したことなどによるものである。また、設備投資額の実績に乖離がある要因としては、新型コロナウィルス感染症の拡大に伴う観光需要及び消費需要の悪化により県内景気の下押し圧力が強まり、設備投資が指標より低調な水準となった。

**実績・見込**:

(単位:社、百万円)

税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
活用事業者 数(指標)	60	70	82		I	-
活用事業者 数 (実績)	26	31	17	16	21	_
活用事業者 数(見込)	ı	ı	ı		ı	22
設備投資額 (指標)	23, 463	27, 373	32, 066	_	1	-
設備投資額 (実績)	5, 266	9, 977	11, 782	9, 160	22, 185	_
設備投資額 (見込)	_	_	_	_	_	11, 568

※R1 年度から R3 年度まで活用事業者数(指標)及び設備投資額(指標)は、H28 年度に過去の実績から将来の適用見込みを試算したもの。R4 年度から R6 年度は指標がなく「一」とした。

※活用事業者数 (実績) は、R1 年度から R4 年度は別紙「租税特別措置の適用実施調査の結果に関する報告書」(財務省)、R5 年度沖縄県調査

※設備投資額(実績)は、産業イノベーション促進地域の実施状況より

※R6 設備投資額(見込)は、R1 年度から R5 年度までの設備投資額の合計 58,370 百万円を活用事業者数の合計 111 件で除した 526 百万円に R6 年度活用事業者数(見込)22 件を乗じて算出

## 前回要望時の 達成目標

(脱炭素の推進以外の事業により計画認定を受けた場合)

本特例措置を活用した事業者群の、認定年度と認定年度の翌事業年度における粗付加価値額の増加額

(脱炭素の推進事業により計画認定を受けた場合)

本特例措置を活用した事業における温室効果ガスの排出量の令和5年度における削減率

## 前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由

当該特例措置を受けた事業者群の粗付加価値額の増加額は、目標の達成には至っていないが、令和4年は燃料費高騰の影響を受け、付加価値額が極端に悪化する特殊要因があることや計画認定を受けて設備投資を行い、本格稼働して付加価値額が増加するには一定の時間を要すること、令和5年5月に新型コロナウィルス感染症の感染症法上の分類が2類から5類へ移行しており、今後、観光需要や消費需要の増加が見込まれ、設備投資の増加や付加価値額の増加が期待される。

本特例措置を活用した事業における温室効果ガス排出量削減については、計画認定を受ける制度が、認められなかったことから達成目標として設定していない。

O	区成.	14	年	度

- 産業高度化地域の創設
- 〇平成19年度
- · 5年間延長
- 〇平成24年度
- ・産業高度化地域を廃止し、産業高度化・事業革新促進地域を創設
- ・対象地域を 13 市町村から全市町村に拡大
- 投資税額控除の適用対象の機械等の下限取得価格の引下げ (1,000万円超→500万円超)
- 〇平成 26 年度

### これまでの要望経緯

- ・機械等下限取得価格の引下げ(500万円超→100万円超)
- 〇平成29年度
- · 2年間延長
- 〇令和元年度
- 2年間延長
- 〇令和3年度
- 1 年間延長
- 〇令和4年度
- ・産業高度化・事業革新促進地域から、産業イノベーション促進地域に改称
- 3 年延長
- ・課税の特例に係る県知事認定及び主務大臣の確認を導入

No	3 5							府 省 ʃ	宁 名	経済産業省
対象	税目	個。	人住民税	法人住民税	事業税	不動産取得税	固定資産税	事業所税	その他(	)
	要望 項目名 沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等									
要望(概		沖納例	縄振興特別	別措置法(平	成 14 年》		の規定に基づ			積地域における課税の特 特例措置の延長・拡充を
		国たり	場合、個. 覇市で新	点産業集積地 人住民税、法	人住民税 物流拠点	(法人税割) Z 産業の用に供る	及び事業税に	ついても同村	様の効果を達	例措置の延長が認められ 適用する(自動連動)。 年間に限り、事業所税の
										る地区に見直しした <b>う</b> え 他必要な措置を講じる。
		- }	適正化を	図るため措置	実施計画	の期間等につし	いて所要の整備	<b>備を行う</b> 。		
関係	条文	- ; - ; - ; - ;	沖縄振興 <sup>4</sup> 租税特別 租税特別 租税特別 租税特別 地方税法 第72条の	措置法施行令 措置法施行規 第6条、第	行令 第 2条、第 第6条 則 第26 23条第 第292条	21条 42条の9、第 の3、第27条 0条の4、第2 1項第3号、第 第1項第3号、第	の9、第28ණ 1条の17の2 51条第2項、	条の9、第 、 、 第72条第	[1項第3号	号、第72条の12第3号、
減 見 見 記		_	初年度] 改正増減	▲ 1 収額] —	. ( ▲8	0 )	[平年度]	<b>1</b>	( ▲80	) (単位:百万円)
要望	理由	。 企	業やリペ	る東アジアの アセンタ <i>ー</i> 等	の高機能		抗空機整備業			付加価値型のものづくり 流拠点産業の集積を図る
		基度点興み「割	づき、30 以後は、 を置きつ のための 合わせ、 国際物流 高な物流	Fに沖縄が本: 年間にわたり 沖縄振興特別 つ、沖縄振興 施策の一つで 沖縄における 拠点産業の集 コストなど島	ル、主とし 措置法( のための あまの を 業の立 養は 着し よ性に	で本土との格 平成 14 年法律 各般にわたるが 税法上の保税が 地を促進する。 に進んでいる 起因する不利	差是正に重点 第 14 号)に 施策を講じて 地域制度、立 とともに、貿 ものの、沖縄へ 生がある。係る	を置いた沖基づき、よきたところ、他企業に対場の振興に減めの立地にはる状況下、沖	縄振興を行り民間主導 い当該施策に する税制及 資するために も多額の初期 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、	146 年法律第 131 号)に うとともに、平成 14 年 の自律的経済の構築に重 は、政府としての沖縄振 び金融上の優遇措置を組 の施策である。 朋投資が必要であるほか、 別措置法が令和 14 年 3 月 め、沖縄振興特別措置法

	の規定に基づく国際物流拠点産業集積地域における課税の特例について、沖縄における産業及び貿易を振興 し、民間主導の自立型経済を構築するための本特例措置による施策を継続して行う必要がある。
本要望に 対応する 縮減案	_

	I	<u> </u>	<del> </del>						
今回の要望(税負担軽減措置等)に関連する事項		政策体系におけ る政策目的の位 置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展						
		政策の 達成目標	1 達成目標 ・国際物流拠点産業集積地域における優遇税制を活用した新規立地企業数の増加 2 測定指標 ・本制度を活用した企業数の増加						
		税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	令和9年3月31日までの2年間						
	合理性	1. 達成目標 令和8年度までに次の目標を達成する。 ・国際物流拠点産業集積地域において、新規立地企業数のうち、本特例指立地した企業数を10社とする。 ※年平均で24社立地し、そのうち、10%超の企業が本特例を活用するもの 2. 参考指標							
		政策目標の 達成状況	【政策目標の達成状況】 国際物流拠点産業集積地域内における国際物流拠点産業の立地企業数は着実に増加しており、政策目的である地域内への企業集積が進んできていると判断できる。  ① 国際物流拠点集積地域における立地企業数 (単位:社) R1 R2 R3 R4 R5 223 196 251 263 265 ※沖縄県調査  ② ①のうち新規立地企業数 (単位:社) R1 R2 R3 R4 R5 44 20 65 15 22 ※沖縄県調査  ③ ②のうち本特例措置活用企業数 (単位:社) R1 R2 R3 R4 R5 44 R5 86 R1 R2 R3 R4 R5 87 R4 R5 88 R4 R5 80 R1 R2 R3 R4 R5 80 R1 R1 R2 R3 R4 R5 80 R1 R1 R2 R3 R4 R5						
	有効	要望の措置の適用見込み	今後、平年度で所得控除2件(149 百万円)、投資税額控除33 件(229 百万円)、特別償却5件(288 百万円)の適用を見込む。 本特例措置は、国際物流拠点産業の集積を図るという政策目的を的確に行うための手						
	性	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	段である。そのため、集積地域内に新規立地した企業における本特例措置の活用状況を 測定することで、企業集積を図るという政策目的に対する本特例措置の有効性を検証す ることが可能である。 また、本特例措置は、地域内に立地した企業も、継続的に本特例措置を活用すること で、継続的な事業規模等の拡大推進を図ることが可能となるため、集積地域に留まり、						

		そのうち、毎年 本特例措置が国 きる。							
		項目	R1	R2	R3	R4	R5		
		所得控除	3	1	1	3	2		
		投資税額控除	47	36	27	12	8		
		特別償却	9	3	3	2	5		
		計	59	40	31	17	15		
		(R1 年度~R4 年度は	「租税特別措置の	の適用実態調査	をの結果に関す	する報告書」(P	財務省)、R5 年	度は沖縄県調査によ	:る件
	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	〇事業税、不動による減収補導の貿易手続きの ・国際物流拠点・関税の課税物は ・関税の課税を国内 ・関税の課税を国内 ・国選択できる。)	詳置 )簡素化及び 京産業集積地 例件の確定に 別に引き取る	下記の措 域内の保 関する特	置 税工場等 <i>0</i> 例措置(1	の許可手数 保税工場等	(料の軽減 等において	、保税作業に	より
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	_							
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	_							
相当性	要望の措置の妥当性	業を持ている。	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	定義に対する場では、対象に対する場では、は、対象を対するとは、対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	お り い し い し い し い し い し に に に に に に に に に に に に に	た、では その たく で たく で た で た で た た で た た た た た た た た	た 業 規模 注 ま は は は は は は は は は は は は は	積地域への立 補助金等保証は 制度が措置立て 本特興、講 で る が まだ が ら が まだ が も で で で で で で で で で で で で で で で で で で	等地なれい経る る制は代くてい済こ 企上

いずれかを選択適用する制度となるため、本特例措置のうち、特別償却の適用を選択し

た企業が少ないことが要因である。

本特例措置の過去の適用件数は、投資税額控除の適用件数に比し少なくなっている。
これは、直接的な税負担軽減効果のある投資税額控除を選択する企業が特別償却を選
択する企業よりも多いからである。他方、特別償却も事業への先行投資等を行った結
果、赤字決算となった企業も税制上の欠損金の繰越しという制度との併用により先行
投資等により発生した赤字を翌年度以降長期間にわたり繰越すことが可能である。よ
って、企業の業績形態や経営戦略により選択可能な複数の特例措置を設けることによ
り、多様な企業に積極的な設備投資を促進させ、当該地域への集積を図るインセンテ
ィブ効果が期待できることから本特例措置の継続は必要である。

٦
れ
ま
で
の
税
負
担
軽
減
措
置
等
の
適
用
実
績
لح
効
果
1=
関
連
す

### (過去3年間の適用実績)

#### (単位:件、百万円)

## 税負担軽減措置等の 適用実績

			` ' '	- · IIV
項目		R3	R4	R5
所得控除	適用件数	1	3	2
別刊刊2時	適用額	74	173	183
+几2欠4当克西+克及	適用件数	27	12	8
投資税額控除 	適用額	170	52	310
特別償却	適用件数	3	2	5
行列俱和	適用額	41	15	306

(R3 年度~R4 年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)、R5 年度は沖縄県調査による件数及び金額)

## 「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績

#### (令和4年度実績)

- ・沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却 法人住民税 259 千円、事業税 1,382 千円
- ・沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の 特別控除

法人住民税 3,659 千円、事業税 —

- ・沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の所得の特別控除 法人住民税2,814千円、事業税12,803千円
- ※事業税に地方法人特別税を含んでいる。
- ※国税に連動しない場合は「一」を記載。

る事項

本特例措置は、国際物流拠点産業の集積を図るという政策目的を的確に行うための手段である。そのため、集積地域内に新規立地した企業における本特例措置の活用状況を 測定することで、企業集積を図るという政策目的に対する本特例措置の有効性を検証す ることが可能である。

また、本特例措置は、地域内に立地した企業も、継続的に本特例措置を活用することで、継続的な事業規模等の拡大推進を図ることが可能となるため、集積地域に留まり、長期的に企業活動を行うことへのインセンティブとなる側面も持ち合わせている。立地企業数は、令和元年度の223 社から令和5年度までに42 社増加し265 社となっており、そのうち、毎年一定数の企業(年平均で約32社)が本特例措置を活用していることから、本特例措置が国際物流拠点産業の集積を図ることに一定程度寄与しているものと判断できる。

なお、実績及び将来の見込みによれば、活用企業数の実績は令和元年度以降減少している。

これは、新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動の停滞によって企業の投資活動が停滞したことと、令和4年度より導入された税制活用するための県知事認定及び主務大臣確認による事前認定制度について、手続きを煩雑と感じた企業が申請を控えたものと推察されるが、今後は、アフターコロナにおける企業業績の急回復により、企業の投資活動が活発化することで、企業集積が進むことが見込まれる。

税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)

#### (測定指標)

本制度を活用した企業数の増加

実績及び将来の見込み

(単位:社)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
活用企業数(実績)	59	40	31	17	15	_
うち新規立地企 業数	2	0	2	1	1	_
活用企業数(見 込み)	1	ı	1	1	1	37
うち新規立地企 業数	1	-	-	-	-	3

※令和1年度から令和4年度の活用企業数(実績)は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」から試算。令和5年度については沖縄県調査による件数。

※うち新規立地企業数、令和6年度の活用企業数(見込み)の算定根拠は別紙「適用額・減収額見込み」参照。

## 前回要望時の 達成目標

令和5年度までに次の目標を達成する。

- ・国際物流拠点産業集積地域において、新規立地企業数のうち、本特例措置を活用して立地した企業数を22社とする。
- ※年平均で21社立地し、そのうち30%超の企業が本特例を活用するものと試算

前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由 実績及び将来の見込みによれば、令和3年度から令和5年度の新規立地企業のうち本 特例措置を活用した企業数の実績は4社となっており、目標値を下回っている。

これは、新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動の停滞によって企業の投資活動が停滞したことと、令和4年度より導入された税制活用するための県知事認定及び主務大臣確認による事前認定制度について、手続きを煩雑と感じた企業が申請を控えたものと推察される状況において、設定した達成目標数値が過大であったことが要因と考えられる。

今後は、アフターコロナにおける企業業績の急回復により企業の投資活動が活発化するなか、本税制が企業の新規立地判断におけるインセンティブとなり、本税制の活用により企業集積が進むと見込まれる。

引き続き制度周知に努め、本税制を活用して企業の集積及び貿易を振興することで、自立型経済の構築に向けた取組を推進していきたい。

## 〇平成 10 年度 • 自由貿易地域 拡充 •特別自由貿易地域 創設 〇平成 14 年度 ·自由貿易地域·特別自由貿易地域 延長 〇平成19年度 ·自由貿易地域·特別自由貿易地域 延長 〇平成24年度 • 国際物流拠点産業集積地域 創設 ·自由貿易地域·特別自由貿易地域 廃止 〇平成26年度 これまでの要望経緯 国際物流拠点産業集積地域 拡充(対象業種の追加等) 〇平成29年度 •国際物流拠点産業集積地域 延長 〇令和元年度 •国際物流拠点産業集積地域 延長 〇令和3年度 •国際物流拠点産業集積地域 延長 〇令和4年度 ・国際物流拠点産業集積地域 拡充 (対象地域の追加等) ・課税の特例に係る県知事認定及び主務大臣の確認を導入

No	3 6		府省庁名 経済産業省
対象	対象税目		   住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税   固定資産税 事業所税 その他 ( )
要		防犯	炎上重要な道路の無電柱化のために新設した地下ケーブル等に係る課税標準の特例措置の延長
要望(概		- な ・ 報 - 減	寺例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) -般送配電事業者、電気通信事業者、有線放送事業者等が、道路法第 37 条に基づき占用が規制されている域や緊急輸送道路において無電柱化を行う際に新たに取得した電線類に係る固定資産税の特例措置。 寺例措置の内容 道路法第 37 条に基づき電柱の占用が禁止又は制限されている道路の区域の課税標準を4年間1/2に軽 上記以外の緊急輸送道路の課税標準を4年間3/4に軽減
関係	条文	\ \frac{t}{t}	本特例措置について、適用期限を3年間(令和10年3月31日まで)延長する。 地方税法附則第15条第30項 地方税法施行令附則第11条第34、35項 地方税法施行規則附則第6条第70、71項
減 見辺			初年度] ー ( ▲364 ) [平年度] ー ( ▲364 ) 牧正増減収額] ー (単位:百万円)
要望	理由	の「	1)政策目的 電線管理者の無電柱化に要する負担を軽減することにより、無電柱化の取り組みを促進し、道路の防災性 向上、安全で快適な交通区間の確保を図る。
		令和急には、日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	2)施策の必要性 合和3年5月、新たに5年間の無電柱化推進計画が策定され、一層の無電柱化を進める必要があるなかで、 知6年1月の能登半島地震では、電柱の傾斜や折損が約3,100本発生したことにより道路閉塞が生じ、応 复旧作業に支障が生じる場面があった。 しかしながら、全国では依然として道路と民地をあわせて約3,600万本の電柱が建っており、減少するど るか増加している状況である。 合和5年6月には、道路法第37条による既設電柱の占用制限に係る運用を開始したところであるが、政策 票の達成に向けては引き続き電線管理者の負担を軽減させることで、更なる無電柱化を推進するための設 投資の動機付けとして、本特例措置を延長させることが必要不可欠である。
本要 対応 縮源	する	_	

			6. 資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への
			円滑な移行の推進
			① 国土強靱化基本計画(令和5年7月28日閣議決定)
			新たな国土強靱化基本計画 各分野の主な施策の推進方針
			8) 交通・物流 緊急輸送道路の無電柱化
			② 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策
			(2)交通ネットワーク・ライフラインを維持し、国民経済・生活を支えるための 対策
			カ東 市街地等の緊急輸送道路における無電柱化対策
			③ 首都直下型地震緊急対策推進基本計画(平成27年3月31日閣議決定)
			7 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進に関し政府が講ずべき措置
			(2)膨大な人的・物的被害への対応
			電柱の倒壊による道路閉塞を防ぐため、無電柱化の取組を推進する
			④ 日本海溝·千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画
今			5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動
回			国及び地方公共団体は、災害の被害拡大の防止を図るため、緊急輸送道路や避難所
の			へのアクセス道、避難路等の無電柱化を推進する。
要			⑤ 第5次社会資本整備重点計画(令和3年5月28日閣議決定)
望		政策体系におけ	第2章 今後の社会資本整備の方向性
税		る政策目的の位	第2節 個別の重点目標及び事業の概要について
負		置付け	1. 重点目標 1:防災・減災が主流となる社会の実現
担			1-3:災害時における交通機能の確保
軽	,		災害時の道路閉塞を防ぐ無電柱化等を推進し、災害に強い道路ネットワークの
減	合理性		構築を進める
措	褈		電柱倒壊のリスクがある市街地等の緊急輸送道路における無電柱化着手率
置等			38%(令和2年度末)→ 52%(令和7年度末)
<del>ग</del> )			⑥ 無電柱化の推進に関する法律(平成28年法律第112号)
1			第 15 条 (法制上の措置等) 政府は、無電柱化の推進に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制
関			以内は、無电性化の推進に関する地球を実施するため必要な法制工、財政工文は代制 上の措置その他の措置を講じなければならない。
連			つ 無電柱化推進計画(令和3年5月25日   国土交通大臣決定)
す			第4 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策
る			6. 財政的措置
事項			1) 税制措置
垻			現在、緊急輸送道路や道路法第 37 条の規定に基づき占用制限を実施してい
			る道路において、電線管理者が無電柱化を行う際に、新たに取得した電線等に
			係る固定資産税を減免する特例措置が講じられているが、国は本措置の効果を
			検証し、2022(令和4)年度以降の措置のあり方について検討する。
		政策の	電柱倒壊のリスクがある市街地等の緊急輸送道路における無電柱化着手率
		達成目標	38%(令和2年度末)→ 100%(令和41年度末)
		税負担軽減措	3年間(令和7年4月1日~令和10年3月31日)
		置等の適用又	
		は延長期間	
		同上の期間中	55%(令和9年度末)
		の達成目標	
<u> </u>	<u> </u>		

	政策目標の 達成状況	電柱倒壊のリスクがある市街地等の緊急輸送道路における無電柱化着手率 45%(令和5年度末)
右	要望の措置の 適用見込み	過年度の適用実績より、一般送配電事業者、電気通信事業者、有線放送事業者等において約462件の適用を見込んでいる。
有効性	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	本特例措置を通じて、無電柱化により新たに取得した電線等に係る負担が軽減され、制度創設前と比較し電柱撤去延長が 1.5 倍程度(年間 150 km程度)で推移していることから、更なる無電柱化を進めるためのインセンティブとして有効である。
	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	
相	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	①国土交通省 道路整備事業費 (令和7年度概算要求額:25,258億円(国費)の内数) 防災・安全交付金(令和7年度概算要求額:10,405億円(国費)の内数) ②総務省 (1)情報通信インフラ整備加速化パッケージ(令和7年度概算要求額:53.3億円の内数) (2)ケーブルテレビにおける伝送路の在り方に関する調査研究(令和7年度概算要求額:1.6億円の内数)
当性	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	上記予算①は道路管理者が電線共同溝等の整備を行うためのものである。電線共同溝等の整備効果の発現(無電柱化の完了)には、電線管理者等による電線等の電線共同溝等内への敷設が必要であるところ、本税制はその促進方策となるものである。②(1)は、通信ネットワークの敷設状況等を踏まえて、電線管理者(電気通信事業者)が効率的に地中化を進めるための調査を実施するもの、②(2)は、電線管理者(ケーブルテレビ事業者)の新設電柱抑制に関する具体的方策等について調査研究を実施するものである。対して本特例措置は電線管理者が無電柱化を実施する際の設備投資に対する税の軽減措置をするものである。
	要望の措置の妥当性	無電柱化の推進を図るためには、上記予算により道路管理者が電線共同溝等の整備を行うとともに電線管理者が電線等を新たに取得する必要があるが、無電柱化は公共性が高い一方、電線管理者の負担が大きく、新たに取得した電線等に係る固定資産税が負担になることから、本特例措置による固定資産税の負担の軽減が必要であり、本特例措置は、政策の達成のための手段として妥当である。

				適用件	数、(減収額)百万円	]
これ			年度	適用件数	減収額	
ま			令和元年度	512	74	
での	税負担軽減措置等の		令和2年度	449	67	
税	適用実績 		令和3年度	501	52	
負 担			令和4年度	436	43	
軽			令和5年度	448	29	
減 措			【出典】: 電網	管理者からの聞き取	りによる道路局調べ	·
置等の適用実	「地方税における税 負担軽減措置等の適 用状況等に関する報 告書」に おける適用実績	<ul> <li>① 適用総額の種類:課税標準(固定資産の価格)</li> <li>② 適用実績(千円):令和2年度 13,366,117</li> <li>:令和3年度 14,262,083</li> <li>:令和4年度 13,857,436</li> </ul>				
績と効果	税負担軽減措置等の適 用による効果 (手段とし ての有効性)	本特例措置を通じて、無電柱化により新たに取得した電線等に係る負担が軽減され、制度 創設前と比較し電柱撤去延長が 1.5 倍程度(年間 150 km程度)で推移していることから、 更なる無電柱化を進めるためのインセンティブとして有効である。				
に関連する	前回要望時の 達成目標	目標値:50%	急輸送道路における (令和6年度末) (令和5年度末)	無電柱化着手率		
事項	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	—		理者や沿道住民等との ことや、石油高騰によ		
これ	までの要望経緯	令和 4 年度 ※道路法第 3 届出対象区域	延長・拡充 、課題がある道路等( 延長・拡充 37 条に基づき電柱の なびこれ以外の緊急	バリアフリー生活関連 占用が禁止又は制限で 輸送道路に接続する届 条に規定される配電事	されている道路の区 出対象区域を追加	_,

No 3	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他( )
要望 項目名	経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置の延長
要望内容(概要)	<ul> <li>特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要)</li> <li>中小企業の再生を支援する観点から、再生企業の保証人となっている経営者が、「合理的な再生計画」に基づき、当該再生企業に対して事業用資産の私財提供を行った場合には、令和7年3月末までの間、当該資産に係る譲渡益を非課税とする特例が措置されているところ。</li> <li>特例措置の内容中小企業の再生を継続的に支援する必要があることから、当該措置を延長すること。</li> </ul>
関係条文	地方税法第32条第1項及び第2項 租税特別措置法第40条の3の2 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第12条の2 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第14条の2
減収 見込額	[初年度] — ( — ) [平年度] — ( — ) (単位:百万円)
要望理由	(1)政策目的 中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済・地域金融の活性化を図り、ひいて は、中小企業への円滑な資金提供を促す。
	(2) 施策の必要性 本特例措置は、平成25年3月末で中小企業金融円滑化法の期限が終了したことに併せて導入されたものであるが、経営改善・事業再生が必要な中小企業は現在も数多く存在しており、抜本的な事業再生等が必要な企業に対しては、問題を先送りすることなく、外部専門家との連携を図りつつ、債権放棄等の金融支援を含めた、真に実効性のある抜本的な事業再生支援を行っていくことが重要である。このように、地域経済・産業の成長や新陳代謝を支える積極的な金融仲介機能の発揮をより一層加速させていくことが重要であることから、経営者が事業継続に必要不可欠な資産を保有している場合に再生を円滑に進めることを可能にする本特例措置を延長することが必要。
本要望に 対応する 縮減案	なし

	1		
		政策体系におけ る政策目的の位 置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展
		政策の 達成目標	中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済・地域金融の活性 化を図る。
	合理性	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	3 年間延長すること。
今回		同上の期間中 の達成目標	政策の達成目標と同じ。
の要望(		政策目標の 達成状況	中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めるための環境が整備された。
税負担軽1	有	要望の措置の適用見込み	抜本的な事業再生を行う中小企業において活用されることが見込まれる。
減措置等)に	勃性	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	本件特例措置は、再生企業の保証人となっている経営者が、「合理的な再生計画」に基 づき、再生企業に対して事業用資産の私財提供を行った場合の譲渡益を非課税とするも のであり、中小企業の事業再生・経営改善を促進するうえで有効である。
関連する事		当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	_
項	相	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	_
	当性	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	_
		要望の措置の 妥当性	再生企業の保証人となっている経営者が、「合理的な再生計画」に基づき、再生企業に対して事業用資産の私財提供を行った場合の譲渡益を非課税とすることにより、中小企業にとって真の経営支援に繋がる支援を本格化させるための環境が整備されることから、要望として妥当である。

これまでの	税負担軽減措置等の 適用実績	令和3年度1件 令和4年度0件 令和5年度1件
3 税負担軽減措	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	_
置等の適用・	税負担軽減措置等の適 用による効果 (手段と しての有効性)	再生企業の保証人となっている経営者が、「合理的な再生計画」に基づき、再生企業 に対して事業用資産の私財提供を行った場合の譲渡益を非課税とすることにより、中小 企業にとって真の経営支援に繋がる支援を本格化させるための環境が整備された。
実績と効果に	前回要望時の 達成目標	中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済・地域金融の活性 化を図る。 産業復興機構による、被災事業者に対する事業再生支援の実効性を高めることで、被 災地域の産業復興を図る。
に関連する事項	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	中小企業の事業再生・経営支援に関しては、企業の特性や経営課題に応じ、それぞれ の企業に適した解決策を講じていく必要があることから、地域経済・地域金融の活性化 のためには、本特例措置を含め、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めるため の環境整備を継続的に行う必要。
これ	までの要望経緯	平成 25 年度要望(新設) 平成 28 年度要望(拡充及び延長) 平成 31 年度要望(拡充及び延長) 令和 4 年度要望(拡充及び延長)

No	38		府省庁名 経済産業省
対象税目		個ノ	(住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 (地方消費税)
要項目		外	国人旅行者の利便性向上、免税店の事務負担軽減等を踏まえた免税制度の見直し
要望内容(概要)		消	寺例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 責税法第8条等に基づき、輸出物品販売場(以下「消費税免税店」という。)において、外国人旅行者など ‡居住者に対して、特定の物品を一定の方法で販売する場合には消費税等が免除される。
		令和 て1	時例措置の内容 116年度「税制改正の大綱」(令和5年12月22日閣議決定)に基づき、外国人旅行者向け免税制度につい は、外国人旅行者の利便性の向上や免税店の事務負担の軽減に十分配慮しつつ、空港等での混雑防止の確 を前提として、制度の詳細について結論を得る。
関係	条文	;	肖費税法第8条 肖費税法施行令第18条~第18条の5 肖費税法施行規則第6条~第10条
減 <sup>」</sup> 見込			切年度] - ( - ) [平年度] - ( - ) 女正増減収額] - (単位:百万円)
要望	理由	外増(外な荷	1)政策目的 国人旅行者の利便性の向上及び免税店事業者の免税販売手続の簡素化に繋げ、外国人旅行消費額の更なる即と地方も含めた免税店数の更なる増加を図る。 2)施策の必要性 国人旅行者向け免税制度については、店舗での手続時間や業務負担が大きく、外国人旅行者の利便性を損う側面もあった。また、昨今、制度の悪用事例も散見されるところである。そのため、免税店での業務負等の課題を解決するとともに、不正対策も講じつつ、外国人旅行者の免税手続における利便性向上を図るとが必要不可欠である。
本要 対応 縮洞	する	_	

		政策体系におけ る政策目的の位 置付け		4. 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展
			策の 成目標	「観光立国推進基本計画」(令和5年3月31日閣議決定)における目標 ・訪日外国人旅行消費額 早期に5兆円を達成する 「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定)における目標 ・訪日外国人旅行消費額 2030年に15兆円を達成する
今回の	合理性		税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	恒久措置
5)要望(税負担軽減措置			同上の期間中 の達成目標	「観光立国推進基本計画」(令和5年3月31日閣議決定)における目標 ・訪日外国人旅行消費額 早期に5兆円を達成する 「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定)における目標 ・訪日外国人旅行消費額 2030年に15兆円を達成する
等)に関		政策目標の 達成状況		・訪日外国人旅行消費額 2023 年: 5 兆 3, 065 億円
連する事	<u></u>	要望の措置の 適用見込み		_
項	有 効 性	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)		本措置を講ずることにより、外国人旅行者への販売機会の増加に繋げ、外国人旅行消費額のより一層の拡大と地方を含めた免税店数の更なる増加を図る。
	相	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置		外国人旅行者向け免税制度の見直し(消費税・酒税)
	性性	$\sigma$	・算上の措置等 要求内容 び金額	地方部における新消費税免税店モデル構築等事業 【要求内容】地方部で工芸品・特産品等の高単価商品を販売している小売店が免税店化する上での課題を収集した上で、当該課題の解決に資する DMO 等が主体となり、免税店の普及支援をモデル的に実施し、他地域への事例展開へも活かす。 【令和7年度予算概算要求額】: 50 百万円 令和6年度税制改正(外国人旅行者向け免税制度の見直し)を踏まえた補助事業も要望。

			上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	令和6年度税制改正の大綱において、外国人旅行者向け免税制度について「免税店の事務負担の軽減に十分配慮」した上で制度の詳細について結論を得ることとされていることを踏まえ、必要な予算措置を検討。
		_	受望の措置の そ当性	外国人旅行者への販売機会の増加に繋げ、外国人旅行消費額のより一層の拡大と地方を 含めた免税店数の更なる増加を図るためには、本措置を講ずることが妥当である。
これまでの税負担軽減措置等	れまでの税負担軽減措置税適		軽減措置等 <i>の</i> 漬	・訪日外国人旅行消費額 2013 年: 1 兆 4, 167 億円 2014 年: 2 兆 278 億円 2015 年: 3 兆 4, 771 億円 2016 年: 3 兆 7, 476 億円 2017 年: 4 兆 4, 162 億円 2018 年: 4 兆 5, 189 億円 2019 年: 4 兆 8, 135 億円 2020 年: 7, 446 億円 2021 年: 1, 208 億円 2022 年: 8, 987 億円 2023 年: 5 兆 3, 065 億円

の適用実績とは	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	
効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適 用による効果 (手段と しての有効性)	<ul> <li>○免税対象品目の拡大・手続簡素化により、外国人旅行消費額の大幅な拡大、消費税免税店の拡大に繋がった。(平成26年10月開始)</li> <li>○免税手続カウンター制度が開始され、商店街、ショッピングセンターにおける店舗の免税手続の負担が大幅に軽減された。(平成27年4月開始)</li> <li>○免税販売の対象となる最低購入金額の引下げにより、地方における外国人旅行消費額を拡大した。(平成28年5月開始)</li> <li>○一定の要件の下、「一般物品」と「消耗品」の合計金額が5,000円以上となる場合も免税販売の対象とすることにより、地方における外国人旅行消費額を拡大した。(平成30年7月開始)</li> <li>○既に消費税免税店の許可を受けている事業者が、地域のお祭り等に出店する場合において、事前の手続により免税販売を可能とすることにより、地方における外国人旅行消費額を拡大した。(令和元年7月開始)</li> <li>○免税店の許可要件について、従業員を介さずに免税販売手続を行うことが出来る機器を設置した場合には、免税販売手続に必要な人員の配置等を不要とする措置を講じたことにより、24時間購入可能となる等、外国人旅行者の利便性向上に繋がった。(令和3年10月開始)</li> <li>○免税購入対象者の変更(留学生等の免税対象からの除外)を行うとともに、免税手続の際に Visit Japan Web を活用した本人情報の確認が可能となったことにより、店舗の免税手続の負担軽減及び外国人旅行者の利便性向上に寄与した。(令和5年4月開始)</li> </ul>
	前回要望時の 達成目標	「観光立国推進基本計画」(令和5年3月31日閣議決定)における目標 ・訪日外国人旅行消費額 早期に5兆円を達成する 「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定)における目標 ・訪日外国人旅行消費額 2030年に15兆円を達成する
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	・訪日外国人旅行消費額 2019 年: 4兆8,135 億円 2020 年: 7,446 億円 2023 年: 5兆3,065 億円 2019 年の「訪日外国人旅行消費額」は過去最高(当時)となった一方、翌 2020 年以降は 新型コロナウイルスの影響により大幅に減少した。2023 年は 2019 年を上回り過去最高を 更新、短期目標の早期5兆円を達成。2030 年 15 兆円に向けて取組を進めている状況にあ る。
これ	までの要望経緯	平成 26 年度: 拡充

額の合算を認める(ただし、一般物品と消耗品は区別)。

### 平成28年度: 拡充

〇一般物品の免税販売の対象となる最低購入金額を「10,000円超」から「5,000円以上」 へ引き下げるとともに、免税対象物品を消費税免税店から一定の運送事業者を利用し て海外の自宅や空港等へ直送する場合の手続の簡素化等を行う。

#### 平成30年度:拡充

- 〇一定の要件の下、「一般物品」と「消耗品」の合計金額が 5,000 円以上となる場合も 免税販売の対象とする。
- 〇紙による免税販売手続(購入記録票のパスポートへの貼付・割印)を廃止し、電子化する。

### 令和元年度:拡充

〇既に消費税免税店の許可を受けている事業者が、地域のお祭り等に出店する場合において、簡素な手続により免税販売を可能とする「臨時免税店制度」を創設する。

### 令和2年度:拡充

〇消費税免税店の許可要件について、従業員を介さずに免税販売手続を行うことが出来 る機器を設置した場合には、免税販売手続に必要な人員の配置等を不要とする措置を 講じる。

#### 令和4年度:拡充

○免税購入対象者の変更(留学生等の免税対象からの除外)を行うとともに、Visit Japan Web を活用した本人情報の確認を可能とする。

#### 令和6年度:検討事項要望

〇出国時に税関において持ち出しが確認された場合に免税販売が成立する制度とし、令和7年度税制改正にて、制度の詳細について結論を得ることとする。

38 - 5

( 廃止・縮減)

No 1	
NO I	<u>所 自 月 石 柱房座未自</u>
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他( )
見直し 項目名	DX(デジタルトランスフォーメーション)投資促進税制の廃止
見直し 内容 (概要)	産業競争力強化法に基づき主務大臣の認定を受けた、部門・拠点ごとではない全社レベルのDXに向けた計画に沿って、DXの実現に必要なクラウド技術を活用したデジタル関連設備投資に対して税額控除又は特別償却とする特例措置について、廃止する。
関係条文	地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号 租税特別措置法第42条の12の7
増収 見込額	[平年度] 精査中 (精査中) [改正増減収額] – (単位:百万円)
廃止 又は 縮減の 理由	DX 投資促進税制は、先進的な DX 事例の普及に一定の役割を果たした。企業・経営者の意識改革やデジタル人材育成を通じて更なる DX 推進を進めることから、本税制は適用期限をもって廃止とする。

( 廃止・縮減 )

No 2	府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他( )
見直し 項目名	5G 導入促進税制の廃止
見直し 内容 (概要)	「5G 促進法(特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律)」による「特定高度情報通信技術活用システム導入計画」に基づき取得した5G情報通信システムに係る一定の設備に対して税額控除又は特別償却とする特例措置について、廃止する。
関係条文	<ul> <li>一地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号</li> <li>租税特別措置法第42条の12の6</li> <li>租税特別措置法施行令第27条の12の6</li> <li>租税特別措置法施行規則第20条の10の2</li> </ul>
増収 見込額	[平年度] 精査中 ( 精査中 ) [改正増減収額] — (単位:百万円)
廃止 又は 縮減の 理由	本税制は、信頼性等のある 5G 基地局の導入促進に一定の役割を果たしたため、適用期限をもって廃止とする。

( <u>廃</u> 止・縮 減 )

No	3							<u>府 省</u>	庁 名	経済産業省	
対象	税目	個人	人住民税	法人住民税	事業税	不動産取得税	固定資産税	事業所税	その他(	)	
見頃		平月	平成30年7月豪雨における被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置の廃止								
見面内(概	容	被		再建支援法が		必要とする制度 いた市町村の区		替償却資産	を取得した	法人・個人事業	
		被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域内で被災代替償却資産を取得又は改良した法人・個人事業主に対して、震災等が発生した年から4年を経過する年の3月31日までの間に取得又は改良したものに限り、取得した最初の4年間償却資産に係る固定資産税について課税標準を2分の1の価格とする措置を講ずるとされているところ、平成30年7月豪雨においては、災害発生から4年を経過する年の3月31日までの期間について、2年間適用期限の延長を行い、令和7年3月31日までの期限としている。									
【見直し内容】 令和7年3月31日に期限を迎える、平成30年7月豪雨における被災代替修 措置について、期限の延長をしない。									替償却資産(	に係る固定資産税の	)特例
関係	条文			第 349 条の 3 施行令第 52 纟		)2					
増 見ジ		_	平年度] 改正増減	— 収額] —	( -	- )				(単位:百万円)	
廃 又 縮 理	は 域の	復.	興につい	て、被災自治	体にヒア		たところ、こ			する。本制度を活用いては、確認できた	